

レジャー・レクリエーション研究

第64号

<原著>

- 大学体育実技におけるニュースポーツの教材としての有用性
ーインディアカ・ユニバーサルホッケーとバレーボール・バスケットボールの運動特性の比較からー
中丸信吾・池畑亜由美・木村博人・河村剛光・青木和浩 3
- 都市林における森林浴の歩行速度の違いが生理的・心理的变化に与える影響
馬場 健・今西純一・今西二郎・扇谷えり子・渡邊映理・森本幸裕 13
- 台湾・金門国家公園における公園事業と多様な主体参画の可能性
涂 智益・下嶋 聖・栗田和弥・麻生 恵 23

<実践研究>

- 障がい者のおしゃれの意識についての一考察
～女性障がい者アスリートAさんの場合～
大森宏一 39
- 子どもの遊びの中で発生する「もめごと」に関する研究
～「もめごと」の発生原因と解決過程に着目して～
岡本充弘・古城建一 49

<日本レジャー・レクリエーション学会第39回学会大会 シンポジウム開催趣旨および概説 於：江戸川大学>

- 総合テーマ：生態系資源と文化的資源をつなぐライフデザイン
ー架け橋としてのレジャー・レクリエーションー
土屋 薫 61

<日本レジャー・レクリエーション学会第39回学会大会 シンポジウム報告 於：江戸川大学>

- 総括セッション記録：ひとがリピーターを育み、リピーターがひとを育てる
ー着地型観光に学ぶ地域の誇りー
庄司邦昭・後藤新弥・樋口正一郎・恵小百合・小高静子・井崎義治・梅谷秀治 65

<日本レジャー・レクリエーション学会第39回学会大会 地域研究 於：江戸川大学>

- 「旧葛飾郡エリアのレジャー・レクリエーション資源」報告
田中伸彦 91

<第2回日本レジャー・レクリエーション学会賞支援実践奨励賞>

- レクリエーション空間整備に関するワークショップ技術の検討とその実践
矢野加奈子 97

<日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規程他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 投稿規程・原稿作成要領・投稿票>

日本レジャー・レクリエーション学会

2010年3月

【編集委員会からのお知らせ】

日本レジャー・レクリエーション学会

編集委員会 委員長

田中 伸彦

原稿の投稿先が変わります

平成 22（2010）年 4 月 1 日より、投稿原稿の投稿先が下記のとおり変更になります。
論文等を投稿される方はご注意のほど、よろしくお願いたします。

・新しい投稿先

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1

東海大学 観光学部 観光学科

（日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会）

田中 伸彦 宛

TEL：0463-58-1211 内3955 FAX：0463-50-2536

平成 22 年度「日本レジャー・レクリエーション学会賞」 候補者推薦のお願い

日本レジャー・レクリエーション学会
学会賞選考委員会 委員長 小田切毅一

本学会では、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として、毎年「日本レジャー・レクリエーション学会賞」を選考・授与しています。

つきましては、平成 22 年度の下記 4 賞の学会賞候補者の推薦を受け付けます。学会賞候補者を推薦する会員は、「日本レジャー・レクリエーション学会賞規程」および「日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規」をよく読んでうえて推薦書を作成し、必要書類等を揃え、学会賞選考委員会事務局宛に提出いただくようお願い致します。

なお、平成 22 年度の推薦締め切り、および推薦書の様式、必要書類ならびに部数につきましては、5 月下旬を目途に学会ホームページ (<http://www.jslrs.jp>) に掲載する予定です。推薦者は学会ホームページを参照の上、提出いただくようお願い致します。

学会賞は、(1) 学会賞、(2) 研究奨励賞、(3) 支援実践奨励賞、(4) 貢献賞の 4 賞で、研究奨励賞につきましては、論文部門と発表部門の 2 部門があります。各賞・部門の概要は下記の通りです。

「学会賞」は、正会員によって平成 21 年度に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、「レジャー・レクリエーション研究」以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者（ファースト・オーサー）のものに限る。

「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、平成 21 年度に発行された「レジャー・レクリエーション研究」の掲載論文とする。

「研究奨励賞－発表部門－」の対象は、平成 21 年度の学会大会において発表された一般研究発表（口頭、ポスター）とする。

「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与する。

学会賞選考委員会事務局（推薦書等の提出先）

〒 290-0193 千葉県市原市潤井戸 2 2 8 9

帝京平成大学千葉キャンパス

現代ライフ学部レジャービジネス学科

浮田 千枝子

TEL & FAX 0436-74-5049

E-mail c-ukita@amber.plala.or.jp

<原著>

大学体育実技におけるニュースポーツの教材としての有用性
— インディアカ・ユニバーサルホッケーとバレーボール・
バスケットボールの運動特性の比較から —

中丸 信吾¹ 池畑亜由美² 木村 博人²
河村 剛光¹ 青木 和浩¹

**Effectiveness of the new sports as teaching materials
in college physical education class**

**— From the comparison of exercise characteristics of the new sports (indiacca and
universal hockey) and the ball game sports (volleyball and basketball) —**

Shingo Nakamaru¹, Ayumi Ikehata², Hiroto Kimura²,
Yoshimitsu Kohmura¹ and Kazuhiro Aoki¹

Abstract

The purposes of this study were to clarify exercise characteristics of the new sports (indiacca : IN, universal hockey : UH) from the comparison with the ball game sports (volleyball : VB, basketball : BB), and obtain knowledge to utilize the new sports (IN, UH) as teaching materials in college physical education class.

Subjects were 34 female college students. They were divided into the new sports group and the ball game sports group. The new sports group played IN and UH. The ball game sports group played VB and BB. Measured items were exercise intensity (heart rate and rating of perceived exertion), mood stage, and the joy of exercise.

As the results; there were no differences in exercise intensity between IN and VB, UH and BB. After the exercise, a pleasantness mood was uplifted in both groups. There were various joys of the exercise not biased to the competition in IN and UH.

IN and UH were suggested that it was possible to utilize as teaching materials of the function as not only the health promotion but also the base of the lifelong sports.

1. はじめに

青年期の体力低下が問題視されている近年において、大学体育実技の果たす役割として健康づくりや体力の維持・増進が挙げられる。一方、さまざまなスポーツを体験しスポーツに対する興味・関心を高めるといった生涯スポーツの基礎づくり

としての役割も重要であると考えられる。ニュースポーツは誰でも手軽に行うことができ、技術や体力に関係なく楽しめるスポーツとして近年注目されている。ニュースポーツとは競技力・体力・老若男女を問わず、あらゆる人々に開かれ親しみやすさを含んだ新しい概念のスポーツであり¹⁴⁾、

1 順天堂大学 Juntendo University

2 東京家政大学 Tokyo Kasei University

ニュースポーツはこれまでの競技中心のスポーツに対するアンチテーゼとして考案されたスポーツとされている⁶⁾。代表的な種目にはバタンクやゲートボール、インディアカ、ユニバーサルホッケーなどが挙げられ、現在では多くの種目が全国スポーツ・レクリエーション祭や全国ニュースポーツ・フェスティバルをはじめとして地域のスポーツ大会等で取り入れられている。さらに、近年では大学体育の場面においてもニュースポーツを取り入れられるようになってきており、大学でのニュースポーツの出会いや体験が生涯スポーツ観の形成につながることを示唆されている⁷⁾。したがって、大学体育実技においてニュースポーツを取り入れることは意義のあることと考える。しかし、ニュースポーツの運動特性については十分な検討がなされておらず、さらにニュースポーツが大学体育実技の教材としていかに活用できるかについての検討も少ない。

そこで、本研究はニュースポーツの中でもインディアカ (IN) とユニバーサルホッケー (UH) に着目し、球技スポーツであるバレーボール (VB) とバスケットボール (BB) との比較からそれぞれの運動特性を明らかにし、ニュースポーツ (IN・UH) を教材として活用するための知見を得ることを目的とした。

2. 方法

(1) 被験者

被験者は週1回の大学体育実技授業以外に運動習慣を持たない健康な女子大学1年生34名とし、ニュースポーツ (IN・UH) 群16名、球技スポーツ (VB・BB) 群18名とした。被験者の身体特性は表1の通りであり、両群に有意な差はみられなかった。なお、ニュースポーツ群は被験者全員がニュースポーツ (IN・UH) 未経験者であった。

(2) 運動種目

本実験で実施する運動種目の選定にあたって、まず従来から大学体育実技で扱われていると思われる既存の球技スポーツからVBとBBを取り上げた。これらの種目は攻守の競技形態からみると、VBは攻守分離型、BBは攻守入り乱れ型に分類されている²¹⁾。ニュースポーツについてはこれらの球技スポーツと対比するように、攻守分離型としてIN、攻守入り乱れ型としてUHを取り上げた。したがって、ニュースポーツ群は攻守分離型としてIN、攻守入り乱れ型としてUHを実施し、球技スポーツ群は攻守分離型としてVB、攻守入り乱れ型としてBBを実施することとした。

各種目のゲーム実施に際して、INは通常のルールに則り4人制で行い、バドミントンコートを用いネットの高さは185cmとした。また、INは通常15点先取の3ゲームマッチで行われるが、本研究ではゲーム時間を10分間とし、得点の多いチームを勝者とした。UHについては屋内競技ルールに従い6人制で行い、バスケットボールコートを用い、エンドライン、サイドラインにはフェンスを設置した。UHのゲーム時間は通常、前半10分、後半10分(計20分)で2時間のハーフタイムを設けるが、本研究では10分間とした。VB、BBについては正規ルール通りとしたが、ゲーム時間については、VBは10分間とし、得点の多いチームを勝者とした。また、BBについては、本研究の被験者が週1回の大学体育実技授業以外に運動習慣を持たない学生であることに加え、予備実験の結果から心拍数が他の種目に比べて高くなることが考えられたため、ゲーム時間を6分間とした。各種目とも十分なウォーミングアップおよび各種技能練習を行い、呼吸が落ち着く程度の休息をした後、それぞれ2ゲームずつ実施した。なお、各種目のウォーミングアップからゲ

表1 被験者の身体特性

	ニュースポーツ (IN・UH) 群	球技スポーツ (VB・BB) 群	有意差
身長 (cm)	156.4 ± 5.4	158.1 ± 4.3	n.s.
体重 (kg)	50.4 ± 5.9	50.4 ± 4.7	n.s.
BMI	20.6 ± 2.3	20.1 ± 1.5	n.s.

表2 各種目におけるウォーミングアップからゲームまでの展開

IN	UH	VB	BB
ウォーミングアップ	ウォーミングアップ	ウォーミングアップ	ウォーミングアップ
対人パス	ドリブルシュート	対人パス	対人パス
4人円陣パス	対人パス	スパイク練習	シュート練習
4人対4人移動パス	2人組でパスからシュート	サーブ練習	2人対2人(1ゴールマッチ)
	2人対1人でパスからシュート		2人組でパスからシュート
休息	休息	休息	休息
ゲーム①(10分)	ゲーム①(10分)	ゲーム①(10分)	ゲーム①(6分)
休息	休息	休息	休息
ゲーム②(10分)	ゲーム②(10分)	ゲーム②(10分)	ゲーム②(6分)
	休息	休息	休息
	ゲーム③(10分)	ゲーム③(10分)	ゲーム③(6分)

※UH・VB・BBのゲームは対戦の組合せにより3ゲーム中2ゲームを実施した

ーム終了までの展開を表2に示した。

(3) 測定項目

1) 運動強度

①心拍数

運動中の心拍数はハートレートモニター(Polar社)を用いて5秒毎に連続して測定した。分析対象は2ゲーム実施したうちの1ゲーム目とした。得られた心拍数からゲーム中の最高心拍数、最低心拍数、平均心拍数、心拍数水準(最高心拍数「220-年齢」に対するゲーム中の平均心拍数の割合)を求めた。なお、心拍数の測定についてはニュースポーツ(IN・UH)群が16名の内8名、球技スポーツ(VB・BB)群が18名の内10名とした。

②主観的運動強度(RPE)

RPEはBorg^{31,4)}のスケールを小野寺ら¹⁶⁾が日本語訳した質問票を用いて、各ゲーム終了直後に6~20(非常に楽である~非常にきつい)までの評価段階により測定した。

2) 感情尺度

運動前後における感情の変化について、「快感」因子4項目、「リラックス感」因子4項目、「不安感」因子2項目の3因子10項目から構成されるMood Check List-Short Form 1(MCL-S.1)⁶⁾を用いて測定した。回答は「まったくそうである」と「まったくそうでない」を両極とした7段階で行い、「まったくそうである」を3点、「まったくそうでない」を-3点とし、因子毎の合計得点

を求めた。したがって、因子毎の合計得点の幅は「快感」が12点から-12点、「リラックス感」が12点から-12点、「不安感」が6点から-6点となる。測定は運動開始前と運動終了後に実施した。

3) 運動の楽しさ

大学生における体育授業の運動の楽しさは「自主的活動」「観戦・応援」「挑戦」「スリル感」「競争」「進歩・向上」「レクリエーション」「運動の基本的欲求充足」「人間関係」の9因子に分けられるといわれている²²⁾。本実験では実施した運動の楽しさがどの程度であったか、9因子それぞれについて「楽しさを感じた」から「楽しさを感じなかった」までの5段階評価により測定した。得点は「楽しさを感じた」を2点、「楽しさを感じなかった」を-2点とした。さらに、5段階評価に加えて因子毎に「どのような場面で楽しさを感じましたか?」という質問に対して被験者に自由記述にてコメントを求めた。

(4) 統計処理

INとUHの2群間の平均心拍数の比較および各種目における運動実施前後2群間の比較には対応のあるt検定を用いた。また、分類別(攻守分離型、攻守入り乱れ型)にみたニュースポーツ(IN・UH)と球技スポーツ(VB・BB)の2群間の比較には対応のないt検定を用いた。なお、統計的有意水準は5%とした。

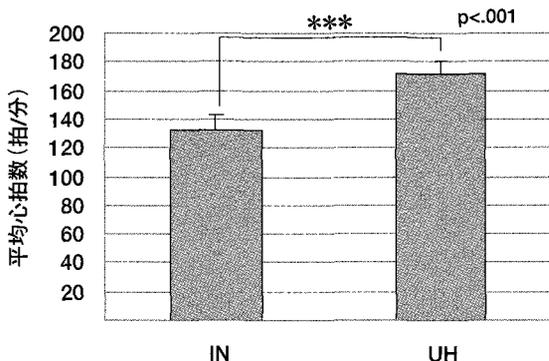


図1 ニュースポーツ (IN・UH) におけるゲーム中の心拍数

表3-1 分類別 (攻守分離型) にみたINおよびVBの運動強度

	IN	VB	有意差
平均心拍数 (rpm)	132.5 ± 10.5	138.8 ± 22.4	n.s.
最高心拍数 (rpm)	154.8 ± 10.7	164.5 ± 18.3	n.s.
最低心拍数 (rpm)	103.6 ± 11.2	108.9 ± 17.3	n.s.
心拍数水準 (%)	65.9 ± 5.2	69.1 ± 11.1	n.s.
RPE	12.6 ± 0.8	12.2 ± 1.4	n.s.

表3-2 分類別 (攻守入り乱れ型) にみたUHおよびBBの運動強度

	UH	BB	有意差
平均心拍数 (rpm)	170.9 ± 9.7	177.0 ± 9.9	n.s.
最高心拍数 (rpm)	194.3 ± 8.7	188.5 ± 24.4	n.s.
最低心拍数 (rpm)	110.6 ± 23.3	127.7 ± 21.1	n.s.
心拍数水準 (%)	85.0 ± 4.8	88.1 ± 4.9	n.s.
RPE	16.1 ± 1.4	15.1 ± 1.9	n.s.

3. 結果

(1) 運動強度

ニュースポーツ (IN・UH) におけるゲーム中の平均心拍数 (図1) は、INにおいて132.5 ± 10.5拍/分、UHにおいて170.9 ± 9.7拍/分であり、INとUHに有意 (p<0.001) な差がみられた。また、これらの心拍数水準はINが65.9 ± 5.2%、UHが85.0 ± 4.8%であった。次に分類別にニュースポーツ (IN・UH) と球技スポーツ (VB・BB) を比較すると、INとVBとの間およびUHとBBとの間に有意な差は認められなかった。また、RPEについても同様の結果であった (表3-1, 2)。

(2) 感情の変化

各種目実施前後における感情の変化 (表4) は、種目に関わらず快感情が高揚し (IN・VB・UH・BB: p<0.001)、リラックス感が低下し (IN・UH・BB: p<0.01, VB: p<0.05)、不安感が抑制された (IN: p<0.01, VB・UH・BB: p<0.001)。

(3) 運動の楽しさ

分類別にみた運動の楽しさを表5-1, 2に示した。因子得点を見ると、いずれも正の値を示した。また、分類別に比較すると、攻守分離型では「レクリエーション」因子においてVBに比べINの方が有意ではないものの高い傾向 (p=0.055) にあった (表5-1)。また、攻守入り乱れ型では「観

表4 各種目実施前後における感情の変化

		運動前	運動後	有意差
快感情	IN	-1.3 ± 4.0	7.8 ± 2.8	***
	VB	1.3 ± 4.3	7.6 ± 3.0	***
	UH	-0.7 ± 3.8	7.4 ± 1.9	***
	BB	0.6 ± 4.4	7.2 ± 3.7	***
リラックス感	IN	2.1 ± 2.9	-0.6 ± 3.4	**
	VB	3.7 ± 3.6	0.6 ± 4.6	*
	UH	2.8 ± 3.0	-1.3 ± 4.8	**
	BB	3.7 ± 4.2	-2.1 ± 6.4	**
不安感	IN	-2.9 ± 2.2	-4.8 ± 1.6	**
	VB	-1.3 ± 3.1	-4.1 ± 2.0	***
	UH	-2.9 ± 2.3	-5.1 ± 1.3	***
	BB	-2.8 ± 2.7	-4.3 ± 2.4	***

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

表5-1 分類別（攻守分離型）にみたINおよびVBの運動の楽しさ

	IN	VB	有意差
自主的活動	1.4 ± 0.6	1.2 ± 0.4	n.s.
観戦・応援	0.9 ± 1.3	1.3 ± 0.6	n.s.
挑戦	1.6 ± 0.5	1.4 ± 0.6	n.s.
スリル感	1.3 ± 0.7	1.1 ± 0.9	n.s.
競争	1.5 ± 0.6	1.4 ± 0.6	n.s.
進歩・向上	1.3 ± 0.6	1.0 ± 1.0	n.s.
レクリエーション	1.4 ± 0.5	1.0 ± 0.9	†
運動の基本的欲求充足	1.4 ± 0.7	1.4 ± 0.6	n.s.
人間関係	1.8 ± 0.4	1.7 ± 0.5	n.s.

†:p<.01

表5-2 分類別（攻守入り乱れ型）にみたUHおよびBBの運動の楽しさ

	IN	VB	有意差
自主的活動	1.4 ± 0.6	1.4 ± 0.9	n.s.
観戦・応援	1.1 ± 0.6	1.7 ± 0.5	**
挑戦	1.4 ± 0.9	1.4 ± 0.5	n.s.
スリル感	1.5 ± 0.6	1.3 ± 0.7	n.s.
競争	1.5 ± 0.5	1.4 ± 0.5	n.s.
進歩・向上	1.0 ± 0.8	1.3 ± 0.7	n.s.
レクリエーション	1.0 ± 0.8	1.1 ± 0.8	n.s.
運動の基本的欲求充足	1.5 ± 0.9	1.7 ± 0.6	n.s.
人間関係	1.6 ± 0.5	1.7 ± 0.6	n.s.

*:p<.05

戦・応援」因子においてBBがUHに比べ有意 ($p < 0.01$) に高かった (表 5-2)。他の因子についてはINとVB、UHとBBとの間に有意な差はみられなかった。

4. 考察

(1) ニュースポーツ (IN・UH) の運動特性

1) 運動強度

INとUHの平均心拍数を比較すると、INの 132.5 ± 10.5 拍/分に比べUHでは 170.9 ± 9.7 拍/分と有意に高かった。また、心拍数水準はINが $65.9 \pm 5.2\%$ 、UHが $85.0 \pm 4.8\%$ であった (図 1)。このことから分かるように、UHの運動強度

は高く、INはUHに比べ運動強度が低いといえる。先行研究と比較してみるとINは $120 \sim 140$ 拍/分¹⁵⁾、UHは $140 \sim 180$ 拍/分¹¹⁾ であり本研究と同程度の運動強度であった。分類別にニュースポーツ (IN・UH) と球技スポーツ (VB・BB) の運動強度を比較してみると、INとVBとの間において有意な差は認められなかった (表 3-1)。UHとBBの比較では、UHに比べBBはゲーム時間が6分と短かったが両者に有意な差は認められなかった (表 3-2)。これらのことから、INとUHはそれぞれVBとBBと同等の運動強度が確保できると示唆される。これは先行研究においてVBが $130 \sim 150$ 拍/分^{8) 19)}、BBが $140 \sim 180$ 拍/

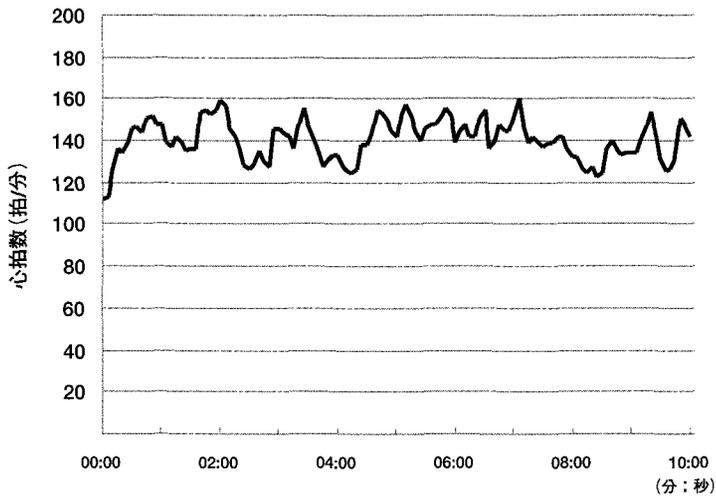


図2 被験者HOにおけるINゲーム中の心拍数の変化

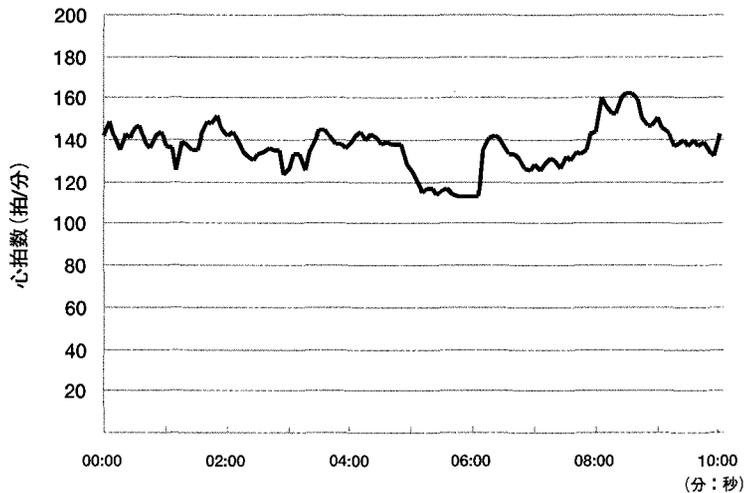


図3 被験者ARにおけるVBゲーム中の心拍数の変化

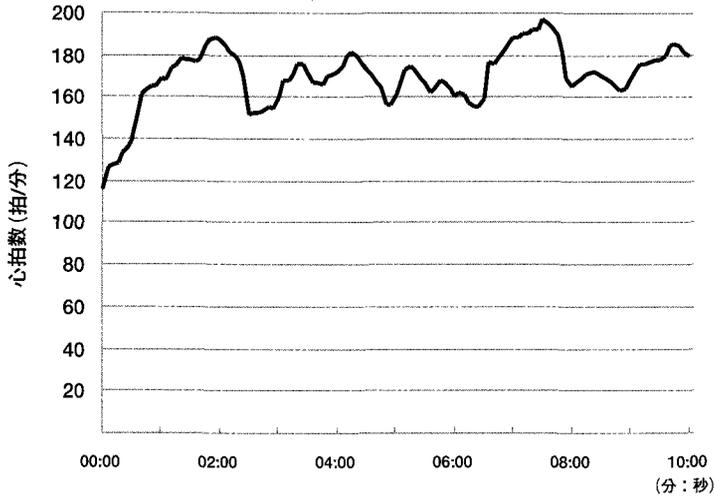


図4 被験者 TA における UH ゲーム中の心拍数の変化

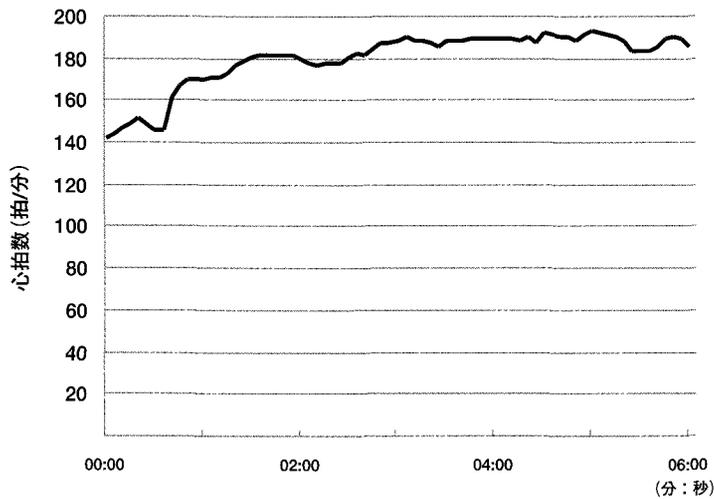


図5 被験者 AO における BB ゲーム中の心拍数の変化

分¹⁹⁾と報告されていることから分かる。

さらに、各種目のゲーム中の心拍数について、分類別に被験者の一例を挙げて比較してみると、攻守分離型では、心拍数はIN、VBともに140拍/分前後で変動していた(図2、3)。一方、攻守入り乱れ型では、心拍数はUH、BBともにゲーム開始から急激に上昇した。その後、BBは180拍/分前後で変動は小さく、UHは160～180拍/分の間で変動が大きかったものの、UH、BBともにゲーム中の心拍数は高い値を示した(図4、5)。このように、分類別のゲーム中の心拍数の変化からみても、INとUHはそれぞれVBとBB

と同様の傾向が示された。

一般に体力を維持または向上させるためには50% VO₂max以上の運動強度が必要とされている²¹⁾。この強度は本実験の被験者の年代において、心拍数では約130拍/分、心拍数水準では約65%に相当する²⁴⁾。したがって、INとUHでは運動強度に差がみられるものの、両種目とも体力の維持・向上に効果的な運動強度であると考えられる。また、ニュースポーツは運動強度が低いスポーツと捉われがちだが、INやUHにおいてはVBやBBといった既存の球技スポーツと同等の運動強度をもった教材としてとりあげることができ

る。

このように、運動強度ではINとUHはそれぞれVBとBBと同等の運動強度であり、いずれも体力の維持・向上に効果的な運動強度であることが明らかになった。

2) 感情の変化

運動実施前後の感情の変化ではいずれの種目においても快感情が高揚し、リラックス感が低下し、不安感が抑制されることが明らかになった(表4)。運動による快感情の改善はこれまでにジョギング⁵⁾やサーキットトレーニング²³⁾、球技スポーツ¹⁷⁾においても報告されており、本研究は先行研究を支持する結果であった。また、運動の心理的効果をみた研究では、低い運動強度では効果がなく¹²⁾¹⁸⁾、中等度²⁾あるいは高強度¹³⁾が必要との報告もある。本研究で用いたINやUHは、いずれも中等度以上の運動強度であった。したがって、INやUHは心理的効果からみてもVBやBBと同様に爽快感の高まる運動といえる。なお、リラックス感の低下はゲームに熱中し興奮した状態であったからと考えるのが妥当であろう。

3) 運動の楽しさ

運動の楽しさについて、まず因子得点をみてみるといずれの種目においても正の値を示しており、このことから被験者は種目に関わらずすべての因子において運動の楽しさを感じていることが分かる。

次に各因子得点を分類別に比較してみると、攻守分離型では「レクリエーション」因子においてVBに比べINの方が高い傾向にあった(表5-1)。このことから、INはVBに比べレクリエーション的な楽しさの高いスポーツといえる。そこで、レクリエーション的な楽しさを感じた場面についてコメントを取り上げてみると、INでは「常に楽しかった点」や「とにかく楽しいところ」、「みんなで楽しめる場所」など単純に楽しい点を挙げている者が多かった(8件)。加えて、「辛すぎず楽しくプレーできたところ」や「少し汗をかく程度のちょうどよい運動だったところ」など運動強度に関するコメントを挙げている者もみられた(5件)。このことから、被験者は実施した運動が単純に楽しいことに加えて適度な運動強度であることをレクリエーション的であると捉えて

いることがわかる。このような傾向はVBとは異なった結果であった。

一方、攻守入り乱れ型では「観戦・応援」因子においてUHに比べBBが高い結果であった(表5-2)。楽しさを感じた場面についてのコメントでは種目による特徴的な違いはみられなかったが、本実験の被験者にとってUHは初めての体験ということもあり、ゲームを見る楽しさよりも実際にゲームを行う楽しさを感じていたことが考えられる。

これらのほかに分類別の因子得点の比較では有意な差は見られなかったものの、コメントの内容を見てみるとニュースポーツ(IN・UH)の種目特性が表れている因子がみられた。まず、「スリル感」因子についてみてみると、UHは多くの被験者がスリルを感じる楽しさとして「スピード感があるところ」を挙げていた(9件)。このようなコメントは他の種目にはみられなかった。したがって、スピード感はUH特有の醍醐味のひとつとして挙げられる。UHのゲーム中はボールが予期しない場所へと移動することが多いこともスピード感を助長させている点であるといえよう。また、「進歩・向上」因子では、INでは「ラリーが続くようになること」や「だんだん上手く打てるようになること」などのコメントが多く(10件)、UHでは「スティックの使い方が上手くなること」や「ボールが上手く打てるようになったり、パスが上手く出せるようになったりすること」などのコメントが多かった(7件)。このような技能が向上する楽しさに関するコメントはVBやBBに比べて多く、INやUHは技能が向上する楽しさが得られやすいスポーツであると考えられる。これは、INやUHが既存のスポーツを簡単に楽しめるようにルールや用具を改良したスポーツ¹⁰⁾²⁰⁾であることから分かる。

以上のことから、運動の楽しさではINはVBに比べレクリエーション的な楽しさが高い傾向にあることが明らかになった。また、UHはBBに比べ観戦・応援の楽しさが低いものの、他のスポーツには見られないスピード感を味わうことができることが特徴として挙げられた。さらにこの他にIN、UHともに技能が向上する楽しさが得られやすいなどの特徴もみられた。

(2) 大学体育実技の教材としてのニュースポーツ (IN・UH)

本実験の結果、まず運動強度ではINとUHはそれぞれVBとBBと同等の運動強度であり、いずれも体力の維持・向上に効果的な運動強度であることが明らかになった。ニュースポーツは運動強度が低いスポーツと捉われがちだが、種目によってはINやUHなどのように既存の球技スポーツ (VB・BB) と同等に取り入れることができる。また、感情の変化についてもINとUHはVBとBBと同じように爽快感が高まることが明らかになった。したがって、INとUHは健康づくりや体力の維持・増進を目的とした教材として活用できると考えられる。青年期の体力低下が問題視されている近年において、大学体育実技の教材として運動強度が確保できるという点は意義のあることといえるだろう。

一方、運動の楽しさではINにおいてレクリエーション的な楽しさが得られること、UHにおいてBBに比べ観戦・応援の楽しさが低いものの、他の種目にはみられないスピード感を味わうことができることが明らかになった。さらにIN、UHともに技能が向上する楽しさが得られやすいなどの特徴も挙げられた。既存の球技スポーツでは勝敗や高い体力や技能の獲得といった競技性が強調されがちであるが、INやUHではそのような競技性に傾倒しないさまざまな楽しさがあることがわかった。これはニュースポーツが競技中心のスポーツに対するアンチテーゼとして「いつでも」「どこでも」「だれでも」楽しめるように考案されたもの⁹⁾であることからわかる。現代においてスポーツはアスリートだけのものだけではなく、誰でも参加できるものとなってきており、スポーツに対する価値観は多様化してきているといえる。特に大学生の年代においてスポーツに対する価値観を広げておくことは、ライフステージに応じてスポーツをうまく生活に取り入れていくために重要であると考えられる。また、大学でのニュースポーツの出会いや体験が生涯スポーツ観の形成につながることを示唆されている⁷⁾。これらのことから、大学体育実技の教材としてINやUHを取り入れることは大きな意義があるといえるだろう。

5. まとめ

本研究の目的はニュースポーツ (IN・UH) の運動特性について、球技スポーツ (VB・BB) との比較から明らかにし、ニュースポーツ (IN・UH) を教材として活用するための知見を得ることである。

被験者は女子学生34名とし、ニュースポーツ群および球技スポーツ群に分けた。ニュースポーツ群はINおよびUHを実施し、球技スポーツ群はVBおよびBBを実施した。各実施種目について運動強度 (心拍数、主観的運動強度)、感情の変化、運動の楽しさを測定した。

その結果、INとUHはそれぞれVBとBBと同等の運動強度であることがわかった。また、種目に関わらず運動後に快感情が高まることがわかった。さらに、INやUHは競技性に傾倒しないさまざまな楽しさがあることがわかった。

これらのことから、大学体育実技においてINやUHは、健康づくりや体力の維持・増進という役割だけでなく、生涯スポーツの基礎づくりとしての役割を満たす教材として大いに活用できると考える。

引用文献

- 1) Balady, G. J., Berra, K. A., Golding, L. A., Gordon, N. F., Mahler, D. A., Myers, J. N., Sheldahl, L. M., General principles of exercise prescription, (American College of Sports Medicine, ACSM's Guidelines for Exercise Testing Prescription (6th Ed.), Williams & Wilkins, Philadelphia), 137-164, 2000
- 2) Berger, B. G., Stress Reduction Through Exercise: The Mind - Body Connection, Motor Skills :Theory into Practice 7:31-46, 1983
- 3) Borg, G., Perceived Exertion :a note on "history" and methods, Med.Sci.Sports 5:90-93, 1973
- 4) Borg, G., A Note on Category Scale with "Ratio Properties" for Estimating Perceived Exertion, Reports from the Institute of Applied Psychology, the University of Stockholm, No.36, 1973
- 5) 橋本公雄・徳永幹雄・高柳茂美・斉藤篤司・磯貝浩久、快適自己ペース走による感情の変化に影響する要因—ジョギングの好

- き嫌いについて一、スポーツ心理学研究 20 : 5-12、1993
- 6) 橋本公雄・徳永幹雄、運動中の感情状態を測定する尺度(短縮版)作成の試み—MCL-S.1 尺度の信頼性と妥当性—、健康科学 18 : 109-114、1996
 - 7) 五十嵐寿早・笹瀬雅史、生涯スポーツ観形成の契機に関する研究、山形大学教育実践研究 13 : 99-108、2004
 - 8) 伊藤 稔・伊藤一生・北村栄美子・小川邦子・前田喜代子、女子学生の体育実技授業中の心拍数の変動と運動強度の推定について、体育科学 6 : 65-76、1978
 - 9) 木村博人、ニュースポーツ・めずらしいスポーツ、(齊藤恭平編著、「あなたの知りたい健康・運動・スポーツの Topics」、八千代出版、東京)、185-186、2002
 - 10) 北川勇人、改訂ニュースポーツ事典、遊戯社、東京 : 3-8、2000
 - 11) 小山 貴、生涯スポーツとしてのユニ・ホッケーについて、日本体育学会大会号 48 : 481、1997
 - 12) Morgan, W. P., Robarts, J. A. and Feinerman, A. D., Psychologic Effect of Acute Physical Activity, Arch. Phys. Med. Rehabil. 52:422-425, 1971
 - 13) Morgan, W. P., Exercise, as a Relaxation Technique, Primary Cardiology, 6:48-57, 1980
 - 14) 中野隆士、ニュースポーツの人口動態、体育の科学 56 : 361-365
 - 15) 日本インディアカ協会編、インディアカ、(財)日本レクリエーション協会、東京 : 28-33、1982
 - 16) 小野寺孝一・宮下充正、全身持久性運動における主観的強度と客観的強度の対応性、体育学研究 21 : 191-203、1976
 - 17) 塩田 徹、一般学生における球技スポーツの運動強度と気分にはばさず影響、作新学院大学紀要 10 : 279-288、2000
 - 18) Sime, W. E., A Comparison of Exercise and Meditation in Reducing Physiological Response to Stress, Medicine and Science in Sports 9:55, 1977
 - 19) Skubic, V., Hodgkins, J., Relative strenuousness of selected sports as performed by woman, Res. Quart. 38:305-313, 1967
 - 20) 高瀬 博、ニュースポーツに関する一考察(Ⅱ)—母体スポーツによる分類とその特徴—、関東学園大学紀要 9 : 41-52、2001
 - 21) 高橋健夫、これからの体育授業と教材研究のあり方、体育科教育 41 : 18-21、1993
 - 22) 徳永幹雄・橋本公雄、体育授業の「運動の楽しさ」に関する因子分析的研究、健康科学 2 : 75-90、1980
 - 23) 内田英二・神林 勲、週1回8週間のサーキットトレーニングが大学生の体力および感情に与える影響、体育学研究 51 : 11-20、2006
 - 24) 山地啓司、運動処方のための心拍数の科学、大修館書店、東京 : 162-188、1981

(受付 : 2008 年 11 月 29 日)
(受理 : 2009 年 6 月 25 日)

<原著>

都市林における森林浴の歩行速度の違いが
生理的・心理的变化に与える影響

馬場 健¹ 今西純一¹ 今西二郎²
扇谷えり子² 渡邊映理² 森本幸裕¹

Effect of speed of walking in urban forest on
psychological and physiological change

Takeshi Baba¹, Junichi Imanishi¹, Jiro Imanishi²,
Eriko Ohgitali², Eri Watanabe² and Yukihiro Morimoto¹

Abstract

Shinrin-Yoku (a mode of forest therapy) that provides healing and relaxation has drawn wide attention in the background of anxieties about the health such as an increase of the lifestyle disease and the stress, and the progress of the aging society. Meanwhile, walking are becoming increasingly popular as an exercise to be able to attempt the health promotion and maintenance readily, therefore there are a lot of people who enjoy Shinrin-Yoku and walking concurrently in a familiar green space. However, it is still not apparent that various walking speed have influences on positive effect of Shinrin-Yoku such as induction of physical and mental relaxation. In this research, we conducted a walking experiment at three different speeds (fast, intermediate and slow) at Kyoto Imperial Garden, which is easily accessible and is realistic walking environments for Kyoto city-dwellers, to reveal the effect of walking speed of Shinrin-Yoku on mind and body in a familiar city forest. Eight subjects answered three kinds of questionnaires pre- and post-walking for a psychological evaluation. Moreover, they put on the heart rate recorder for the physiological assessment and the R-R interval was measured. As a result, we found that relaxation was gradually induced in the fast group while parasympathetic activity increased the most at early time after walk in the intermediate group. The slow group showed a significantly positive psychological effect. We revealed that the different speeds had distinct effects on the physiological and psychological change after walking in urban forest.

1. はじめに

メタボリック症候群などの生活習慣病やストレスの増加、高齢化社会の進行などにもなう健康不安を背景に、生活にゆとりや癒しを求める動きが見られるようになってきている。中でもウォーキングは気軽に健康の増進や維持が図れるものとして注目され、日常生活の中でおこなう運動種目の中

でもっとも人気がある¹⁾。また、爽やかな空気を吸い景色を眺めるなど、ウォーキングと同時に河川敷や公園などの身近な緑地での森林浴を合わせて楽しむ人々が多く見受けられる。特に地方や郊外の住民と比較して周囲に緑地の少ない都市住民にとって、限られた身近な都市林はウォーキング環境として非常に重要な空間といえる。

1 京都大学大学院地球環境学堂・学舎 Graduate School Global Environmental Studies, Kyoto University

2 京都府立医科大学大学院医学研究科 Kyoto Prefectural University of Medicine

森林浴は、すがすがしさや新鮮な空気、静けさ、小鳥のさえずりなどを求めて木々に囲まれた環境を訪れ、心身のリフレッシュや健康の回復を得ることを目的としており、ウォーキングや座って緑を眺める（座観という）など林内でのアクティビティ全般を指す²⁾。そして、近年の研究から、森林浴は心身に好ましい効果があることが明らかになってきている。

山崎・飛岡(1991)や、山崎ら(1992)は、運動後の心拍数の回復が森林では屋内より早いことを観察し^{3) 4)}、大石ら(1996)は森林では草地より緊張が少ないことを指摘している⁵⁾。Ohtsuka et al.(1998)は糖尿病患者を対象とした実験で、森林散策後の血糖値の低下を確認した⁶⁾。また、森林散策のストレス緩和効果^{7) 8) 9)}やリラクゼーションの誘導^{10) 11)}があることを示唆する研究結果もある。

しかし、森林浴の効果には、循環器系や筋力の強化といったウォーキングという運動による身体機能の増強の例^{12) 13)}にみられるように、運動の影響も大きな要素として評価する必要があると考えられる。森林内における歩行強度について考察した研究は、障害物や勾配の歩行影響を評価した林内作業に関するもの^{14) 15)}や、遊歩道の設定条件を歩行エネルギーから評価したもの¹⁶⁾などがあるが、森林浴の歩行速度について検討した研究は、山田ら(2006)の報告例¹⁷⁾など非常に少ない。

つまり、森林浴において、異なる歩行速度の影

響については未だ明らかではない。そこで、本研究では、都市住民に身近な都市林を対象地とし、森林浴における歩行速度の違いが心身に与える影響について生理的、心理的評価を通して明らかにすることを目的とした。

2. 方法

(1) 対象地と被験者

対象地には、京都市の中心部に位置する京都御苑を選んだ。京都御苑を選定したのは、日常的にウォーキングやランニングを行う人の姿が多く見られるなど市民に親しまれている公園であること、林内を通る歩径路がよく整備されていること、京都市の中心寄りに位置するため多様な地域の市民が利用すること、などを考慮したからである。京都御苑の北半分のエリアを対象に、清和院御門付近を発着地とする林内を主として歩行するよう全長2.3 kmのコースを設定した。(図1、2) 実験は2006年6月23日、7月7日、7月14日の3日間実施した。

被験者として8名の京都府立医科大学の健康な男女学生(平均年齢±標準偏差: 21.9 ± 1.0)に協力を依頼し、各回被験者を速度別に3群(速い、中程度、遅い)に分けた。経験する歩行速度の順序の影響を受けないよう歩行速度の経験順を考慮した(表1)。実際の速度別の被験者数は、体調不良による欠席および測定器の接触不良によるデータ欠損が生じ、速い群7名、中程度群7名、遅い群5名であった(表2)。なお本研究は、京



図1 対象地と歩行ルート



図2 対象地の様子

表1 被験者の歩行順序組み分け

被験者	性別	6月23日	7月7日	7月14日
A	男性	遅い	速い	中程度
B	男性	中程度	遅い	速い
C	男性	中程度	×	×
D	男性	速い	遅い	中程度
E	男性	速い	中程度	△
F	女性	中程度	速い	△
G	女性	速い	遅い	中程度
H	女性	遅い	×	速い

注) △: データ無効, ×: 不参加

表2 各速度群の被験者数

N	男性	女性	全体
速い群	4	3	7
中程度群	5	2	7
遅い群	3	2	5

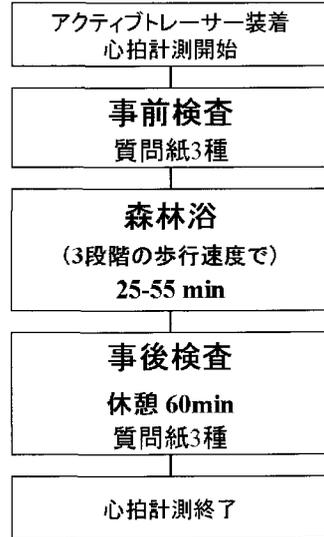


図3 実験の流れ

都府立医科大学医学倫理審査委員会の承認を得た上で、被験者に事前説明を行い、参加の承諾を得て実施した。

(2) 実験の流れ

被験者は、実験の冒頭に心拍計を装着し、心拍データの測定を即時開始した(図3)。続いて森林浴を実施する前の時点での被験者の心理的状态を把握するために、3種類の質問紙検査を行った。

その後、速度の異なる歩行速度で森林浴を実施した。各回5~7人の被験者を3群(速い、中程度、遅い)に分け、歩行リズムを一定に保つため、メトロノームを持った先導者が一定の歩行テンポで率いた。なお、歩行テンポの設定を行うため、本実験の2週間前に、実験当日先導者となる3人の学生に景色を眺めながら歩くということを前提として歩いてもらった。そのときに得られたテンポが、メトロノームの設定で85(1分間に85拍)であり、この速度を今回の実験で「中程度(約3.2 km/h)」と設定した。さらにその1.5倍の速度を「速い(約4.8 km/h)」、2/3倍の速度を「遅い(約2.1 km/h)」と設定した。なお、実際に本実験で2.3 kmのコースを歩くのに要した時間は、3回の平均で速い群26分、中程度群45分、遅い群55分であった。

森林浴後は、歩行速度による事後の生理的影響の差異を見るため、清和院御門付近のベンチに座った状態で60分間の休憩時間を設け、その間の

心拍データを測定した。既往研究にあるように座って緑を眺めるだけでも森林浴の効果がある¹¹⁾ため、休憩中は緑が視界に入らないよう緑地を背にし、大宮御所の壁に向かって座るよう指示した。休憩後は、森林浴前と同じ質問紙検査を行った。

(3) 評価方法

1) 生理学的評価法

生理学的評価には心拍データとして、心電波形のR波のピーク間隔である心拍1拍ごとの間隔を意味するR-R間隔データを用いた。心拍のR-R間隔の測定に用いた心拍計は、アクティブトレーサー(AC301、アームエレクトロニクス社製)である。被験者は、実験中終始アクティブトレーサーを装着し、その間のR-R間隔を記録した。心拍のR-R間隔データから心拍数と心拍変動の周波数成分の1分毎のデータを算出した。心拍数は最も基本的な自律神経系の指標であり、これまで林内の歩行強度を評価する研究でよく用いられている指標である^{14) 15) 16)}。また近年の森林浴研究では、交感神経系や副交感神経系の活動を推定するために心拍の変動性を解析し評価に用いることが増えてきている^{11) 17) 18)}。心拍変動の算出には、時系列データ解析プログラム(MemCalc/Win、諏訪トラスト社製)を用いた。これにより、最大エントロピー法(スペクトル解析)と呼ばれる、心拍のR-R間隔のゆらぎを心拍変動成分(交感・副交感神経系の働きにより上下する変動成

分)を解析することができる。この手法を用いて、0.04-0.15Hzの低周波成分(low frequency: LF)と0.15-0.40Hzの高周波成分(high frequency: HF)を検出した。LFは交感神経と副交感神経の両方の活動を反映する指標で、HFは副交感神経機能の指標である。HFは値が大きいほど副交感神経が活発に働いている状態を示す。また、交感神経機能の指標としてLF/HFが知られており、値が大きいほど交感神経が活発に働いている状態を示す¹⁹⁾。

2) 心理学的評価法

被験者の心理的变化を把握するために、歩行運動の前と後で質問紙への回答を求めた。ただし、歩行後の回答は、歩行後60分間の休憩の後に行った。質問紙には、既往研究で用いられてきた代表的な指標であるPOMS (Profile of Mood States)とSTAI (State-Trait Anxiety Inventory)、そして、リラクセーションの程度を測定するためにQR2 (Questionnaire for Relaxation version 2)を用いた。

POMSは、McNair et al. (1971)が開発した指標で、気分プロフィール検査といい、個人の主観的な気分状態を多面的に評価する質問紙である²⁰⁾。このテストは、性格傾向を測定するものではなく、個人のおかれた条件下で変化する一時的な気分や感情の状態を測定できるのが特徴である。この質問紙は気分の状態について、「緊張-不安(T-A)」、「抑うつ-落ち込み(D)」、「怒り-敵意(A-H)」、「活気(V)」、「疲労(F)」、「混乱(C)」という6つの尺度で同時に測定できる。設問65項目を5段階で回答し、点数が高いほど各因子の傾向が強いことを示す。本研究では、横山・荒木(1991)による日本語版を用いた²¹⁾。

STAIは、Spielberger et al. (1970)が開発した指標で、状態・特性不安検査という²²⁾。刻々と変化する不安の状態をあらわす「状態不安」と、不安になりやすい性格傾向をあらわす「特性不安」の2側面から被験者の不安の程度を測定する質問紙である。設問40項目を4段階で回答し、点数が高いほど不安が高いことを示す。本研究では、日本語版STAI²³⁾を用いた。

QR2は、京都府立医科大学微生物学教室が開発した指標で、心身のリラクセーション傾向を測定する質問紙である。心理面10問、身体面12

問の合計22問から構成され、回答時の自分の状態をアナログスケールにより回答する。40mmスケールの1mmを1点と換算すると各設問の最高得点は40点であり、心理面400点満点、身体面480点満点となる。得点が低いほどリラクセーション傾向にあることを示す。

(4) 統計分析

心拍変動成分(HF、LF/HF)と心拍数の歩行前のベースラインは、歩行前の心拍データの安定している時間帯に設定した。そして、60分の休憩時間の変化を捉えるため、休憩時間を3等分した各時間帯(休憩1(最初の20分間)、休憩2(次の20分間)、休憩3(最後の20分間))と、歩行前のベースラインとの比較を多重比較(ダネットの方法)により行った。なお、心拍変動成分(HF、LF/HF)の分析には、ベースラインの平均値を100とした相対値を用いた。ただし、ベースラインは質問紙に回答している時間帯に設定しており、歩行後の休憩時間帯とは被験者の状態がやや異なると考えられるので、ベースラインとの有意差が直ちに歩行後のリラクセーションを意味するものとは判断せず、ベースラインは歩行後の休憩時間中の変化を統計的に表すための基準として扱った。心理学的評価に用いた質問紙3種については、歩行前と歩行後に得られたデータをpaired-t test(対応のあるt検定)により比較した。これらの統計処理にはSPSS version 12.0jを用い、有意水準は5%とし、数値は平均値±標準偏差で表記した。さらに心拍変動と心拍数のデータの5項移動平均をとり、時間の推移にともなう歩行後の変化を図化した。

3. 結果

(1) 生理的評価

速い群では、HF相対値は、休憩3でベースラインよりも有意に高い値を示した($p=0.003$) (表3)。また、HF相対値は、歩行後に次第に増加し、休憩50分の時点で最大値($250.2 \text{ ms}^2 \text{ ms}^{-2} \times 100$)を示した(図4)。一方、LF/HF相対値は、ベースラインと各休憩時間帯の間に有意な差は見られなかった(表4)。また心拍数は、休憩3においてベースラインよりも有意に低い値を示した($p=0.020$) (表5)。心拍数は、休憩開始直後から

表3 各速度群における多重比較（ダネットの方法）を用いた HF 相対値の歩行前後比較

HF相対値 (ms ² ms ⁻² ×100)	歩行前		歩行後			t値	自由度	p
	M	SD	時間帯	M	SD			
速い群 (N=7)	100	0	休憩1	165.93	66.72	2.61	6	0.211
			休憩2	179.17	90.41	2.32	6	0.112
			休憩3	245.29	99.13	3.88	6	0.003**
中程度群 (N=7)	100	0	休憩1	222.26	110.61	2.92	6	0.006**
			休憩2	154.37	68.50	2.10	6	0.292
			休憩3	145.34	58.41	2.05	6	0.429
遅い群 (N=5)	100	0	休憩1	293.56	192.17	2.25	4	0.085
			休憩2	256.10	177.41	1.97	4	0.184
			休憩3	299.52	302.40	1.48	4	0.075

注) M: 平均値, SD: 標準偏差, **: p<.01 (いずれも両側検定)

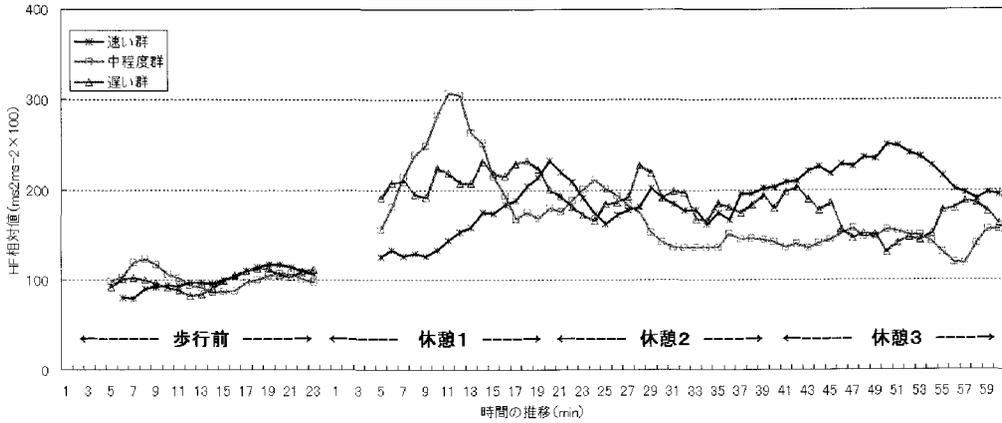


図4 5項移動平均による HF 相対値の経時変化

表4 各速度群における多重比較（ダネットの方法）を用いた LF/HF 相対値の歩行前後比較

LF/HF相対値 (ms ² ms ⁻² ×100)	歩行前		歩行後			t値	自由度	p
	M	SD	時間帯	M	SD			
速い群 (N=7)	100	0	休憩1	101.97	74.80	0.07	6	1.000
			休憩2	112.33	48.68	0.67	6	0.926
			休憩3	112.49	54.06	0.61	6	0.923
中程度群 (N=7)	100	0	休憩1	101.60	37.57	0.11	6	1.000
			休憩2	122.39	79.75	0.74	6	0.728
			休憩3	88.83	31.93	0.93	6	0.950
遅い群 (N=5)	100	0	休憩1	107.30	63.47	0.26	4	0.991
			休憩2	107.36	68.31	0.24	4	0.991
			休憩3	134.76	119.29	0.65	4	0.570

注) M: 平均値, SD: 標準偏差, いずれも両側検定

表5 各速度群における多重比較（ダネットの方法）を用いた心拍数の歩行前後比較

心拍数 (bpm)	歩行前		歩行後			t値	自由度	p
	M	SD	時間帯	M	SD			
速い群 (N=7)	75.23	10.71	休憩1	73.53	15.43	0.69	6	0.726
			休憩2	72.20	14.27	1.31	6	0.317
			休憩3	69.30	11.84	3.67	6	0.020*
中程度群 (N=7)	74.20	7.98	休憩1	67.01	7.20	3.26	6	0.006**
			休憩2	68.40	8.16	2.02	6	0.027*
			休憩3	66.26	8.22	5.07	6	0.003**
遅い群 (N=5)	74.68	6.07	休憩1	66.98	2.68	3.07	4	0.011*
			休憩2	67.18	3.20	3.01	4	0.013*
			休憩3	68.10	3.00	1.84	4	0.027*

注) M: 平均値, SD: 標準偏差, *: p<.05, **: p<.01 (いずれも両側検定)

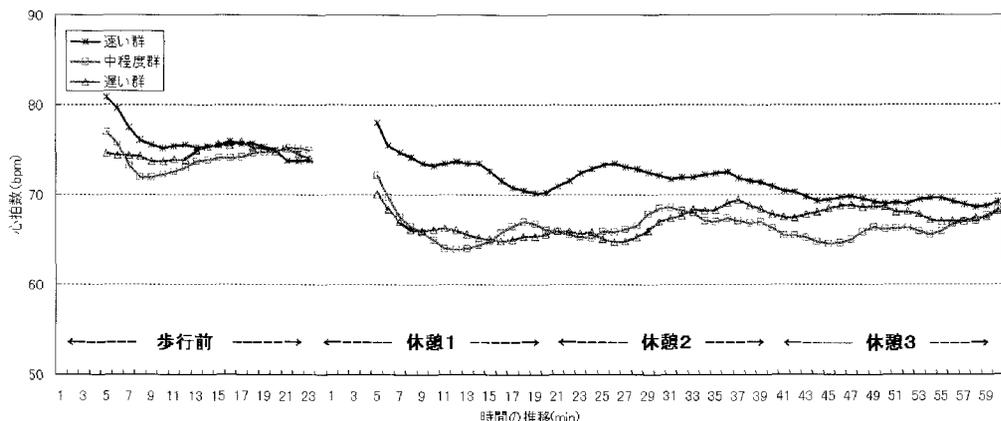


図5 5項移動平均による心拍数の経時変化

表6 各速度群における paired-t test を用いた質問紙3種の歩行前後比較

POMS		歩行前		歩行後		t 値	自由度	p
		M	SD	M	SD			
速い群 (N=7)	T-A	10.86	6.47	9.43	6.16	1.55	6	0.172
	D	11.43	9.27	11.57	8.77	0.13	6	0.901
	A-H	11.43	11.09	11.43	10.29	0.00	6	1.000
	V	12.14	4.41	15.14	5.01	2.81	6	0.031*
	F	10.29	4.96	9.86	6.18	0.51	6	0.629
中程度群 (N=7)	C	8.71	3.64	8.57	4.04	0.14	6	0.890
	T-A	11.86	6.47	12.14	5.87	0.60	6	0.569
	D	13.29	7.93	12.86	7.93	0.42	6	0.689
	A-H	13.86	10.78	14.43	10.89	1.00	6	0.356
	V	13.29	3.30	14.71	6.21	0.85	6	0.426
遅い群 (N=5)	F	12.14	6.20	13.57	5.80	2.71	6	0.035*
	C	10.71	3.59	9.71	3.09	1.45	6	0.197
	T-A	10.60	8.14	10.80	6.38	0.12	4	0.910
	D	9.00	6.16	8.40	4.34	0.45	4	0.675
	A-H	12.60	12.30	11.80	11.99	1.63	4	0.178
	V	12.60	5.18	14.20	8.56	0.98	4	0.382
	F	12.00	4.18	9.60	6.15	0.74	4	0.499
	C	7.40	3.78	7.60	4.39	0.41	4	0.704

注) M: 平均値, SD: 標準偏差, *: p<.05 (両側検定)

STAI		歩行前		歩行後		t 値	自由度	p
		M	SD	M	SD			
速い群 (N=7)	状態不安	41.57	8.54	35.14	7.47	2.30	6	0.061
	特性不安	44.86	8.57	45.14	7.60	0.28	6	0.788
中程度群 (N=7)	状態不安	41.86	7.43	37.57	9.02	1.72	6	0.135
	特性不安	46.71	4.27	46.86	3.72	0.28	6	0.788
遅い群 (N=5)	状態不安	41.67	10.07	32.67	7.64	4.32	4	0.0496*
	特性不安	40.67	7.51	37.33	9.87	2.29	4	0.149

注) M: 平均値, SD: 標準偏差, *: p<.05 (両側検定)

QR2		歩行前		歩行後		t 値	自由度	p
		M	SD	M	SD			
速い群 (N=7)	心理面	155.71	78.44	91.00	27.72	2.56	6	0.043*
	身体面	129.71	75.13	170.00	136.79	0.67	6	0.528
中程度群 (N=7)	心理面	114.71	52.54	99.29	55.54	2.05	6	0.086
	身体面	150.00	80.48	152.00	68.74	0.14	6	0.894
遅い群 (N=5)	心理面	156.80	66.23	74.80	56.33	2.27	4	0.085
	身体面	152.80	83.58	114.40	79.64	1.81	4	0.144

注) M: 平均値, SD: 標準偏差, *: p<.05 (両側検定)

減少の傾向が見られ、休憩 58 分の時点で最小値 (68.6 bpm) を示した (図 5)。

中程度群では、HF 相対値は、休憩 1 でベースラインよりも有意に高い値を示した ($p=0.006$) (表 3)。また、HF 相対値は休憩開始後に増加し始め、休憩 11 分の時点で最大値 ($307.4 \text{ ms}^2 \text{ ms}^{-2} \times 100$) を示した。その後は漸減傾向を示し、休憩 57 分の時点で最小値 ($118.5 \text{ ms}^2 \text{ ms}^{-2} \times 100$) を示した (図 4)。一方、LF/HF 相対値は、ベースラインと各休憩時間帯の間に有意な差は見られなかった (表 4)。心拍数は、休憩 1 と休憩 2、休憩 3 のいずれにおいてもベースラインより有意に低い値を示した (順に $p=0.006, 0.027, 0.003$) (表 5)。また、心拍数は休憩開始後もなく低下し、休憩 12 分時点で最小値 (63.9 bpm) を示した。その後は 64 ~ 69 bpm の範囲で緩やかな増減を示した (図 5)。

遅い群では、HF 相対値は、いずれの休憩時間帯でもベースラインとの有意な差はなかった (表 3)。一方、LF/HF 相対値は、速い群、中程度群と同様にベースラインと各休憩時間帯の間に有意な差は見られなかった (表 4)。心拍数は、休憩 1 と休憩 2、休憩 3 のいずれにおいてもベースラインと比較し有意に低い値を示した (順に $p=0.011, 0.013, 0.027$) (表 5)。また、心拍数は休憩開始後もなく低下し、65 ~ 70 bpm の範囲で緩やかな増減を示した (図 5)。

(2) 心理的評価

各群の歩行前と歩行後の 3 種類の質問紙データについて paired-t test によって比較を行った (表 6)。まず速い群では、質問紙 POMS の活気 (V) が歩行後に有意に上昇した ($p=0.031$)。また質問紙 QR2 の心理面において、歩行後にリラクゼーションの程度が有意に高まったことが示された ($p=0.043$)。質問紙 STAI では有意な変化はみられなかった。

中程度群では、POMS の疲労 (F) が歩行後に有意に上昇した ($p=0.035$)。STAI および QR2 では有意な変化はみられなかった。

遅い群では、STAI で状態不安が歩行後に有意に減少したことが示された ($p=0.0496$)。POMS および QR2 では有意な変化はみられなかった。

4. 考察

森林浴後の、HF 相対値や心拍数の経時変化や、心理的側面の歩行前後の変化には各群に特徴があり、歩行速度によって森林浴の効果の現れ方が異なることが明らかとなった。

速い群については、HF 相対値と心拍数の歩行後休憩時の経時変化を見ると、休憩時間の最後の 20 分間にあたる休憩 3 の時間帯で、HF 相対値がベースラインと比べて有意に高く、心拍数がベースラインと比べて有意に低い値を示していた。また、時間の経過とともに、HF 相対値は増加、心拍数は減少の傾向にあり、HF 相対値の最大値および心拍の最小値はそれぞれ休憩開始後 50 分あるいは 58 分の時点で観察された。一般的にリラックスした状態では、副交感神経が優位となり、HF 値は増加し^{19) 24)}、心拍数は低下すると言われている^{19) 24) 25)}。したがって、速い群では、森林浴後、時間の経過とともに次第に副交感神経の活動が活発になり、リラクゼーションの程度が高まっていったと推測される。また、休憩直後に実施した心理的評価の結果は、山田ら (2006) の報告¹⁷⁾ 同様、POMS の活気が上昇し、加えて QR2 の心理面で歩行前よりもリラクゼーションが誘導されたことを示しており、どちらも速い歩行での森林浴のポジティブな効果が示されていた。以上より、速い歩行では、森林浴後、休憩 1 時間の範囲においては、時間の経過とともに次第にリラクゼーションの程度が高まり、休憩 1 時間後の心理学的評価においてポジティブな効果が現れることが示された。

中程度群については、HF 相対値と心拍数の歩行後休憩時の経時変化をみると、休憩時間の最初の 20 分間にあたる休憩 1 の時間帯で、HF 相対値がベースラインと比べて有意に高く、心拍数が有意に低い値を示していた。また、HF 相対値の最大値および心拍の最小値はそれぞれ休憩開始後 11 分あるいは 12 分の時点であった。したがって、中程度群では、HF 相対値および心拍数を指標として判断すると、休憩時間帯においては、休憩開始から 10 分過ぎの時点で副交感神経の活動がもっとも活発であり、リラクゼーションの程度はもっとも高かったと推測された。なお、その後の休憩時間において、HF 相対値と心拍数の示す変化

の傾向は同じではなかった。一方、休憩後の心理的評価においては POMS の疲労が上昇し、森林浴のポジティブな効果は示されなかった。これは、心理的評価が、生理的指標において副交感神経の活動がもっとも活発であったと考えられる休憩開始から 10 分過ぎの時点から、かなり時間が経過した時点で行われたことも影響していると考えられる。以上より、中程度の速度の歩行では、森林浴後 1 時間の休憩時間帯において、森林浴を終えた後の早い時間帯 (11 分～12 分経過時点) に、副交感神経の活動がもっとも活発になり、リラクゼーションの程度がもっとも高くなることが示された。しかし、森林浴 1 時間後においては、心理的にポジティブな効果は見られなかった。

遅い群については、HF 相対値と心拍数の歩行後休憩時の経時変化に、同じ傾向は見られなかった。これは、運動としての介入の強度が弱いために、個人差の影響が大きく現れたためではないかと考えられる。また、遅い群が、他の 2 群と比べて被験者が少なく、有意な差が得られにくかった影響もあるかもしれない。一方、心理的評価においては、歩行後に STAI の状態不安が減少し、森林浴のポジティブな効果が示された。これは、速度が遅かったために、他の群よりも長い時間森林に滞在したことや、歩行中に周囲をよく眺めることができたことにより、森林内の座観¹¹⁾に類似した効果が得られた可能性もあると考えられる。以上より、遅い速度の歩行では、生理的な変化は見られにくい、心理的にポジティブな効果が得られる可能性が示唆された。

5. まとめと今後の課題

今回の実験における 3 つの速度群の特徴から、都市緑地における異なる歩行速度での森林浴が、生理的、心理的にそれぞれ異なる影響を与えていることがわかった。中でも、歩行速度によって森林浴後にリラクゼーションの効果が現れるまでの時間に違いがあることが明らかになった。

しかしながら、今回の実験は京都御苑という単一の環境で行った森林浴の事前と事後を比較したにとどまっており、他の森林浴研究で見られるように、屋内または都市部といった人工的な要素の多い異なる環境との比較を行っていないため、森

林浴による効果を把握するには十分ではない。したがって、異なる環境下で同様の実験を実施し、その結果と今回の結果を比較するなど今後の研究を進展させていく必要がある。また、中程度群で休憩後の POMS の疲労度の指標が高かったことから、歩行速度が大きく異なる場合は、森林浴後に心理的評価を行うタイミングが結果に影響を及ぼす可能性があることを、今後考慮すべきであるとする。さらに心理的評価に関しては、Raglin, J.S. and Wilson, M. (1996) が運動強度が高まるほど不安が低下することを報告している²⁶⁾。その一方で、Tiemann et al. (2002) は普段運動をしていない人の場合、軽度の運動の後には不安が減少したが、逆に強度の運動の後には不安が高まったと報告しており²⁷⁾、被験者の属性によって運動の効果が異なる可能性があることも今後考慮すべきであろう。また、被験者によっては今回の実験のように他律的に歩行することをストレスと感じる可能性もあり、Park et al. (2007) や Tsunetsugu et al. (2007) の実験のように一人ずつ自律的に歩行する場合^{10) 11)}との比較も今後の研究課題となろう。

以上のように今後検討すべき課題は少なくないが、本研究は、これまでほとんど検討されてこなかった森林浴の歩行速度について実験を行い、今後の森林浴研究における歩行速度や評価のタイミングを検討する上で有意義な結果を提供できたと考える。

補註及び引用文献

- 1) 内閣府：この 1 年間に行った運動・スポーツの種目、(内閣総理大臣官房広報室編、「体力・スポーツに関する世論調査 平成 18 年 8 月調査」、内閣総理大臣官房広報室、東京)、254pp、2006
- 2) 谷田貝光克、森林の不思議、現代書林、東京：11-37、1995
- 3) 山崎忠久・飛岡次郎、森林の持つ休養機能の評価に関する研究 (Ⅱ) — 空間環境の違いが人間の生理的機能に与える影響 —、日本林学会大会論文集 102: 679-682、1991
- 4) 山崎忠久・飛岡次郎・芝正己、森林の持つ休養機能の評価に関する研究 (Ⅲ) — 空間

- 環境の違いが人間の生理的機能に与える影響 (2)一、日本林学会大会論文集 103: 727-730、1992
- 5) 大石康彦・立身政信・田口春孝・村井宏、植生（森林及び草地）における脳波特性に関する基礎的研究、日本緑化工学会誌 21 (4): 212-222、1996
 - 6) Ohtsuka, Y., Yabunaka, N., Takayama, S., Significance of “Shinrin-yoku (forest-air bathing and walking)” as an Exercise Therapy for Elderly Patients with Diabetes Mellitus. *The Journal of Japanese Association of Physical Medicine, Balneology and Climatology* 61 (2), 101-105, 1998
 - 7) 井川原弘一・高山範理・香川隆英・朴範鎮、晩秋の森林保養地における森林浴の心理的評価と物理環境要因の関係、環境情報科学論文集 19: 229-234、2005
 - 8) Yamaguchi, M., Deguchi, M., Miyazaki, Y., The Effects of Exercise in Forest and Urban Environments on Sympathetic Nervous Activity of Normal Young Adults. *The Journal of International Medical Research* 34, 152-159, 2006
 - 9) Morita, E., Fukuda, S., Nagano, J., Hamajima, N., Yamamoto, H., Iwai, Y., Nakashima, T., Orita, H., Shirakawa, T., Psychological effects of forest environments on healthy adults: Shinrin-yoku (forest-air bathing, walking) as a possible method of stress reduction. *Public Health* 121, 54-63, 2007
 - 10) Park, B.J., Tsunetsugu, Y., Kasetani, T., Hirano, H., Kagawa, T., Sato, M., Miyazaki, Y., Physiological Effects of Shinrin-yoku (Taking in the Atmosphere of the Forest) — Using Salivary Cortisol and Cerebral Activity as Indicators —, *Journal of Physiological Anthropology*, 26, 123-128, 2007
 - 11) Tsunetsugu, Y., Park, B.J., Ishii, H., Hirano, H., Kagawa, T., Miyazaki, Y., Physiological effects of Shinrin-yoku (taking in the atmosphere of the forest) in an old-growth broadleaf forest in Yamagata Prefecture, Japan. *J Physiol Anthropol* 26 (2): 135-142, 2007
 - 12) 稲木光晴：運動と身体の健康、(平木場浩二編、「現代人のからだと心の健康」、杏林書院、東京)、45-80、2006
 - 13) Chodzko-Zajko, W.J., The World Health Organization Issues Guidelines for Promoting Physical Activity among Older Persons. *Journal of Aging and Physical Activity* 5: 1-8. 1997
 - 14) 山田容三、心拍数の定常状態からみた林内歩行強度の評価、日本林学会大会論文集 100: 825-826、1989
 - 15) 吉川正純・沼田邦彦、森林作業における歩行負担の生理学的解析、日本林学会誌 Vol.83 (4): 279-284、2001
 - 16) 岩崎輝雄・加藤敏・北川薫・阿岸祐幸、歩行エネルギーの経時的変化を指標とした森林遊歩道の設定条件に関する生理的特性の実証的研究、日本温泉気候物理医学会誌 第 62 巻 4 号: 207-215、1998
 - 17) 山田容三・国見幸一、森林浴における心理的・生理的効果を高める歩行速度に関する研究、第 117 回日本森林学会大会学術講演集、2006
 - 18) 細江雅彦・宮下久子・諏訪浩・青柳香織・佐藤雅美・大平英樹、森林浴の心理・生理面への影響についての研究、下呂病院年報 27-1、2000
 - 19) 中尾光之・山本光璋：心臓血管系信号ゆらぎのダイナミクスとそのモデル、(社団法人日本エム・イー学会編、「生体リズムとゆらぎ」、コロナ社、東京)、66-106、2004
 - 20) 横山和仁・荒記俊一・川上憲一・竹下達也、POMS (感情プロフィール検査) 日本語版の作成と信頼性および妥当性の検討、日本公衆衛生誌 37: 913-917、1990
 - 21) 横山和仁・荒記俊一、日本版 POMS、金子書房、東京：8pp、1991
 - 22) Spielberger, C.D., Gorsuch, R.L., Lushene, R., The State-Trait Anxiety Inventory: Test manual, Consulting Psychologist Press, Palo Alto, CA., 23-49, 1970
 - 23) 水口公信・下仲順子・中里克治、日本版 STAI、三京房、京都：2pp、1991

- 24) 稲森義雄：心拍の計測と処理、(藤澤清編、「新生理心理学 1 卷生理心理学の基礎」、北大路書房、京都)、158-171、1998
- 25) 河合康明、人体生理学、朝倉書店、東京：71-92、2006
- 26) Raglin, J.S., Wilson, M., State anxiety following 20 minutes of bicycle ergometer exercise at selected intensities., *International journal of sports medicine* 17(6): 467-471, 1996
- 27) Tieman, J.G., Peacock, L.J., Cureton, K.J., Dishman, R.K., The influence of exercise intensity and physical activity history on state anxiety after exercise., *International journal of sport psychology* 33(2): 155-166, 2002

(受付：2009 年 4 月 22 日)
(受理：2009 年 10 月 15 日)

<原著>

台湾・金門国家公園における公園事業と
多様な主体参画の可能性

涂 智益¹ 下嶋 聖² 栗田和弥³ 麻生 恵³

**Possibility of participation of multiple bodies in park
administration at Kinmen National Park, Taiwan**

Chih-i Tu¹, Hijiri Shimojima², Kazuya Kurita³, Megumi Aso³

Abstract

Taiwan's Kinmen National Park is located on the island several kilometers away from Xiamen City, Chinese Fujian Province. After relaxing of the military intense and the armament reduction, Kinmen is designated as a national park in 1995. Not only natural elements such as wetland and lake's value, but also cultural heritages such as the traditional settlements, the historical facilities and those site commemorations' value, this park include multi-dimensional resources.

Like this national park, which is having the multi-dimensional resources, must not administrate monopolistically by its national park administrative office. However, participation of "multiple bodies," such as private enterprise, foundation, non-profit organization and residential association, and those roles sharing administration is essential to manage the varied environment of the park.

The present paper dealt on the relationship between the actual content of park management and its administrated body. Investigation and systematically rearrangement of the fact, analysis and evaluation has been done. Finally, authors considered the way of the future national park administration. Results are obtained as follows:

1) The national park's enterprise, from the viewpoint of participation the multiple body participation, may be divided into implementation stage administration and planning stage administration. On the implementation stage administration, sharing of the role is processing, and participation of volunteer organization and of foundation body can be found actually such as in the maintenance management.

2) On the other hand, participation on the planning stage administration is not much in progress. Especially, such as the landscape restoration in the traditional settlements, plan is projected only by national park administrative office. However, it is cleared as the matter of fact that the demand of inhabitant or park visitors has not been considered in the plan.

3) Regarding the next direction, it is pointed out that promotion of more participation of private

1 筑地総合設計有限公司 Tsukiti Total Consultant Limited

2 東京情報大学総合情報学部環境情報学科
Dept. of Environmental Info. Sci., Fac. of Integrated Info. Sci., Tokyo University of Information Science

3 東京農業大学地域環境科学部造園科学科
Dept. of Landscape Archit. Sci., Fac. of Regional Environment Sci., Tokyo University of Agriculture

enterprise into implementation stage than before may be needed, making such as multiple-body council to urge participation into the planning stage and necessary to invite consulting or coordinating professional person.

1. はじめに

台湾の国家公園は、人手のほとんど加わらない原生自然の地域から、地域住民の長い暮らしの中で育まれてきた文化的な景観¹⁾の地域まで、多様な景観を有している。国家公園の事業（業務）は、従来は国家公園の直轄事業としてなされることが多かったが、利用者への高度なサービス提供、生物多様性確保への対応、人文景観の保全など近年の社会ニーズの拡大に伴い、民間企業やボランティア団体などの「多様な主体」^{2) 3)}の参画により実施される事例が増えてきた。特に、文化的な景観や歴史的景観を多く含む地域制の国家公園においては、複数の行政組織、地域住民、観光活動に携わる事業者など、「多様な主体」の連携協力が国家公園の良好な管理運営には必要な状況となっている。

ところで、中国福建省アモイ市（廈門市）の沖合数 km に浮かぶ金門島は、現在、台湾の領土として台湾政府が管理運営し、全島面積の 25.0 % (3,780 ha) が金門国家公園に指定されている。1949 年以降、金門島では古寧頭の戦い、九三砲戦、八二三砲戦など、いくつかの台湾海峡安全保障をめぐる戦いがあり、多くの戦争の史跡が残された。

一方で、金門島は古くから大陸福建省と深いつながりを持ち、伝統建築や町並みなどの歴史遺産を数多く残した地域である。1992 年の金門戦務の中止（緊張緩和による軍備の縮小と軍事施設の一般開放）、観光開発政策により、利用拠点周辺地域には開発の波が押し寄せ新しい建築物や道路が建設される一方で、伝統集落などでは過疎化・高齢化が進行することとなった。その様な中で、1995 年 10 月 18 日、台湾の第 6 番目の金門国家公園が設立された。

金門島の地域活性化と金門国家公園の特色を打ち出す事業として、金門島の歴史資産を活かした国家公園事業の展開に取り組んでいる。一方、かつての軍事施設や立ち入りが規制されてきた海岸線（干潟）などでは、戦争で失われた自然が回復

し、水湿地の保全と利用、干潟の保全など国家公園事業としての自然保護事業も増えてきている。

こうした文化的な景観から自然生態系まで多彩な景観や環境を有する国家公園においては、開発規制や利用拠点整備など従来型の事業方式だけでなく、まちづくり型（参加型、協働型）ともいべき事業方式も必要になってきている。そのためには、国家公園当局だけが独占的に事業を行うのではなく、県政府や地元行政、財団法人、企業（民間事業者）、NPO などの市民団体を含む「多様な主体」が将来目標を共有し、連携協力しながら事業を進めていく必要がある。しかし、現状ではこうした認識が十分でなく、新しい社会ニーズをふまえない事業方式が依然として進められている場合も少なくない。

筆者ら²⁾は、台湾全体の国家公園における公園事業（業務）の分類整理と、その事業（業務）への「多様な主体」参画の可能性について国家公園事業（縦軸）と担当主体（横軸）のマトリックス表にもとづき体系的な検討を加えたが、本稿では、台湾国家公園の縮図ともいべき文化的な景観から自然生態系まで多彩な景観や環境を有する金門国家公園を対象として、国家公園事業の内容とそれを担う多様な主体の関わり方、事業に対する関係者の認識や意識、課題や問題点を把握し、上記の考え方を踏まえた目指すべき公園事業のあり方とそれに向けた「多様な主体」参画のあり方について検証することにした。

さらに、金門国家公園では地域住民がそのような景観の変化をどのように受け止め、また歴史的景観をどのように活かし、存続させようとしているかについても把握し、今後の景観管理に関する知見を得ることにした。

2. 金門国家公園の特徴と研究課題

(1) 金門国家公園の景観の特徴

台湾では 1984 年に、はじめての国家公園である墾丁（コンテイ）国家公園を設立、それ以来、ここ十数年の間に、玉山、陽明山、太魯閣（タロ

コ)、雪霸などの5つの国家公園が次々と設立されたが、これら5つの国家公園の多くが、生態系や自然景観保護を主な目的としているのに対して、金門国家公園は伝統集落などの文化的な景観や戦跡地の保存・保全を主眼とした公園である。

金門国家公園における「文化的な景観」をめぐる学術研究は、戦務の中止において、集落とその周辺における伝統建築の景観が徐々に失われていくのを危惧する声が高まり、李乾朗⁵⁾、江柏偉⁶⁾、侯錦雄⁷⁾等によって「伝統建築風景に関する座談会」が開かれるなど一定の進展を見せた。当時、「文化的な景観」は1992年に世界遺産の中に新たに導入された概念であり、「自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景」(侯錦雄⁷⁾)のことであり、信仰の対象とされてきた「山々」や「森」、「棚田」や「ブドウ畑」、「庭園」や「公園」などが世界遺産に登録されている。

金門開拓時代の歴史遺産、ならびに戦跡の保全を促進し、貴重な文化遺産と歴史の教訓を継承するため、国家公園事業の推進組織が結成され、民間交流プロジェクトの立ち上げ、及び事業の推進に力を注いできた。金門の住民は中国福建省の泉州、漳州の2州からの移民が多く、建築や生活ス

タイル(民俗)は福建、アモイの伝統を受け継いでいる。そして、40年にわたる軍事的管制で建築規制等が加えられ、その結果として豊かな文化遺産を保存することが出来た。

金門国家公園の豊かな文化遺産は、古跡や伝統集落の建築物によく表れている。11箇所ある古跡には、歴史の中を通りすぎて来た痕跡が記載され、伝統集落や伝統建築は金門国家公園内の最も重要な文化資産である。歐昔、珠山、水頭、瓊林、山后、南山、北山(図1)など、7つの代表的な集落は大部分が、漳州、泉州様式を維持した伝統的な南福建式建築で、煉瓦、石材などの資材の運用から建築の装飾的表現、さらには平面上のアレンジに至るまで、すべて地方特色と芸術的風格を具えている。また、清朝末期には華僑によって俗に「番仔楼」と呼ばれる洋館が導入され、伝統建築と融合して、さらに変化に富んだ建築様式を造り出した。

一方、特に金門戦務の中止によって、軍事的管制下で回復した自然環境が再び破壊される危惧が生じると同時に、集落近郊における開発の進展により農地の減少が進む中、人間の営為との関わりの中で多様な生物種が生息する農林水産業の地域

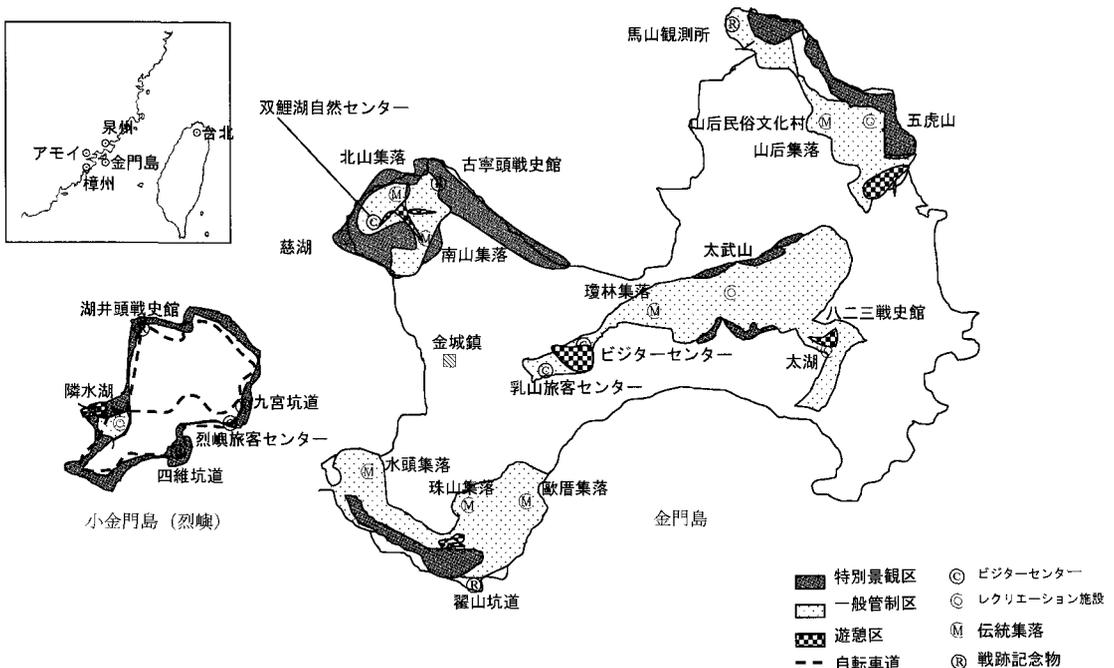


図1 金門国家公園の指定区域・地種区分および利用拠点分布図

(農地やカキ養殖に使用された干潟など)が生態系の維持に重要な役割を果たしていることが指摘されるようになり、これに伴って「文化的な景観」の地域に対する注目度が高まった。また、海岸線は軍事的緊張により長年月にわたって立ち入りが制限されてきたことから生態系が回復してきており、文化的な景観に加えて、新たな保全管理の対象となりつつある。特に金門島西北部の海岸線には広大な干潟が広がり、天然カキの生産地であると同時に、水鳥の渡来地にもなっている。

(2) 金門島における国家公園事業の変遷

金門島における国家公園の指定区域は図1のとおりであるが、島の中央部と海岸線を中心に指定されている。国家公園指定区域内は特別景観区および一般管制区、それに遊憩区に区分されるが、伝統集落は一般管制区内¹⁰⁾に位置している(表1)。

金門島における国家公園行政の変遷と公園事業の関係を整理したのが図2である。以前は主に軍隊の管轄下にあったが、次第に県政府と役割分担を行うようになり、さらに1992年の金門戦務の中止以降は県政府が担当するようになった。1995年に国家公園が成立すると、公園事業の主要な部分が国家公園管理処に移行し、現在は県政府の担当分野は観光レクリエーション施設の一部(海水浴場)や保安林の管理(保安林の半分程度)などとなっている。

伝統集落については、国家公園指定以前は県政府の文化財関係当局が担当していたが、国家公園に指定された後は国家公園管理処が公園事業に位置づけ、直接管理するようになった。特に、伝統建築を国家公園管理所が修復・整備し、それを民宿として個人の経営者に貸し出すというユニークな方法をとっているのが特徴である¹¹⁾。また、

表1 金門国家公園区域面積

国家公園		合計	一般管制区	遊憩区	史蹟保存区	特別景観区	生態保護区
金門	面積 (ha)	3,780	1,951	193	—	1,636	—
	(%)	100.0	51.6	5.1	—	43.3	—

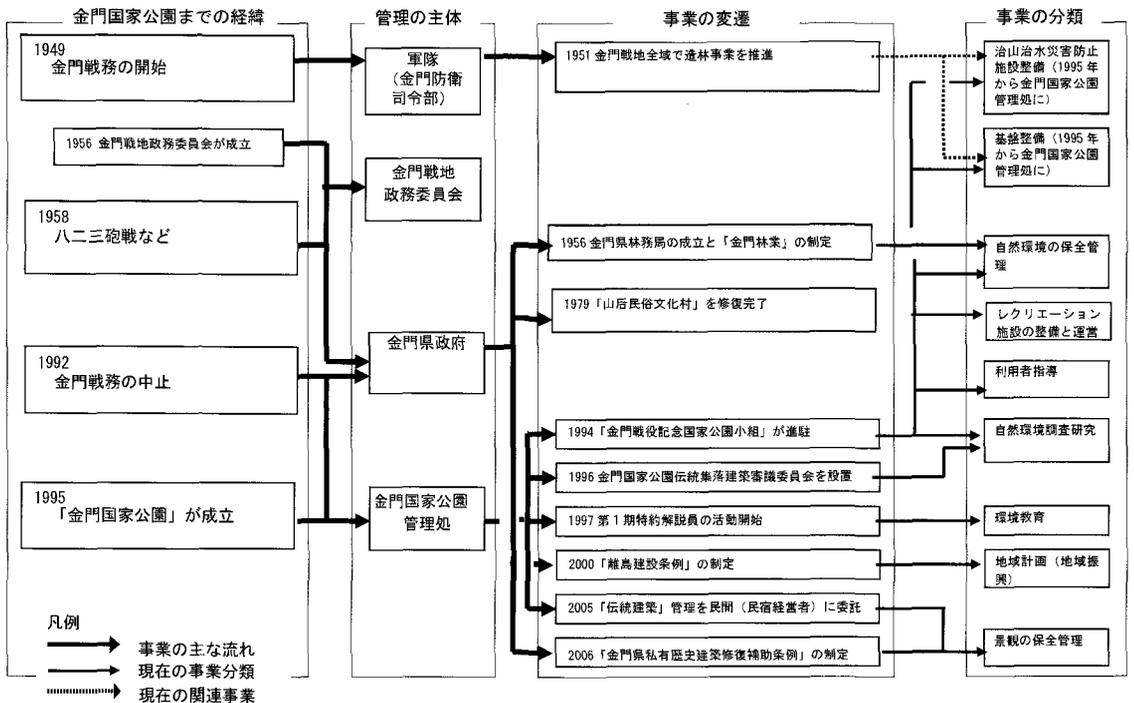


図2 金門島における国家公園行政の推移

大規模な町並みが残る北東部の山后地区では国家公園指定前より財団法人が設立され、県政府と良好な関係のもとに運営されていたが、国家公園指定後は国家公園当局の指導を受けながらも自主的な運営を行っている。

戦跡施設については、遊憩区内に戦史館が設けられているほか、海岸の断崖にトンネルを掘り、船で直接物資を荷揚げした坑道が観光客向けに開放されている。

(3) 景観管理に関わる多様な主体

2003年、黄世明⁸⁾は金門永続発展客観因素分析建議を発表し、金門地域には金門国家公園計画により環境基準を設定し、また、文化景観敏感地区¹²⁾を維持していくことが望ましいとした。金門国家公園では、見物型の観光利用が一巡した2002年以降、毎年10%程度の利用者減が続いていることから、リピーターの利用や滞在型利用を促すための活性化が必要とされ、そのためには自然地域及び伝統集落の保全が重要と考えられた。その周辺の土地利用、利用者層にふさわしい施設の整備を検討した結果、利用者層の大半を占める家族連れのためには宿泊施設の導入が必要と判断された。しかし管理者側(行政)はその運営は困難と考え、民宿経営などの実績のある「個人」に「但し書き」の解釈に基づいて設置・管理許可を出している。

伝統集落と歴史建造物(表2、本研究より調査整理)は、金門国家公園で最も重要な文化資産であり、伝統集落景観を形成するためには、集落管理者のみならず、国や関係自治体の担当者、民間事業者やNPO、住民(表3)等さまざまな主体

の協力が不可欠であるが、伝統集落景観の特性を踏まえ、長期的かつ計画的な景観形成を図っていくためには、住民の果たすべき役割が大きい。そうした中で最初に自治組織が実現したのは「山后民俗文化村」である。村の住民は王姓の同族が主で、住民達は1979年に金門県政府から補助金をもらって集落内の建造物を修繕復元し、1992年に山后民俗文化村管理委員会を成立させた。1998年からは住民が所有権を守るために、「財団法人金門民俗文化村文教基金会」を発足させ、現在はその管理下にある。

一方、遊憩区にはビジターセンターが設けられ、その運営には金門島全域からの市民ボランティアが参画している。

(4) 金門国家公園における多様な主体参画に向けた問題点と課題

公園事業への多様な主体の参画という視点から、まずは行政と民間の役割分担という側面があげられる。例えば日本の指定管理者制度にみられるように、施設の整備は行政側が担当し、その管理運営は民間組織が担うことによって、機能的にも経済的にも効果的な運営を行おうという考え方である。これまで述べてきたように、金門国家公園においては、事業の管理運営段階においては部分的にボランティア組織や住民の参画がみられるようになった。しかし、企業の本格的な参画はみられず、まだまだ行政と企業の連携や役割分担は十分ではない。

一方、公園事業の計画段階における参画については、時代の流れや社会ニーズの大きな変化に応じた公園事業の構造や体制自体を見直し、変革し

表2 金門国家公園伝統集落と歴史建築物の現状

	集落人数 (人)	集落面積 (ha)	伝統建築 (戸)	修復不要 (戸)	未修復建築 (戸)	修復完了 建築(戸)
瓊林	1,600	40	232	132	87	13
山后	304	11	88	52	29	7
欧厝	195	12	75	37	29	9
珠山	152	10	89	24	54	11
水頭	632	21	95	23	69	3
南北山	1,535	57	423	232	180	11
合計	4,418	151	1,002	500	448	54

表3 金門国家公園における国家公園事業の現状(2007年5月現在)

事業の分類 事業の主体	公共施設				レクリエーションサービス		レクリエーション活動		環境保全管理				地域振興(まちづくり)		
	基盤整備		治山治水災害防止施設整備		レクリエーション施設整備		利用者指導		自然環境調査研究	自然の保全管理	景観の保全管理	環境教育		計画調査	実行推進
	建設	運営	計画づくり	実行推進	建設	運営	プログラム開発	運営普及				プログラム開発	実施		
国 県 市郷鎮	行政が直接運営				一部業務のみがある		行政が直接運営		行政が直接運営			行政が直接運営		行政が直接運営	
公益法人 (財団、協会)	導入していない				一部業務のみがある		事例がない	一部業務のみがある	現在の制度は導入することは難しい			一部業務のみがある		事例がない	
特定非営利活動法人 (NPO法人)	事例がない														
ボランティア	導入していない				一部業務のみがある		事例がない		事例がない			一部業務のみがある		事例がない	
民間企業 (株式会社等)	事例がない				一部業務のみがある		適用施設が限定される		一部業務のみがある			適用施設が限定される		導入ことは難しい	
複合的組織 連絡協議会等	導入していない														
第一次産業 関連の団体 牧野組合、 森林組合等	事例がない														

ていく機能を有している。こうした観点からみると、国家公園当局(国家公園管理处)の強い権限のもと、公園管理处の一方的な考えのもとに計画が立てられ、その他の主体の参画する余地はほとんど無いのが実態である。

台湾の国家公園事業の目標や実施方法自体が、警察権をも伴った「自然環境・自然景観の保護・回復(保育)」の推進、「ビジターセンターなど環境教育施設の建設とその利用促進」といった側面に片寄っており、地域の実情や利用者ニーズがあまり考慮されずにこうした側面の事業だけが推進されがちである。

金門国家公園においては、他の公園にはみられない伝統集落や歴史建造物など地域住民の生活環境そのものが国家公園の資源として位置づけられ、公園当局の管理下におかれているが、伝統集

落では生け垣の剪定をするにも許可を要するなど人々の生活面への配慮が十分ではなく、必ずしも適切な管理がなされているとは言い難い。また、観光活動は金門島の重要な産業であり、国家公園事業としての自然資源や景観資源の管理運営業務と、観光客(公園利用者)や地域住民のニーズとは必ずしも一致しておらず、両者の目指すところには大きな隔たりが存在する。

国家公園当局直轄での事業展開には限界があり、多彩な社会ニーズに応えるためには、事業の実施段階だけでなく計画段階に多様な主体を参画させ、国家公園の目標や地域の将来ビジョンを共有すると同時に、そのために国家公園がどのような機能を果たすべきかを明らかにし、その十分な理解のもとに各主体がどのような役割分担ができるかを協議しなければならない。

現在の台湾においてはNPO法のような法制度は整備されておらず、ボランティア活動においても活動時間に制約があるなど、これらの組織が社会的信用を得て主体的・自律的に活動することがなかなか難しい状況にある。

しかし、質の高い国家公園の環境とサービス提供を求める国民（利用者）のニーズは益々高まりつつあり、金門国家公園のように多彩な資源が存在する地域制の公園においては「多様な主体」参画のあり方を検討することは不可欠な状況に至っている。

3. 調査研究の具体的な目的と方法

(1) 研究の目的

以上の認識をもとに、本研究では次の2点を具体的な研究目的として設定した。

①台湾国家公園の縮図ともいべき金門国家公園において、文化的な景観の保全管理を含む幅広い意味での国家公園事業の内容を詳細に把握し、それを現在どのような主体が担当し、どのような問題や課題があるかを把握する。

②現在から将来に向けて、公園の機能を高め、それをより魅力的にするために、どのような主体がどのような役割を担うべきか、その可能性を体系的・客観的に検討する。

(2) 研究方法

研究方法としては、予備的調査と本調査の2つの方法で実施した。

1) 予備的調査

予備的調査は、金門国家公園の課題や問題点を把握することを目的（前項研究目的の①に対応）として、事業に参画したり運営に関心のある①行政担当者、②民宿経営者、③ボランティア、④一般市民を対象として、面接方式によるアンケート調査を実施した。

あらかじめ質問紙（質問項目）を準備し、国家公園管理处や県政府、民宿などを訪問し、担当者と同面談しながら筆者らが記入するという方法とした。質問項目は①金門国家公園運営への関わり方、②金門国家公園の一般的な問題点・課題、③多様な主体による管理の指針、④多様な主体参画促進のための施策、⑤多様な主体参画の推進状況、⑥

表4 調査の日程と調査内容

日程	対象	内容
2006年4月2日～4月3日	金門国家公園管理处担当官、民宿経営者	事前調査
2007年6月18日～6月19日	金門国家公園管理处、地元NPO	予備的調査（インタビュー調査）
2007年7月5日～7月7日	行政担当者（21人）、民宿経営者（11人）、ボランティア（2人）、一般市民（62人）	予備的調査（インタビュー調査） 金門国家公園景観に関する意識調査
2007年7月27日～7月30日	金門国家公園管理处、地元NPO（財団法人金門民俗文化村文教基金会）	本調査（ヒアリング調査） 金門国家公園で行われている事業に関して、事業項目を考えてもらうことによる系統的調査
2007年12月23日～12月24日	金門国家公園管理处（12人）、民宿経営者	本調査（ヒアリング調査） 金門国家公園で行われている事業に関して、事業項目を考えてもらうことによる系統的調査
2008年4月20日～4月22日	金門国家公園管理处、地元NPO（財団法人金門民俗文化村文教基金会）、民宿経営者	本調査（ヒアリング調査） 多様な主体による金門国家公園運営に関するヒアリング調査、国家公園担当者へのヒアリング調査
2008年8月28日～8月30日	金門国家公園管理处、地元NPO（財団法人金門民俗文化村文教基金会）、民宿経営者	本調査（ヒアリング調査） 金門国家公園の事業に関する役割分担調査

多様な主体参画促進のための呼びかけ（広報）、⑦多様な主体参画推進上の問題点、⑧協議会等の組織の活動状況、⑨NPO等の取り組み状況、である。

実施状況は表4のとおりである。

2) 本調査

本調査は、どのような主体がどのような役割を担うべきか、その可能性を体系的・客観的に検討することを目的（前項研究目的の②に対応）として、金門国家公園の公園管理処における担当官、地元行政担当者、地元NPO、民宿経営者などへの詳細なヒアリングを行い、データを収集した。ヒアリングの対象と実施日は表4のとおりである。

ヒアリング調査等で得られたデータは、「台湾国家公園の発展と多様な主体の参画に関する研究」（涂ら、2008）²⁾ の分類にならって、金門国家公園の事業項目（縦軸）と事業主体（横軸）のマトリックスに整理し、現状、問題点や課題について把握した。さらに、「金門国家公園の事業に対する役割分担表」を作成し、今後の可能性について検討した。

4. 結果および考察

(1) 国家公園事業への関係主体の意識（予備的調査の結果）

金門国家公園の事業に対して多様な主体の参画について予備的調査の結果をまとめると次のようになる。

①金門国家公園への関心としては、「景観問題」と「自然環境の変化」についての回答が多くなっている。また、これについてはいずれの属性からも指摘がなされている。

②多様な主体参画の推進状況については、「重要性を認め、すでに推進している」または「推進予定」と答えたのはボランティアと民宿経営者のみ（3件、3.1%）で、「よくわからない」（75件、78.1%）が多くを占めた。一方「課題が多すぎて推進が難しい」（9件、9.4%）は行政担当者、「重要性は感じておらず推進予定もない」（9件、9.4%）は民宿経営者と行政担当者で多くなっている。主体別にみると、ボランティアは全員重要性を認識しているのに対して、民宿経営者の

36.4%、行政担当者の57.1%、一般市民に至っては95.2%が「よく分からない」と答えていることから、金門国家公園においては、実際に事業に参画しているボランティアを除いてその効果や必要性が認識されていないといえる。

③推進上の問題点（3つまでの複数回答）として、「責任意識が伴わない」（全体の58.3%）、「地域づくりへの関心が低い」（全体の49.0%）、「現在の制度では主体になれない」（全体の44.8%）、「他の主体との協働能力が不足している」（全体の30.0%）、「行政依存体質が根強い」（全体の21.9%）をあげていて、業務の一翼を担うという意識や能力がまだ育っていないことがわかる。

④推進上の課題（3つまでの複数回答）としては「住民等が参加できる国家公園の管理」（全体の37.5%、最大の主体は民宿経営者54.5%、一般市民で40.3%）、「積極的な情報提供・開示」（全体の30.2%、民宿経営者54.5%、ボランティア50.0%、一般市民の22.6%）、「住民等との意見交換の場の提供」（全体の37.5%、民宿経営者の81.8%）、「NPO等の地域づくり活動への支援」（全体の25.0%、ボランティア100.0%、行政担当者66.7%）があげられている。特に、「住民等が参加できる国家公園の管理」を一般市民の40.3%、「NPO等の地域づくり活動への支援」を行政担当者の66.7%が挙げていることから、今後、金門国家公園において多様な主体参画の可能性を追求していく意義は十分にあると判断された。

(2) 金門国家公園の事業一覧とそれを担当する主体、事業の評価

各主体の担当者に対しては、前掲論文（涂ら、2008）²⁾ で分類された国家公園の事業項目（表5の縦軸）の中で、実際に担当している事業について細かくヒアリングし、現状、問題点や課題について把握した（表5）。

評価（課題）の視点については、①前節「2.（4）」で述べた多彩な機能や要素を含む地域制の公園のあり方に照らして現状はどうか、②他に参画可能な主体や新たな組織の設置が考えられるか、③それによってより良い管理運営やサービスが可能になるか、である。以下、各事業項目ごとに特徴を述べる。

表5 金門国家公園の事業一覧とそれを担当する主体、事業の評価

	事業の項目と内容	事業の主体	評価（課題）	参画可能な主体
公園事業の計画・立案	1. 国家公園計画の検討 2. 土地利用の調査と政策調整 (1) 国家公園土地使用の検討	①金門国家公園管理处	【現状の評価】 管轄の中心的存在である国家公園管理处が独占的に実施している。調査及び政策調整については国家公園管理处の強い権限（指導力）により良好に運営されている。 【課題、改善策】 土地所有者との調整、県政府との調整が十分でなく意見を聞く仕組みが必要。	①すべての主体
基盤施設の整備	1. 環境緑化及び維持管理 (1) 環境緑化（修景、植生復元等）事業 2. 公共公益施設の整備 (1) 景観道路及び歩道の整備 3. 海岸環境整備事業 (1) 海岸侵食対策 (2) 沿岸漁場整備開発事業	①金門国家公園管理处 ②金門県政府建設局、観光局	【現状の評価】 環境緑化及び公共公益施設の基盤整備において、かならずしも利用者のニーズに合っていない。 【課題、改善策】 利用施設では、量的には整備されているが、片寄りがみられ、利用者にとってバランスがとれた計画になっていない。利用者サービス施設の配置等を検討する必要がある。	①専門家（コンサルタント等）
	1. 一般道路の整備及び管理 (1) 観光を支援する道づくり (2) 地域の自立を支える道づくり	①金門県政府建設局 ②金門国家公園管理处	【現状の評価】 道路の建設整備という側面では機能しているが、地域性（金門らしい景観）を活かした整備がなされていない。 【課題、改善策】 計画段階で景観などの専門家の参画、観光関係部署との連携が必要。	
レクリエーション施設の整備	1. レクリエーション施設整備 (1) ビジターセンターの整備 (2) 園路の整備 (3) 自転車道の整備 2. 海水浴場等遊憩の整備	①金門国家公園管理处	【現状の評価】 一般のレクリエーション施設は整備が進んでいるが、遊憩区に含まれる海岸では、遊歩道を含め一切施設が設置されておらず、また施設整備計画も作成されていない。 【課題、改善策】 利用者の安全について十分に配慮し、多くの方に快適に利用していただけるよう努めること。	

表5 つづき

	<p>1. 戦跡の整備と運営管理</p> <p>(1) 八二三戦史館</p> <p>(2) 古寧頭戦史館</p> <p>(3) 翟山坑道</p> <p>(4) 馬山観測所</p> <p>(5) 四維坑道</p>	<p>①金門国家公園管理处</p> <p>②軍隊 (金門防衛司令部)</p>	<p>【現状の評価】</p> <p>所有は軍隊であるが、管理運営は国家公園管理处に任せられ、基本的には良好に整備・運営されている。戦跡のイメージで観光を展開していくのは難しい面がある。そのため、観光資源をいかにマーケットに対応した手法で情報発信、PRをしていくかが鍵になると考えられる。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>戦跡的価値の増進を目的としているが、マーケット別（地域、客層）をとらえた集客戦略の確立が必要。</p>	<p>①財団法人（観光協会）等</p>
レクリエーション活動の推進	<p>1. 園路の管理運営</p> <p>2. 自転車道の管理運営</p>	<p>①金門国家公園管理处</p>	<p>【現状の評価】</p> <p>民間委託しやすい分野であるが、それがほとんど進んでいない。民間組織の導入による、効率と効果の向上が本来の委託の目的であるので、それをより一層明確に示すべきである。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>観光資源の組合わせや仕掛けづくりなどによる魅力拡大。</p>	<p>①解説ボランティア会</p> <p>②財団法人等</p> <p>③民間企業</p>
	<p>1. 自然解説ツアーの充実</p>	<p>①金門県政府観光局</p> <p>②解説ボランティア会</p>	<p>【現状の評価】</p> <p>金門県政府観光局が主催する観光バスを使った自然解説ツアーについては、金門の観光戦略の一環として計画されていて、レクリエーションに関する活動（観光ツアーなど）に直接的に結びついている。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>管理体制の強化、発信すべき情報の整理、戦略的なPRの展開。</p>	
ビジターセンターの運営	<p>1. 乳山ビジターセンター</p> <p>2. 中山林ビジターセンター</p> <p>3. 烈興ビジターセンター</p> <p>4. 双鯉湿地自然センター</p>	<p>①金門国家公園管理处</p>	<p>【現状の評価】</p> <p>ビジターセンターが地元には及ぼす影響（交通渋滞など）について地元関係者との調整に要する仕組みが明確ではないことから、対策のめどが立っていない。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>業務をサポートする組織、人材活用等の組織、交通アクセスの改善。</p>	<p>①協議の組織</p> <p>②財団法人等</p>

表5 つづき

		②解説ボランティア会	<p>【現状の評価】</p> <p>利用者へのサービスの向上や広報手段について工夫を行い、自然解説が継続されている。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>地元住民の参加による魅力あるプログラムの導入が必要であり、それにより地域の活性化に役立つ。</p>	<p>①財団法人等</p> <p>②地域住民</p>
自然環境の保全管理 (自然保育)	1. 自然解説の実施	①解説ボランティア会	<p>【現状の評価】</p> <p>メンバーは専門知識と十分な解説能力を持ち、自然環境の保全管理に対する重要な役割を果たしている。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>地域住民をさらに加えて、推進することが重要と考えられる。</p>	①地域住民
	1. 湿地・湖沼など優れた自然環境の保全管理	①金門国家公園管理处 ②解説ボランティア会	<p>【現状の評価】</p> <p>双鯉湿地には全国的にも数少ない優れた自然環境が認められる。解説ボランティア会による解説活動がなされているが、自然の営みを監視し保全する体制が未整備である。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>自然環境を継続的に管理する組織が必要。資源に対する住民の認知度の向上。</p>	<p>①一般ボランティア</p> <p>②財団法人等</p>
	1. 保安林（森林）の保全管理	①金門県政府林務局 ②民間企業	<p>【現状の評価】</p> <p>金門は、全国的にもめずらしい保安林が存在し、自然を体感できる場所となっている。しかし、近年松枯れや砂丘としての形態が損なわれているため、保全対策が必要となっている。</p> <p>民間企業が社会貢献として資金提供したり実際に植林事業を行って大きな成果を上げている。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>ボランティアとして植林活動等への呼びかけが必要である。</p>	<p>①財団法人等</p> <p>②一般ボランティア</p>
伝統集落等の	1. 伝統集落の調査と整備 2. 伝統集落の景観整備 3. 歴史建築物管理	①金門国家公園管理处 ②金門県政府文化局 ③財団法人金門民俗文化文教基金会	<p>【現状の評価】</p> <p>第一種一般管制区の「歴史風貌用地」9) に指定し、保存事業を継続し、伝統的建造物や環境物件の修理修景及び復旧、防災施設の整備などを実施している。</p>	<p>①連絡協議会</p> <p>②地域住民</p>

表5 つづき

景観整備			<p>文化財の価値を推進しながら、歴史的集落・町並みを保存整備し、伝統集落はもとより市町村の活性化の活用も検討する必要がある。</p> <p>国家公園管理処管轄のもとで地元の意見が反映しにくい状況にある。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>計画段階から積極的に地域住民の参加を促す組織を設立し、生垣など簡易な施設の整備や維持管理、運営に地域住民の参加を積極的に進める。</p>	
伝統集落や周辺環境の運営管理	<p>1. 民宿の整備と管理運営</p> <p>2. 伝統的な生活スタイルの推進</p>	<p>①金門国家公園管理処</p> <p>②民宿経営者</p>	<p>【現状の評価】</p> <p>国家公園管理処による計画は景観保全に片寄っていて利用者へのサービスや住民生活への配慮が欠けている。事業の取組プロセス、改善方法、事業目的にあった取り組みについて、一体的に行う必要がある。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>協議会等の組織を設立し、活性化の目標を共有し、近隣地域との広域連携活動の展開を推進する。</p>	<p>①連絡協議会</p> <p>②財団法人等</p> <p>③地域住民</p>
	<p>1. 干潟におけるカキ育成のための環境整備</p>	<p>①産業組合</p>	<p>【現状の評価】</p> <p>干潟は金門国家公園を代表する自然環境であると同時にカキ生産という地場産業のフィールドでもあり、地元産業組合により伝統的方式で管理運営されている。しかし、住民にとって国家公園の自然資源・景観資源としての認識が薄く、公園計画としての位置付けが必要。</p> <p>【課題、改善策】</p> <p>両者で認識を深め、適切な管理計画を策定する。公園管理処が計画的なPRの展開を行う。</p>	<p>①地域住民</p> <p>②金門国家公園管理処</p>

【公園事業の計画・立案】

当然のことながら国家公園管理处が中心となるべきであり、現在は管理处が強い権限（指導力）を有することから、公園区域内の土地利用規制、景観規制、公園施設の整備という分野では、良好に運営されているといえよう。しかし、国家公園管理处の権限が強すぎて土地所有者や金門県政府など関係主体の意向が計画に反映されにくい状況にあり、それらを取り入れ調整する仕組みを如何に整えるかが課題である。

【基盤施設の整備】

国家公園を運営していく上で必要な基盤施設（アクセス手段、緑化対策、防災対策など）は基本的には整っているといえるが、特に利用者向けの施設において拠点地区に整備が片寄っていて利用者行動に応じた配置計画が不十分であったり、景観道路（公園計画にもとづく道路）において、地域性への配慮が不十分であったりという側面が認められる。利用者向けのサービス施設の配置等に片寄りがみられることから、コンサルタントなど専門家の起用により利用者ニーズを十分に把握した整備が求められる。

公園内の一般道路は県政府が担当しているが、こちらも同様に地域らしさへの配慮が乏しく、同様の対応が必要である。

【レクリエーション施設の整備】

特に遊憩区に設置されるビジターセンターについては狭い島内に4カ所設置され施設も立派なことから十分な整備がなされている。園路などその他の施設の整備も利用者のニーズに応じているといえるが、海岸のレクリエーション施設は軍事的理由もあって整備が遅れている。国家公園管理处による計画策定とそれにもとづく整備が必要とされよう。

戦史館や坑道などの戦跡施設は金門島観光の重要な対象であり、軍隊により整備がなされ、その後の管理運営は国家公園管理处が引き継いで行っている。基本的には良好に整備・運営されていて、教育施設としての機能はある程度果たしていると言えるが、観光施設としてみたとき、多彩な観光客のニーズ（団体客か個人客か、初回かリピーターかなど客層の変化）への対応は不十分で、観光分野の組織（観光協会など）と連携した対策が必

要であろう。

【レクリエーション活動の推進】

レクリエーション施設やレクリエーション空間の利用・運営に関わるソフト面の業務が中心で、行政組織よりも民間組織が得意とする分野である。園路の利用促進や自転車の貸し出しを含めた自転車道の管理運営は公園管理处が直接実施しているが、少ない利用に過剰な人員が配置されるなど効率的ではない。民間組織への委託が特に求められる分野である。

一方、金門県政府観光局が主催する観光バスを使った自然解説ツアーについては、解説ボランティア会との連携により魅力ある運営がなされている。

【ビジターセンターの運営】

解説面においては国家公園管理处が解説ボランティア会（金城市の市街地住民を中心に組織）との連携によって利用者への解説やサービスの面においては良好な運営がなされているが、地元集落の住民の協力を得ることなどにより、さらに魅力のアップが期待できる。一方、ビジターセンターと地元との関係が良好でなく、その存在が地元には及ぼす影響（交通渋滞などによるトラブル）が目立ってきている。地域との良好な関係づくりが課題であり、それによって地域活性化への道も開ける可能性もある。

【自然環境の保全管理（自然保育）】

公園内の自然環境を対象に、解説ボランティア会により自然解説活動が展開されている。メンバーは十分な知識や技術を備え、熱心な活動を展開しているが、先述したように市街地住民が多く、各フィールドごとに地元住民を参加させることにより、魅力ある解説活動が期待できよう。

湿地・湖沼など優れた自然環境においては、希少種なども生息・生育し、継続的な監視や保全管理活動が必要であるが、それに向けた体制が整っていない。愛護会などボランティア組織を設立し、国家公園管理处が主導して行政との連携のもとに管理運営していく体制づくりが必要である。

一方、金門国家公園内には戦災で消失した森林や海岸林の再生を目指す「保安林」が存在し、金門県政府林務局によって維持管理されている。ここには島内の有力民間企業が社会貢献として資金

表6 金門国家公園の事業に関する役割分担表

取り組みの内容	担当主体	国家公園管理処	軍隊(金門防衛司令部)	県政府				市町村					地元住民	研究機関及び 学識経験者	地元NPO/NGO等 (財)金門民俗文 化文教基金会	財団法人	解説ボランティア会	一般ボランティア	産業組合	民間企業
				観光局	林務局	建設局	文化局	金城鎮	金寧郷	金湖鎮	金沙鎮	烈興郷								
基盤施設の整備	1.公園計画のための土地利用の調査と政策調整	◎																		
	2.環境緑化(修景、植生復元等)及びその維持管理	◎										△						△		
	3.公共公益施設の整備	◎		○																
	4.海岸環境整備事業	◎			○															
	5.道路の整備及び管理	○			◎															
レクリエーション 施設の整備	1.レクリエーション施設の整備	◎		○																
	2.海水浴場等遊憩の整備	◎										△						△	○	
	3.戦跡の整備と経営管理	◎	○																	
レクリエーション 活動の推進	1.園路の管理運営	◎		○			△	△	△	△	△									△
	2.自転車道の管理運営	◎		○			△	△	△	△	△					△				△
	3.自然解説ツアーの充実	○		◎									○			○				
ビジターセンター 運営管理	1.乳山ビジターセンターの運営管理	◎										△	○		△	○				
	2.中山林ビジターセンターの運営管理	◎										△	○		△	○				
	3.烈興ビジターセンターの運営管理	◎										△	○		△	○				
	4.双鯉湿地自然センターの運営管理	◎										△	○		△	○				
自然環境調査研 究及び保育管理	1.自然解説の実施	◎											○				◎			
	2.自然環境の保安全管理(保育管理)	◎																△	△	
	3.保安林(森林)の保安全管理(保育管理)	◎			○							△						△	△	○
地域計画 (地域振興)	1.伝統集落の景観整備	◎			○	○	△	△	△	△	△	○	○	◎		○				
	2.歴史建築物の管理	◎				○	△	△	△	△	△	○								
	3.民宿の整備と運営管理	◎					△	△	△	△	△			○						
	4.伝統的な生活スタイルの推進	◎		○			△	△	△	△	△			○						
	5.干潟におけるカキ育成のための環境整備	○										○							◎	

凡例： ◎：現在、中心的に実施。 ○：現在、補助的に実施。 △：将来、実施が望まれるもの。

提供や植林への支援事業を展開していて、一定の成果をあげている。今後、一般のボランティアの参加やそれを企画運営する財団法人のような組織が加われば、更に大きな成果が見込める。

【伝統集落等の景観整備】

第一類一般管制区に指定された伝統集落の中心部は更に「歴史風貌用地」に指定して強力な権限のもとに厳格な景観管理を実施している。景観管理という側面では成果を上げているといえるが、国家公園管理处の強力な管轄のもとで地元の意見が反映しにくい状況にある。住民の生活環境でもあることから、住民の意向が反映される仕組み（協議会等）を設立すると同時に、国家が管理する部分（建築物の外観など）、住民に任せる部分（生垣など簡易な施設の整備や維持管理など）といった運営が必要である。

【伝統集落や周辺環境の運営管理】

国家公園管理处による景観管理が厳格すぎて、住民の生活や利用者へのサービス、民宿の経営などへの配慮が欠けている。まちづくりとしての視点を導入するとともに、関係主体が協議し、景観保全と観光活動や生活が共存できる将来目標やあり方を議論する仕組みを設けることが必要である。

一方、周囲に広く分布する干潟は豊富な生物が生息する貴重な自然環境であると同時にカキ生産という地場産業のフィールドでもあり、地元産業組合によって管理運営されている。しかし住民にとって国家公園の自然資源・景観資源としての認識が希薄である。国家公園計画への明確な位置づけを行うと同時に、組合や住民（漁民）への理解・協力を促すことが必要である。

（3）公園事業を担う主体と新たな展開の可能性

これまでの検討をもとに「金門国家公園の事業に対する役割分担表」（表6）を作成し、各主体の役割や今後の可能性について検討した。

一連の検討を通して、①現在の国家公園事業の実施段階においてその一部を効率性や経済性などの側面から他の主体が担うケースと、②それだけでは抜本的解決にはならず、事業の企画立案や実施体制や運営方法、すなわち事業の計画段階から新たな主体が参画する必要があるケースの2つの側面があることが明らかになった。

前者は、ビジターセンターの解説活動など主に管理運営業務において、国家公園管理处の指導のもと、ボランティア組織などが当局を補佐するかたちで活躍し、ある程度の成果をあげているが、まだまだ不十分である。今後、収益が期待される部門への民間企業の参入や、ボランティア、NPOなどの組織を充実させていく必要がある。

後者の場合には、現在の状態では関係主体が計画段階に参加するのは難しく、それらを結びつける「協議会」のような組織設置の必要性が指摘された。

また、当局が公園事業だけを独立して進めるのではなく、地域のまちづくりや振興計画と連携して進めるという観点も重要であることが明らかになった。表6において、市町村政府（鎮、郷）の参画の可能性を指摘したのは、こうした役割を担うべきとの期待からである。また、社会や時代の流れやそれぞれの主体の多様なニーズを把握しながら、これらの業務（計画への意向の反映や主体間の連携）をコーディネートする第三者機関（総合コンサルタントのようなもの）の参画の必要性が指摘された。

5. まとめ

本研究の成果をまとめると次のようになる。

①現在の金門国家公園においては、全ての事業分野に国家公園管理处が中心に関わっているが、道路整備、保安林管理、歴史建造物などで県政府が間接的に関わっている。民間の組織では、利用客への解説分野において解説ボランティア会が活躍し、伝統集落の景観管理において財団法人が、干潟の整備において産業組合が関わっていることが明らかになった。また、森林の管理に民間企業が社会貢献として支援をしている事例もみられた。

②公園事業は、多様な主体参画という観点からみると、実施段階の業務と計画段階の業務に分けることができる。事業の計画段階への参画はほとんど進んでおらず、特に伝統集落の景観整備事業などでは当局により一方的に計画が立てられ、住民や利用者のニーズが反映されていない実態が明らかになった。

③今後の方策として、実施段階への民間企業な

どの参画をさらに促進すると同時に、伝統集落の整備や運営においては、地域振興やまちづくりの視点が欠落しており、計画段階から関係主体が参画できる仕組みの必要性が明らかになった。特に、市町村計画との連携や、多様な主体を含めて計画を立案する「協議会」のような機能をもつ組織の設置と、社会や時代の流れやそれぞれの主体の多様なニーズを把握しながら、これらの業務（計画への意向の反映や主体間の連携）をコーディネートする専門家（コンサルタント等）の参画の必要性が指摘された。

最後に、本研究を進めるにあたり、金門国家公園管理処の林義野氏、財団法人金門民俗文化村文教基金会の王俊稜氏、解説ボランティア会の陳世宇氏にはヒアリング等において大変お世話になった。ここに記してお礼を申し上げます次第です。

補註および参考文献

- 1) 文化的な景観：日本の文化財保護法に定める「文化的景観」の制度や世界遺産における「文化的景観」の枠組みとの混同を避けるため「文化的な景観」という表現を使用することにした。
- 2) 涂智益・下嶋聖・栗田和弥・麻生恵：台湾国家公園の発展と多様な主体の参画に関する研究、レジャー・レクリエーション研究第60号：55-69、2008
- 3) 多様な主体：行政、財団法人、NPO、企業、住民など、まちづくりや地域づくりに中心的あるいは補助的に参画する組織、団体の総称。2002年の自然再生推進法において環境省が「地域の多様な主体」という用語を使用し、国土交通省などでも使用するようになった。前掲論文2)では、台湾の国家公園事業に現在参画しているか今後参画可能な主体として、①行政団体（国、県、市郷鎮）、②公益法人（財団法人、社団法人、協会等）、③特定非営利法人（NPO法人等）、④ボランティア団体、⑤民間企業（株式会社等）、⑥複合的組織（連絡協議会等）、⑦第一次産業関連の団体（牧野組合、森林組合等）をとりあげ、その評価と可能性を体系的に整理している。
- 4) 米復国：金門與澎湖地区伝統集落及民家之調査、文化建設委員会、1995
- 5) 李增徳：金門人文采風－金門国家公園人文史蹟調査、金門国家公園管理処、1997
- 6) 江柏偉：大地上的居所－金門国家公園伝統集落導覽、金門国家公園管理処、1998
- 7) 侯錦雄：金門国家公園伝統集落風貌景觀改善可行性與營造方法、金門国家公園管理処、2003
- 8) 黄世明：金門永統發展客觀因素分析建議、金門国家公園管理処、2003
- 9) 江柏偉：閩粵僑郷の空間營造、金門国家公園管理処、2004
- 10) 一般管制区は第一類一般管制区および第二類一般管制区に分けられ、伝統集落は第一類一般管制区に指定されている。この第一類一般管制区内はさらに「歴史風貌用地」、「生活発展用地」、「外圍緩衝用地」に分けられる。
- 11) 国家公園管理処は伝統民家の修復・整備費用を負担する代わりに、その使用権を30年契約で取得し、民宿として経営希望者に貸し出すという方法をとっている。
- 12) 文化景観敏感地区とは内政部營建署が1997年に台湾の国土全体の土地利用計画を策定した際に国土の景観資源を守るために設けたもので、特殊な地形や植生など自然的要素や古跡など人文的要素、さらに風景特定区や国家公園特別景観区などから構成される。金門島では国家公園特別景観区が該当する。
- 13) 国家公園管理処に所属する職員は非常勤を含めて58名（2007年7月）である。
- 14) 解説ボランティア会は金門国家公園指定2年後の1997年に設立された組織で、2007年7月現在88名で活動し、ビジターセンターでの解説活動、県政府観光局の自然観察ツアー、伝統集落内で公開されている歴史建造物での解説、国家公園管理処がビジターセンターを拠点として開催する一般の自然解説などで活躍している。リタイヤ世代のメンバーが多く、ほとんど無償で活動を続けている。

（受付：2009年11月16日）
（受理：2010年2月3日）

<実践研究>

障がい者のおしゃれの意識についての一考察
～女性障がい者アスリートAさんの場合～

大森 宏一¹

Awareness of style among handicapped persons
- A case study of a female athlete -

Koichi Omori¹

Abstract

This study examined the awareness of style among handicapped people. Handicapped people do not feel comfortable asking caregivers to dress them fashionably, since they do not think it is good for them to dress nicely. This study focused on a handicapped female who likes to dress up and believes appearance is important. Dressing nicely is part of her daily routine; for her, it is like daily recreation and raises her self-esteem. However, she does not like to bother her caregiver, it is difficult to find clothes that fit her, and there are few stores with wheelchair access, making her reluctant to dress up. Also, healthy people in society are generally still prejudiced against handicapped people dressing up.

1. はじめに

1981年は、国際連合が1975年に採択した障害者^{註1)}権利宣言の趣旨に基づく、国際障害者年であった。障害者権利宣言は、障がい者が等しく人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会への完全参加と実質の平等とを確保されるべき旨定めている。ところが、わが国の現状は、400万人以上にのぼる障がい者に対して、社会福祉や権利保障の面で十分な施策が行われているとは言いがたく、社会への完全参加を阻む壁が数多く存在している¹⁾。

国際障害者年から18年以上たつたにも関わらず、未だ障がい者福祉に関する事柄については、進んでいないのが事実である。

障がい者の完全参加を阻む壁として、大きく2つのことが考えられる。ひとつは障がい者と健常者は違うという社会の障がい者に対する偏見である。もうひとつは障がいによる社会的不利（教

育・福祉・所得・生活環境・雇用）である。筆者は仕事の上で、さまざまな福祉施設へ訪問し、その実情を目の当たりにする機会がある。その中でも、重度の身体障がい者の方と接する機会を与えられることがあるが、ほとんどの方が健常者と同じように考えていることが分かった。例えば、成年期になれば「一人暮らしをしてみたい」「恋愛をしたい」「ひとりで買い物に行きたい」「好きなところに旅行へ行きたい」といったごく普通のことを話される。

そこで疑問に思ったことは、健常者と同じような欲求があるにも関わらず、施設を利用されている障がい者は、男性も女性も質素で飾りがなく服装についてもジャージや寝巻きのようなものを着用している。さらに成人女性が、そのような施設の中でお化粧をしている姿や社会に出て行くのにふさわしい服を着ていることを見たことがない。健常者の成人女性が化粧もせず社会に出る

1 関西保育福祉専門学校
Kansai Hoiku Fukushi Senmon Gakkou

ことはそれぞれの考え方があがるが、施設にいる女性障がい者が全員お化粧や着飾ることが嫌いでそのようにしているとは考えにくい。成人の女性健常者であれば、化粧を行わず、外出着を着ずに社会的な場所に外出することは特別なこだわりがない場合以外は考えにくい。そこで今回は、障がい者の生活の中でもおしゃれに視点をあて、その意識について注目し調査した。

特に本研究では、障がい者のおしゃれ^{註2)}について、服装や、髪型、化粧、などに対する意識を調査した。

これまでの既存研究をサーベイすると、以下に述べるような告白型の事例報告が断片的に少なからず見られるものの、「おしゃれ」を主要テーマに学術的な考察を行なった事例は、調べた限り皆無であった。

告白型の事例研究によると、例えば岩波(1996)²⁾は、中途障害者の場合のことを、「身体状況があまりにも違うことから、以前と同じ服はもう着られないと思い込んだり、まわりからいろいろ言われたりすることにより、おしゃれをしようとする気持ちまで障害を受けてしまっている人がみうけられます。(中略)衣服とはそれ自体単なるものにすぎません。そのモノが、ある時、ある人の身にまどわれた時、言葉よりも早く、その人を表現するのです。初めての人に対しては自己紹介までしてしまうのです。」と述べている。障がいを持つ人は、おしゃれを制限されることに対して仕方がないと思い込んでおり、そのことに疑問すら感じていないようになっているのが現状であることが分かる。

また、小澤(1999)³⁾も同様な指摘を行っている。小澤は、K氏を取り上げ「僕は40歳になるけど一度も背広を着たことがありません。背広を着てみたくて来ました。(福祉シンポジウムにベットの上で参加して衣服の分科会でこのように自己紹介した)」と述べている。

さらに、自身が筋ジストロフィーである守安(1999)⁴⁾は「服を着るときは、かっこよさよりも機能性を重視しろ!と言って、ジャージのような服ばかり着せようとしています。」と障がい者であるためにおしゃれがしにくいことを語っている。

鈴木(2002)⁵⁾は衣服の生産者の視点から、

「アパレルメーカーに勤務していた時、高齢者や障害のある人もおしゃれできる服を提案したが、ファッションの世界に高齢・障害を持ち込むな、イメージが悪くなる、との声もでた。それでも、脊髄損傷の方への水着を作ったりしたが、オーダーメイドに近い生産形式なので値段が高く、形も色もこれしかないということだと障がい者用のユニホームになりそんな服着たくないとなってしまう。」と述べている。

このように障がい者が衣生活においておしゃれをするときには、個々の障がいに対応した服が必要になるため、特別注文のかたちでしか服を作ることが出来ないことになり、経済面で健常者が服を購入する場合は大きな違いがある。また、社会の障がい者に対するイメージも大きな壁になっている。

以上、障がい者がおしゃれをし、社会への完全参加を果たすためには、大きなバリアが存在し、課題を残していることは、このような事例報告を見るだけでも明白である。

そこで、本研究では、障がい者の方が自分らしく生きることを目指し、障がい者のおしゃれについての意識調査を実施した。そして、具体的には「障がい者は、本人と介助者がおしゃれに対して特に高い意識を持たない限り、社会的・心理的なバリアによって、おしゃれに対して消極的になってしまう」との仮説をたて、障がい者がおしゃれに対して積極的になるためにはどのような意識を持てばよいのかをインタビュー調査により検討することにした。

2. 研究方法

(1) 調査の概要

1) インタビュー法による聞き取り調査

身体障がいと言っても視覚、聴覚、重複障がい、などさまざま、麻痺、拘縮、各関節の可動域、筋力、随意性・自律神経の程度も個々により多様性と個体差を有する。

そして、その障がいのが先天性、後天性のどちらであるのか、進行性かそうでないか、自立生活が出来るのか全介助が必要であるのか一部介助であるのか、ということも大きな違いがある。

さらに、生活状況についても施設、在宅、グル

ープホームなどの居住環境や同居家族や援助の有無など多岐にわたっている。これらのすべてに対応するためには、例えば大規模な統計調査を行うことで、結果が得られるかもしれない。

しかしながら、おしゃれという先例のない調査を行なうに当たっては、まずは小規模な事例研究を手始めに行なうことが妥当だと考えられる。加えて、おしゃれという個々に依存するテーマに対しての真意を得ることは、統計調査では非常に難しいといえる。

そこで、本研究では、インタビューによる質的調査により、統計調査では理解しにくいと思われる対象者の実際の姿に迫ることを試みた。井上(2005)⁶⁾もインタビューによる質的調査について、「我々が自分自身のありのままを振り返って見ても気づくように、現代の人間の『考え』や『思い』や『感情』は固定していない。それらは

その時々で常に変わるものであるし、矛盾することもしばしばである。(中略)ありのままの人間の姿を出来る限りありのままに捉えていくべきなのだ。そうしたことのできる方法として質的調査は優れているのである。」とインタビュー調査の重要性を述べている。

なお、本研究では、障がい者のおしゃれという研究テーマについて、先行研究となるインタビュー調査の事例が見られない新規的な研究であることを鑑みて、対象者を、あえて1名に絞り、1対1の対面式インタビュー調査を行うこととした。

2) 対象者

本研究では、H県K市におけるH県立勤労体育館でスポーツを愛好しているAさんを対象とした。

①対象者Aさんについて

Aさんは、41歳のとき配偶者と死別し、自身

表1 Aさんについて

性別	女性
年齢	61歳
既婚歴	有り(41歳のとき死別)
子どもの数	息子2人
過去の既往歴	なし
病気・障害について	仙骨巨細胞腫、手術のため仙骨を除去しボルトを埋め込んである。その為両足麻痺となる(43歳)
体調について	体温調節機能が低下しており、温度変化に対しては配慮が必要である。特に腰部にボルトが入っているために足腰の冷え性がある
日常生活について	自立生活可能・日常生活介助の必要はなし
勤務場所	H県立勤労体育館
勤務頻度	週3日・1日3時間
平日時の自由時間	平均3時間
同居人の有無(人数)	有り(長男夫婦と同居)4人
移動手段	車椅子使用
自家用車の有無	有り
スポーツ歴	45歳からスポーツを始める。パラリンピック2度出場
その他	某スポーツメーカーとスポンサー契約している

も病気のため下半身麻痺となる。このような境遇にあっても、リハビリのために始めたスポーツから現在の体育館で勤務できるまでに回復し、スポーツや仕事、そしてAさんの生きがいともいえるおしゃれを楽しむことが出来るようになった。

配偶者の死別という苦境とあわせて、自分の命をも脅かす病気との闘いにおいて両足麻痺という結果にはなったが、60歳を超えた現在も海外遠征に頻繁に出かけている。(北京パラリンピック後も他2カ国にスポーツ遠征している。)

②対象者の選定理由

Aさんを対象としたのは以下の3つの理由からである。

まず、インタビューによる質的調査には通常1～2時間を要するが、障がい者によってはこの時間が大きな負担となる場合がある。しかし、このインタビューを行なうことはAさんにとって大きな負担にならないという理由である。

次にAさん自身、障がい者になる前からおしゃれに対しての意識が高かったことが挙げられ、先行研究の対象者として適切な対象者だと判断したためである。

さらに3点目として、Aさんは「女性障がい者アスリート」であり、人前に出ることが多いという点も対象理由とした。つまり、障がいがあつて

も少なからずスポーツを行う場面において社会参加している女性が、おしゃれに対して高い意識を持っているのではないかと考えたためである。

3) 調査日時

インタビュー調査は、平成21年8月14日(金)の18:00～19:30に約1時間30分かけて行なった。

これは上述のとおり、Aさんがインタビュー項目についての確に完結して答えられる時刻、時間を選定したためである。

なお、Aさんに関する障がいや、スポーツのことなどで、直接Aさんに質問しなくとも把握出来る項目については、H県立勤労体育館の職員に、事前に聞き取りを行なっている。

4) インタビュー調査の場所

インタビューは、H県立勤労体育館3Fロビーで行った。

5) インタビューの内容

インタビューでは、まずおしゃれの意識の高さについて引き出すことを目的にして項目を考えた。またおしゃれとレクリエーションとの関係がより明らかになればよいのではないかと考え質問項目を用意した。さらに、おしゃれすることへの課題が見出せればよいと考えインタビューの内容を考えた。

表2 インタビュー項目について

No	項目	設問理由
①	おしゃれは、普段からしているか	おしゃれに関する意識の高さを象徴する項目であると考えた
②	おしゃれをするときにバリアになっているものは	障がいがあるがためにバリアになっているものがあるとすればそのことが、完全な社会参加への重要な解決ポイントとして課題になると考えた
③	おしゃれについてどう思うのか	対象者にとって、おしゃれをどのように考えているかを知ることと他の障がい者のおしゃれについても思いが聴けるのではないかと考えた
④	障がい者が、おしゃれをもっと楽しむための課題は	実際に、対象者がよりおしゃれを楽しむための具体的な課題を明確にするためにこの項目を考えた

3. 結果および考察

(1) インタビュー時のAさんの外見の様子

インタビューの際、Aさんは車椅子で面接に来た。

車椅子の車輪には、スポークの部分に円形のプラスチック製のキャラクターデザインのついたディスクが張られており、車椅子にもおしゃれへの意識が見られた。

Aさんは、両下肢麻痺ではあるが、スポーツシューズを履いており、そこにも靴紐の部分にカラービーズを取り付けワンポイントのおしゃれをしていた。

化粧も、目元、口元、頬とすべてされていた。髪形もストレートにして髪色も栗色に毛染めされていた。

(2) インタビュー調査の結果と考察

1) 「おしゃれは、普段からしているか」という問いに対して

①全般的な回答

毎日、朝起きると、出かける予定がなくても化粧をすることから一日をはじめる。

「いつもきれいにしておかないといけない」という意識があるという返答を得た。

②髪形についての回答

外出時は車椅子ということもあり、目立って良く見られると意識している髪型などには特に気をつけている。毛染めについても行き付けの美容師にしてもらうという。

Aさんは、特に美容師にはこだわりがあり、自分にあった髪型、髪色、化粧（目元のメイクの色や口紅の色にいたるまで細かく）のやり方まで美容師に教わっていると言う。そのため、現在の美容師に出会うまでいろいろな美容室を探し自分にあった美容師を探したという。

③装飾品についての回答

装飾品について、Aさんは、金属アレルギーのため純金以外はつけられないとのことであった。インタビュー時には、夫の形見である金のネックレスをしていた。

指輪については、車椅子を動かすときに邪魔になるのであまりたくさんはつけられないと話していた。さらにスポーツをする際にも道具や用具を傷つけるのであまりつけないとのことであっ

た。爪についてはマニキュアを塗っていた。

④服装についての回答

服装については、普段の服装にも自分でレースをつけたり、スパンコールやビーズをつけたりする裁縫が好きで、こだわりがあることが伺えた。

スポンサーのロゴのついたユニフォームを着るときにもその上から、ロゴが見えるように気をつけて透明に近い上着を工夫し着用している。この上着一枚でいろいろなアレンジが出来るといい、これらの工夫作業がとても楽しいと話している。

さらに車椅子の座布団にも、スポンサーのロゴを縫っておりからだをずらして座布団のロゴを楽しそうに見せてくれた。

下着については、カタログショッピングなど活用する。そしてレースのフリルがついたものや可愛いデザインのもので、好んで購入するという。

理由としては、いつ何があってもよいように下着まできちんとしていたいとおしゃれの意識と同様に社会人としてのマナー、自分の生き方のこだわり、の意識も強く持っていることが伺えた。

⑤その他の回答

Aさんは、おしゃれについてはまだまだ楽しみたいものが他にあると話しており、高級エステやプチ整形などにも挑戦したいと意欲的に語ってくれた。Aさんはおしゃれをすることにより生活にメリハリをつけられると強調して話してくれた。

⑥考察

以上得たような、Aさんの意識に基づく実践は、「生活のレクリエーション化」そのものであると考えられる。田島（1998）⁷⁾は生活のレクリエーション化のことを「生活全体をとらえて、それ自体を快くゆとりあるものに高めていくことをレクリエーション援助の課題とするものである。（中略）日常生活の中の衣・食・住・眠・便などの普段当たり前にある行動・行為・空間などをより快くクリエイティブできるかがポイントとなり、“生活に彩を添える”と言う視点が必要である。」と述べている。

生活の中に自らが積極的にレクリエーションを自分なりの意識で取り入れることで、心地よい生活が実現するのであれば、Aさんの朝の化粧は、欠かせないレクリエーション活動であり、人間性の回復そのものである。

また、吉田 (2001)⁸⁾ は、人間性の回復をレクリエーションの大きなテーマとし、レクリエーション活動の具体的な活動は、すべて人間性の回復を目的にしたものであることを述べている。

松尾 (2001)⁹⁾ は、具体的なレクリエーション活動の中で、S さんのことを取り上げ「『手動けへんし、車椅子乗っとんのに盆踊りでもないやろ』と投げやりだった。

毎日の練習は浜面に参加していた。しかし、援助者たちは気長に根気よく踊りの援助を続けた。気がつくといつの間にか可動な方の指先が太鼓のリズムを打っている。『そうそう、ヨイヨイとかハイハイの掛け声は、男の人の方が力強さが出てととっても生きがいいわよ』と S さんの方を向いてニッコリ (S さんに対して賞賛)。S さん、思わず目が合って『ウン』とうなづく。(中略)

少しずつではあるが、音楽による雰囲気や他の人が楽しく踊る様子、援助者の熱意が S さんに伝わりかけている。」と述べ、このような事例を取り上げてレクリエーションが人間性を回復させる効果があることを述べている。

しかし、すべての障がい者が A さんのようにおしゃれが出来るわけではない。例えば、介助を必要とする障がい者の場合、介助者が障がい者のおしゃれに対する意識をいかに理解し、具現化していく支援に取り組むかが大きな課題となる。

予測される阻害要因として、障がい者が口頭で伝えられることの範囲が限られてしまったり、時間がかかり本人と支援者の両者が疲れてしまうことにより意識を理解できないこと、障がい者がおしゃれに触れる機会が少ない、またはまったくないためにおしゃれに対するイメージができずに限られた情報からの選択にならざるを得ないことなどが考えられる。

2) 「おしゃれをするときにバリアになっているものは」という問いに対して

①回答結果

現在は特に大きなバリアを感じないそうだが、雨の日は、ショッピングにしても駐車場から店内にぬれずにいける場所しか行けないので、あえて言えばそこがバリアになっているという回答を得た。

②考察

現在、大手の小売店等では、車椅子マークの駐車場が店内入り口近くに設けられている店が増えたことは確かであるが、A さんがいわれたように、雨にぬれないための設備がある駐車場は少ないと思われる。このことは各地の店舗を調査し、客観的データにより問題を検討する必要がある。

また、A さんは自家用車を自分で運転できるということが大きなポイントである。A さんは自分で好きな場所に行き自分の意思で店舗を見られる。つまり、介助者・支援者なしで移動できるので、気を使うことなく自分のペースでおしゃれを楽しめることができるということが、積極的におしゃれを楽しむ上で大きな利点である。

障がいの程度にもよるが、出来るだけ多くの障がい者が運転可能となる技術の開発や免許制度、車の購入に関しての補助金制度の拡大も課題となると考えられた。

3) 「おしゃれについてどう思うか」という問いに対して

①回答結果

女性にとって「おしゃれは永遠に必要なもの」と力強く語られた。そして、おしゃれをすると「気が引きしまる」「気持ちが違う」「いつもきちっとしておきたい」と話してくれた。

A さん自身、ショッピングもおしゃれのために良く出かけていると語っている。購入しなくてもおしゃれな物への好奇心が大変強く、お店にもいろんなこだわりがあるといい意識の強さが伺える。

さらに A さんは、「障がい者の方は、おしゃれに関心のない人が多すぎる」と言い、「おしゃれはこころのビタミンであるので、もっと多くの人におしゃれを楽しんでもらいたい」といわれた。

そして A さんは、「障がい者であるために、おしゃれに対して介助者が大変なので遠慮することがある。」とも話された。

②考察

介助者が大変なので障がい者が、遠慮をしなければいけないような気持ちにさせることは、介助者と障がい者の間の親密性にもよるが、介助をしてもらっているという気持ちが問題であると考えられる。介助者が介助をするときの意識が障がい者の気持ちに伝わることをよく考えて介助者にな

ることを考えなければいけない。そして介助者との関係性を高めること、介助していることが介助者の生きがいになっていることがあることをもっと障がい者にわかってもらうことも必要なことであると考えられる。

小澤（1999）¹⁰⁾は「生まれて初めて自分の背広姿を鏡の中に見たときのKさんのすばらしい笑顔をいまだに忘れることが出来ません。その後Kさんはワイシャツとワンタッチでつけられるネクタイも欲しいと注文されました。（中略）今度は外出用のブルーの背広・・GジャンとGパンと夢が広がりました」とおしゃれすることで夢が広がったことを事例として取り上げている。

この小澤の例や、Aさんの例では、まさにおしゃれがレクリエーションにつながっている。特にAさんにとっては、おしゃれをすることにより気持ちまで引き締めるプログラムルーティーン（日課・儀式・作法）になっていることがわかる。このことから、おしゃれという日常的なレクリエーション活動は人間性の回復⁸⁾の大きな要因となると考えられる。

田中（2002）¹¹⁾も、「『障がい児らしくなく…いこうよ』と楽な服、やジャージは『ダサイ』と判ってもらうため親子でおしゃれをしている。そして『おしゃれは、楽しいだけではなく、生活を広げる原動力になるってことを娘を見ていてあらためて感じています』と述べている。

これは、介護する人が身内であり、おしゃれに対して積極的な支援を行っている好事例といえる。

つまり、おしゃれは、障がい者だけの意識の問題ではなく、介助者の意識や態度も大きな課題として考えるべきである。さらに言えば、介助者・支援者への教育のあり方にもつながる課題であると考えられた。

4)「障がい者が、おしゃれをもっと楽しむための課題は」という問いに対して

①回答結果

Aさんは、「着やすい服をどんどん出して欲しい。アスリートとしても、ジャージなどは、下肢の外側にファスナーをつけ、それがファッションになるようなデザインのものを考えたりして欲しい。」と語られた。

②考察

この回答は、冒頭の鈴木⁵⁾の引用でも課題に挙げたが、Aさんも同様の問題を課題としていると捉えられる。

5) 総合考察

インタビューを通じて、Aさんが障がい者でありながらおしゃれに対して非常に積極的な意識を持っていることが明らかとなった。

そして、Aさんにとってのおしゃれは、人間社会で生活するための、生きがいでもあり、マナーでもあり、楽しみでもあることが明らかになった。

但しこの例は、現時点ではAさんに限定されケーススタディにとどまったものであり、一般論として語るためには、さらなるインタビュー調査の蓄積が必要であることは論を待たない。

しかし、これまで先例のなかった本調査のようなインタビューを実施することによって、障がい者本人のおしゃれに対する意識性がおしゃれの行動と範囲に関わるとともに、介助する人（支援者）、おしゃれをする環境要因（値段や工夫を含む）などが整備されてこそでき得ることという考察結果を仮説的に得ることができた。

4. まとめ

本研究では、「障がい者は、本人と介助者がおしゃれに対して特に高い意識を持っていない場合には、社会的・心理的なバリアによって、おしゃれに対して消極的になる」との仮説のもと、対象者Aさんのインタビュー調査よりおしゃれの意識について検討した。

Aさんの事例より障がい者であっても、非常に積極的におしゃれを楽しむ様相について、事例的ではあるが捉えることに成功した。これはAさん本人の高い意識と、自動車運転やスポーツ活動などほとんど自立生活をされているという条件が整っていることが反映されている。

したがって、Aさんのように高い意識と自立生活が出来ない場合は、まだまだおしゃれに対して消極的にならざるを得ない場合があると考えられる。

岩波（1996）¹²⁾によると、「どんな服が着たい?とかどんな色が好き?と聞いても『わからない

い』と言う答えが返ってくるのが少なくありません。このことはもともと障がい者の人たちは自分の着るものに関心がないのではなく、そのようなことにふれる機会が少ないことからきているのではないかとおもいます。」と述べている。

このことは、介助者・支援者におしゃれに対する意識があったとしても本人がその機会を与えてこられなかったことによるものである。介助者・支援者のおしゃれに対する意識を具体的な形で視覚的に示せるの出来れば、積極的に見せていくことが必要である。

鈴木 (1996)¹³⁾ は、「以前タクシーに乗ったときに運転手さんから『車椅子の人はきたないと思っていたけど、あんたはマシな格好してるね』といわれショックを受けました」と語っている。

障がい者に対する世の中 (健常者) の偏見はいまだにあることは歴然としている。

障がい者がおしゃれを楽しんで生き生きと人生を送るためには、障がい者の意識、介助者の意識、社会の偏見が大きなバリアになっている。これが多くの障がい者がおしゃれに消極的になる要因と考えられる。

おしゃれをすることに一番大きなバリアになっているのは、障がいを持っている人が、介助者に対して、世の中や健常者に対して、「申し訳ない」と意識し、躊躇していることにあると考えられる。

筆者の対象とした A さんは、おしゃれに対して非常に積極的であったが、A さんの口からも上記のことは話され、「本人の気持ち」が一番大切であると締めくくっている。

今後の課題としては、A さんも、インタビューの中でもっと多くの機能的でおしゃれな服を世の中に出して欲しいといていた。坂本 (2002)¹⁴⁾ は、「バリアフリー服の登場で、以前より洋服探しに困ることも減ってきました。でもまだまだデザイン・サイズも少なく、改善・展開してもらいたいこともあります。今後 T・P・O にあった服、流行の服を豊富な中から、手軽に選べるようになればと願っています。(中略) 当たり前のようにバリアフリー服を企画してくれたらありがたいです。」と語っている。

また、小澤 (1999)¹⁵⁾ は、「衣服を少し工夫す

ることで本人の可能性が広がる」と述べている。その中で、背開きにしたプレザーを見事に着脱した例を紹介したり、車椅子でも振袖を着たりと、可能性の大きさを訴えている。

今後このような服や用具の開発が進め、低コスト化、インターネットなどによる通販システムを確立するなど、解決すべき課題がたくさんあると考えられる。

またレクリエーションは、そのキーワードに人間性の回復⁸⁾を大きなテーマとしているが、すべての人にレクリエーション活動を行う権利があることもあわせて考える必要があることを物語っている。小池 (2001)¹⁶⁾ は、すべての人間は、障害の有無や年齢層、性別などにかかわらず、平等にレクリエーション活動に参加する権利がある。と述べている。

障がいを持っている人が、自然に、普通におしゃれを楽しみその人らしく生き生きと人生を送ることができる社会づくりが大切である。

謝辞

本研究を行うにあたり、H 県立勤労体育館のスタッフの皆様、何よりもインタビューに協力してくださった A さんには、心より感謝いたします。

註

註 1) 「障害者」の記述については、「害」の漢字を偏見と捉えられることがある。よって本論文ではひらがなの「がい」を用いた。ただし引用文献においては、そのまま引用した。そのため「障害者」と「障がい者」が両方用いられているが、引用文献以外は、「障がい者」とした。

註 2) 本研究では「おしゃれ」の定義を、髪形・化粧・服装など身なりに気を配る・こと(さま)。また、そのような人をもいう。物がしゃれたようすであるさま。とした。

引用文献

- 1) 日本弁護士連合会、「国際障害者年に関する宣言」人権擁護大会宣言・決議集：1981
- 2) 岩波君代、「みんなのねがい No.335」全国障害者問題研究会出版：12p、1996

- 3) 小澤洋子、ノーマライゼーション1999年4月号、(財)日本障害者リハビリテーション協会：37、1999
- 4) 守安星至、ノーマライゼーション1999年4月号、(財)日本障害者リハビリテーション協会：41、1999
- 5) 鈴木淳、みんなのねがい No.413、全国障害者問題研究会出版：8-9 2002
- 6) 井上芳保、質的調査に関わる教育課題とはなんだろうか－他社の「痛み」への感受性をめぐって－、札幌学院大学紀要14(2)：244、2005
- 7) 田島栄文(奥野孝明・渡辺嘉久編)、レクリエーション論：相川書房出版、東京：132、1998
- 8) 吉田圭一(吉田圭一・茅野宏明編)、レクリエーション活動援助法：ミネルバ書房、京都：5、2001
- 9) 松尾純子(吉田圭一・茅野宏明編)、レクリエーション活動援助法：ミネルバ書房、京都：106、2001
- 10) 小澤洋子、ノーマライゼーション1999年4月号、(財)日本障害者リハビリテーション協会：37-38、1999
- 11) 田中弘美、みんなのねがい No.413、全国障害者問題研究会出版：18、2002
- 12) 岩波君代、「みんなのねがい No.335」全国障害者問題研究会出版：12、1996
- 13) 鈴木ひとみ、みんなのねがい No.335、全国障害者問題研究会出版：35、1996
- 14) 坂本友美、みんなのねがい No.413、全国障害者問題研究会出版：13、2002
- 15) 小澤洋子、ノーマライゼーション1999年4月号、(財)日本障害者リハビリテーション協会：36-37、1999
- 16) 小池和幸(吉田圭一・茅野宏明編)、レクリエーション活動援助法：ミネルバ書房、京都：48、2001

(受付：2009年10月15日)
(受理：2009年12月27日)

<実践研究>

子どもの遊びの中で発生する「もめごと」に関する研究
～「もめごと」の発生原因と解決過程に着目して～

岡本充弘¹ 古城建一²

Research regarding “Trouble” to occur in the play of children

— Pay its attention to origin and a solution process of “trouble” —

Mitsuhiro Okamoto¹, Kenichi Kojoh²

Abstract

Pupil childcare club of Municipal Oita “S” School was investigated about a “trouble” to occur in play of a child belonging to this club. The purpose of this study was to report a this result.

The investigation period is about 5 months from April 18, 2008 to September 17 the same year.

102 times of “trouble” was collected all over the investigation. It was understood that the troubles decreased with progress in time. And These troubles transformed from were solved by the arbitration of the teacher to were solved by a meeting of children.

From the above, this study commented that The process that solved a trouble functioned as problem solving learning and this repetition pushed forward the socialization.

1. はじめに

子どもの心身の成長、発達にとって、遊びが持つ意義、価値は周知のように、これまで教育学や心理学をはじめ、さまざまな分野で指摘されている^{註1)}。しかしながら、子どもたちが日々営んでいる遊びの中で、どのような出来事が発生しているかについての議論は、管見の限りではあるが、あまり見かけない。

筆者は、これまで3ヵ年にわたり大分市立S小学校の学童保育クラブの指導員として活動している。そのクラブにおける自発遊びの観察をとおり、次のような事態を何度も目にした。それは、日々の遊びのなかではルールや運動能力の違い、あるいは個人のエゴ等を巡ってさまざまな「もめごと」^{註2)}が発生し、子どもたちはそうした「もめごと」の解決のために、ある時は言い争ったり、遊びを中断したり、仲間はづれを出す等の

ことを行っていた。これらの事象は2006年に同一クラブを対象に行われた古城、川内らの研究調査の中にも確認することができる^{註3)}。

子どもたちは、このような経験を日々の遊びのなかで繰り返し経験するのであるが、生身の、しかも志向性も運動能力も異なる人間同士が同じ時空間を共有して活動する中において、「もめごと」が生じて当たり前と言えるであろう。むしろ、子どもたちが自分たち自身の手で「もめごと」を解決していく過程を繰り返し経験することこそが子どもの心身の発達や社会性の発達と深くかかわっているのではないかと考えるべきである。こう考えると、子どもにとっての遊びの意義・価値を主張しようとするとき、まずは子どもたちが日々営む現実の遊びにおいて、その主張の根拠を具体的に見出す作業が不可欠であると考えた。

以上のことから、本稿は子どもたちが日々営む

1 大分大学大学院 教育学研究科 Graduate School of Education, Oita University

2 大分大学 教育福祉学部 The Faculty of Education and Welfare Science, Oita University

現実の遊びのなかで生じる「もめごと」に注目し、その「もめごと」が生じる原因は何か、また「もめごと」はどのように解決されるのか（されないのか）を知るために実施した調査研究の結果を報告するものである。

2. 目的と方法

(1) 目的

本研究は、子どもの自発遊びの中で起こる「もめごと」の原因と、その解決法の質的変容を時系列の観点から明らかにすることを目的として行う。

(2) 方法

調査は、大分市立S小学校学童保育クラブ（以下、Sクラブという）の自由時間に行われる子どもたちの遊びを対象として行った。Sクラブの保育は、大きく勉強時間と自由時間に分かれており、自由時間は勉強時間終了後の40分間程度である。

同クラブには、1年生から3年生までの37人が所属しているが^{註4)}、その中でも仲良しグループを形成している3年生男子6人を中心とする遊びを対象として行った。その理由は、彼らは2年生（調査前年度）の頃から3年生に進級した調査当該年度の現在に至るまで遊び仲間が固定化しているため、遊びの継続観察に適していると考えたからである。なお、この6人はサッカー少年団加入者1名、野球少年団加入者1名、少年団活動非加入者4名で構成された遊び仲間である。

Sクラブでは、勉強時間が終わると校庭に出て遊ぶことを希望する子どもは学年ごとに整列し、何をして遊ぶかを自分たちで相談して決める。遊びの内容が決まると、必要な道具を校庭に持ち出して遊ぶ。調査対象に設定した前述した仲良し6人組の遊びは、このような手続きを経て始まる。

調査期間は2008年4月18日から同年9月17日までの約5ヶ月であり、その中で34回の調査を行った。

調査期間の5カ月の中で、34回（週2～3回）の調査を行いました。学校側の授業等の関係上Sクラブの自由時間が20分の日と40分の日があり、40分確保されている日のみに限定して、調査を行った。

その34回の中で調査対象集団は野球（21回）、サッカー（10回）、ドッチビー（3回）の3種目が観察された。

調査は、参与観察法及び聞き取り調査法を用いて行った。参与観察法は遊びの場で生じる出来事や子どもたちの生の声を詳細に掴むことを意図して採った手法であり、主として、遊ぶなかで発生する「もめごとの」回数、「もめごと」の原因とその解決過程、再開後の子どもたちの様子、発言等を観察し記述した。

聞き取り調査は、自由時間終了後、「もめごと」の中心となった子ども、「もめごと」の解決方法を提案した子どもに、どのような理由からそれらを行ったのかを質問した。聞き取り調査によって得られた子どもの意見や感想は、当該地方独特の言い回しで語られているものが多い。以下の本文中でそれらの意見や感想発言を引用する場合は、標準語に置き換えることで、生の発言に込められた子どもの微妙な意図または意思を損なわないようにするため、「」内に原文どおりに記述する。

なお、一観察日（40分間の自由時間）の遊びはそのすべてが同一種目であり、2種目以上にまたがることはなかった。とはいえ、調査期間中に収集された遊びは、同じ種目の遊びであっても一つひとつの遊びはそれぞれが1回性的なものである。事例として、野球遊びが2日続けて行われたが、1日目の野球が3回の表、得点は1対0で終わっても、2日目は新しくチーム分けから行われ、一回の表、得点は0対0から始まり、まったく別の試合が行われていた。したがって、結果の集約にあたっては1観察日の遊びを個別の事例として扱うことにする。

3. 結果と考察

(1) 遊びの種類と仲間構成の再編成

1) 遊び種目

約5ヶ月間にわたる観察の結果、野球遊び（以下、野球という）、サッカー遊び（以下、サッカーという）、ドッチビーの3種目、合計34事例の遊びが観察された。表1はこれら3種目の月別の実施頻度を示したものである。表1からわかるように、34事例中で最も頻度の高いものは野球（21事例）であった。次にサッカーが10事例と

表1 月別遊び3種目の実施頻度 (数値は実数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
野球	3	2	4	3	4	5	21
サッカー	2	2	2	1	1	2	10
ドッチビー	2	1	0	0	0	0	3
計	7	5	6	4	5	7	34

比較的高い頻度を示しており、野球人気の高さが伺える。

ここでそれぞれの遊びについて説明を加える。野球遊びは、グループ内の子どもの一人が、ホームベースの場所を決める。ホームベースの場所は毎回異なっていた。子どもたちはグラウンドの端に足でホームベースを書き、そこを中心に他の3つの塁の場所を決め、ダイヤモンドを作っていた。ダイヤモンドの大きさは公式ルールのものより狭くなっている。

サッカー遊びは、既にグラウンドの設置されているゴールを使い、公式ルールのコートで広さで行われていた。人数が少ないときは、ゴールを一つだけ利用して行うこともあった。

ドッチビー遊びは、ボールの代わりにフライングディスクを用いて行うドッチボールである。グループの子ども全員でグラウンドに足でコートを書き、ドッチビーを行っていた

月別にそれぞれの遊びの実施頻度をみると、4月と5月は3種目ともほぼ同程度に行われているが、6月以降になるとドッチビーは全く行われなくなっている。それは、次のような事情によるものである。2007年の2月になると、ドッチビー専用のディスクがSクラブの遊び道具の一つに加えられた。しかし、当時の3年生が優先的に使用していたため、2年生以下は新奇な遊び道具に心を惹かれたが思い通りに使うことができなかつた。ところが、2008年度になると新3年生(調査対象者)が今度は自分たちの番とディスクに飛びついた。しかし、想像していたことと違い、実際にやってみると『意外におもしろくない』と感じた。そのため、6月以降は全く行われなくなった。

6月以降の傾向をみると、各月とも野球の方がサッカーよりも数多く行われている。この傾向は、近年のサッカーブームあるいは大分県に本拠地を

置くプロサッカーチーム「トリニーター」の活躍と人気を考えると、サッカーを好んで行うように思われるが、子どもたちは『サッカーはあんま面白くない』と感想を語っている。

それは、『サッカーはゴールが動かせんけん広すぎる』ということである。校庭に設置されたサッカーゴールは、スポーツ少年団の練習用に正規のコートに合わせて置かれているため、わずか6人では自由に移動することができず、サッカーを楽しむにはコートが広すぎるからである。それでも、サッカー少年団加入者が『サッカーしよう』と提案することもあって月1～2回は行われたが、自由時間が終了する前に遊びを終えることが多かった。一方、野球はベースを置く位置を自分たちで自由に決めることができるため、少年団活動がある日でも校庭の空いた場所を選んで、自分たちで遊び場の広さを調整して行っていた。

以上は、子どもたちの志向は、仲間の人数や校庭の使用状況等に応じて実施可能な内容の遊びや、場所や広さを自分たちの自由意思で決定して遊ぶことのできるものに向くことを示唆している。

2) 遊び仲間の再編成

表1でみたように、4月と5月は、野球、サッカー、ドッチビーの3種目が、6月は野球とサッカーが行われた(表1参照)。この間、遊び仲間は仲良し6人組と筆者の7人で構成され、この7人が3対4に分かれてチームをつくってゲームを行っていた。他の子どもが遊びの中に加わろうとすることもあったが、『お前はダメ』と言って拒否した。理由は『仲間やないけん』ということであった。

7月に入ると新しく1人の3年生男子が仲間に加わった。それまでは、仲間ではないからという理由でグループ外の子どもを仲間に入れなかつたので不思議に思いその理由尋ねると、7人(筆者

を含む)で遊んでいたが、『もう一人仲間に入ると4対4になり同じ人数になるけん誘ってきた』と答えた。

8月になると、2年生男子3人が新たにこのグループに加わった。それまでは他の学年を仲間に入れることはなかったので、2年生を加えるようにした理由を尋ねると、『多い方が楽しいけん』という答えが返ってきた。ただしそれは条件付で、『3年生と一緒にいても、同じくらい野球とかサッカーができるやつならいい』ということであった。こうして、遊び仲間は筆者を含み11人に増えた。

仲間の人数が増えると、『先生がいると数が合わん』という意見が子どもたちのなかから出てくるようになり、筆者は遊び仲間から外されることになった。代わりに審判を任されるようになった。それまで審判は設けられておらず、反則等の判定は自分たちで行っていた。

以上述べたことから、子どもの心理状態には遊び仲間を巡る矛盾の存在していることがわかる。その一つは、6月までは仲良しグループ外の子どもを拒否しながら、7月に入るとチーム構成を平等にするためにグループ外の子どもに声をかけたということである。二つ目は、低学年は仲間に加えることがなかったのに、仲間が多いほうが楽しくなるという理由で低学年の子どもに声をかけたことである。三つ目は、人数が少ないときには大人(筆者)を受け入れるだけでなく、自分たちの利害に基づいて大人の行動に注文を付けていたが、子ども同士の仲間が増え、しかもチームが同数でつくられるようになった途端、大人を邪魔者扱いし始めたことである。

しかし、これらを子どもの自分勝手と判断することは避けなければならない。むしろ、競争形式のゲームをして遊ぶときには、チーム間の平等を確保したいという要求の結果として認めなければならないまい。また、同じ年頃の子ども同士の遊びを志向する背景には、遊びをより楽しくしたいという心情があることを認めるべきであろう。

(2) 「もめごと」発生原因の変化

1) 「もめごと」のタイプ

野球、サッカー、ドッチビーは、いずれも仲間が2チームに分かれて試合形式で行うものであ

る。チーム分けは校庭に出てから行われるが、「もめごと」はチーム分けの段階でも、遊び(試合)が展開するなかでも、自由時間が終わってクラブの教室に戻る間でも発生した。その「もめごと」は、多くの場合、一人の子どもの言動がきっかけになって発生した。

具体的な「もめごと」の例として野球遊びが行われていたときの「もめごと」をあげる。ピッチャーの交代を希望する子どもが『俺にもやらせる』と要求すると、今のピッチャーが『俺がピッチャーするんや』と言いか返してピッチャーの交代を拒否することで、その二人が言い争いを始め、遊びが中断されてしまった。このことで他の子どもも『早くしろよ』と二人の間に入っていき、集団全員巻き込んでの殴り合いになってしまうことがあった。

採取された34事例の遊びにおいて、合計102件の「もめごと」の発生がみられた。それらの原因として考えられる子どもの言動を詳細に検討した結果、主として、自分本位な言動に関するもの(以下、わがままという)、技能差に基づくもの(以下、技能差という)、ルールを巡るもの(以下、ルールという)、その他の4タイプに区別した。以下、その手続きについて若干の補足説明をする。

「わがまま」については、上記した具体例の中にあるような、「俺が〇〇したい」というような自分本位の言動を巡って生じる「もめごと」は「わがまま」にまとめた。

「技能差」については、野球やサッカーをする場合、それぞれの少年団加入の有無によって技能差が異なる。そのため、たとえば野球少年団加入者がピッチャーをするときに、非加入の子どもからは『球が速すぎる』、ピッチャーからは『お前が弱いからやん』のような言葉のやりとりがきっかけとなって「もめごと」の生じることがあった。このように、技能差を巡って生じる「もめごと」は「技能差」にまとめた。

「ルールを巡るもの」については、少年団加入者は正式なルールで遊びたいと思う。しかし、正式なルールをよく知らない非加入者はそのルールに馴染めず、『そんなルール知らん』と言ってルールを守ろうとしない事態が発生して「もめごと

と」の生じることがあった。このように、ルールを巡って生じる「もめごと」は「ルール」にまとめられた。

「その他」は、指導者である筆者の存在に起因する「もめごと」である。筆者は調査研究の必要から子どもの遊びに参加しているのだが、子どもは自分たちの利害を巡って、『先生と組みたい』、『先生がいると強すぎる』、『先生は本気出すな』や『本気でいい』等などの意見を出す。このように、大人である筆者の存在を巡って生じる「もめごと」は「その他」にまとめた。

タイプ分けの手続きは以上のとおりであるが、それ以外に特に次のことに留意した。「技能差」「ルール」「その他」に含めた子どもの言動も、多くの場合、その底流には「わがまま」と言ってよいような状況が認められた。たとえば、野球をしたときのことである。足の遅い子どもから、自分は盗塁できないのに他の『足の速い奴は平気で盗塁するけん、気に食わん』という理由で、『盗塁なしにしようや』という提案がなされた。これを「わがまま」と受け止めるにしても、ここには技能差の問題や盗塁を巡るルールの問題が伏在しているのは明らかである。しかしながら、このケースの場合は盗塁の有無をルール化するかどうかを巡る「もめごと」であると判断されるので「ルール」に含めた。同様のケースについても、「もめごと」の主たる原因が「技能差」なのか、あるいは「ルール」なのかを見極めながらタイプ分けを試みた。

2) 「もめごと」の発生回数

全34事例の遊びのなかで102件の「もめごと」が発生した。最も多かったのは「わがまま」に起因するもので39件あった。これは、全102件の「もめごと」の約40%に当る多さである。続いて、技能差27件、ルール21件、その他15件であった。表2は、種目と「もめごと」の関係を示した

ものである。

「もめごと」の発生の平均回数は、全体(34事例)でみると1事例当たり3回であり、種目別では、野球(21事例)3.3回、サッカー(10事例)2.8回、ドッジビー(3事例)は1.3回、という結果であった。種目別に「もめごと」の発生原因をみると、野球では「わがまま」(32.9%)、「技能差」(30.0%)、「ルール」(25.7%)に分散したが、サッカーでは「わがまま」が50%と圧倒的に多いことがわかる。なお、これらの「もめごと」のなかには口喧嘩が高じて殴り合いに発展したため筆者が仲裁にはいったケースもあったことを付記しておく。

3) 「もめごと」の発生原因

①月別にみた「もめごと」発生原因の変化

「もめごと」発生原因のタイプとタイプ別の発生回数は前項までにみたとおりであるが、月別でみていくと図1で示したように、タイプごとで特徴的な傾向がみられた。「わがまま」「技能差」「その他」は、図1からわかるように、4月から7月にかけて減少傾向を示した後、8月に一旦増加し、9月は再度減少した。一方、「ルール」は4月から6月にかけて増加傾向を示し、7・8・9月にかけては減少傾向を示した。こうみえてくると、「わがまま」「技能差」「その他」にみられる変化の傾向と、「ルール」にみられる傾向との間には何らかの関係性の存在が予想される。では、前者と後者の間にはどのような関係性がみられるのであろうか。以下では、4月から9月までの調査期間を前半期(4月～7月)、後半期(8月～9月)の2期に分け、それぞれの期間内に得られた観察調査結果に基づいて検討を加える。なお、検討は主として野球遊びを例として行う。

②調査前半期(ルールと「もめごと」)

調査前半期の子どもたちの様子を概観すると、少年団加入者は正式ルールで遊ぼうとするが、非

表2 種目別「もめごと」発生回数

()は%

種目	N	わがまま	技能差	ルール	その他
野球	70	23(32.9)	21(30.0)	18(25.7)	7(11.4)
サッカー	28	14(50.0)	7(21.4)	3(10.7)	6(17.9)
ドッジビー	4	2	0	0	2
合計	102	39(38.2)	27(26.5)	21(20.6)	15(14.7)

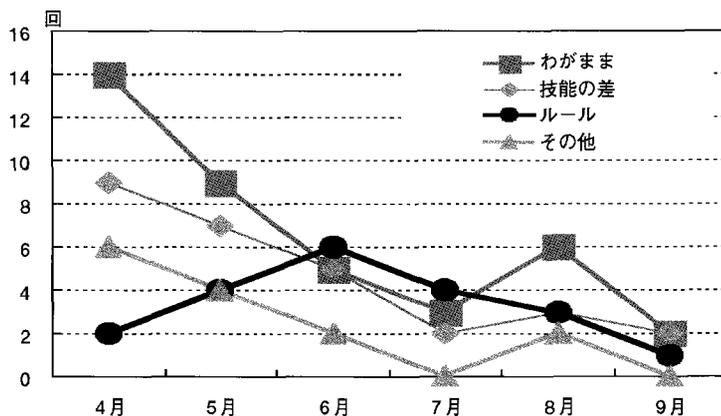


図1 月別「もめごと」発生原因の推移

加入者は正式なルールをよく知らないためルールに沿った行動を取ろうとしても、取ることができなかった。加入者にとって野球のルールは既知のこと、それを守ることは当たり前なのかもしれない。しかし、非加入者は野球のルールをよく知らないで、悪意はなくても行動がルールから外れることになる。この状況は、加入者からみればルール無視(またはルール破り)に見えてしまう。つまり、調査期間前半期の子どもたちの間には、相互の立場を理解し得ない状況が存在しており、これが「ルール」に起因する「もめごと」発生につながったのではないと思われる²⁵⁾。4月から6月にかけて、「もめごと」が増加傾向を示したのは、このような両者の間に生じた矛盾の結果と考えることが可能である。

しかし、「もめごと」を繰り返しながらでも野球遊びを続けることによって、非加入者も少しずつ正式のルールを覚えるようになり、ルールに沿った行動を取ることができるようになった。この変化に随伴して、非加入者は少しずつだが捕る・投げる、打つ動きを習得するようになり、調査前半期の終わる7月頃には他の子どもとほぼ同じように行動することができるようになった。この頃から、加入者がピッチャーをするとき、非加入者の『球が速すぎる』という注文も、ピッチャー(加入者)の『お前が弱いからやん』という発言も次第に減少していき、加入者から発せられていた『あいつは打てんからいらん』等の非加入者を拒否するような言動も姿を消していった。今みたように、調査前半期の終わる頃になると、「技能

差」に起因する「もめごと」も次第に減少傾向をとるようになった。さらに、『俺がピッチャーするんや』のような「俺が・俺が」という態度や、唯一の大人の仲間である筆者の存在や行動の仕方に対する注文も減少していった。7月には、「ルール」に起因する「もめごと」が減少傾向を取り始め、この傾向に呼応して「わがまま・技能差・その他」に起因する「もめごと」が最低の値を示したのは、このような事情を反映した結果ではないかと考えられる。

③調査後半期(遊び仲間の再編と「もめごと」)

8月になるとルールが原因の「もめごと」以外は増加している。これは新たに加わった2年生が原因である。8月に起こった15回の「もめごと」のうち13回は2年生の行動、発言により「もめごと」が起こった。

「わがまま」「技能差」「その他」に関してはそれまで、固定されたメンバーの中で「もめごと」を繰り返し、それらを解決することによって、暗黙のうちに理解された決まりごとのようなものが出来上がっているのではないかと考える。たとえば、うまく出来ない子どもに対してそれを指摘するようなことを言うと「もめごと」になるから言わないなど、それはその集団の中でもめごとを経験することで培われたことと捉えることができるだろう。しかし、新たに集団に加わった子どもは、このグループのなかで起こる「もめごと」を経験していない。このことから8月は「もめごと」が増加したものと考えられる。

この時期は、ルールが原因で起こる「もめごと」

は増加しなかった。これは、新しく加わったメンバーに「盗塁はなし」とすること、「フールになったらカウントリセット」などとそれまでにグループ内で決まったルールを教え、納得させたうえで遊びが始まっていたからである。

メンバーの再編による「もめごと」の増加は、新しくグループに加わる子どもの学年、性格等にも影響を受けていると思われる。7月にも一人新しく加わったが、この子どもが3年生であること、比較的小となしい性格でもあることからグループ内での発言が少なかったため、「もめごと」は増加しなかった。

8月に加わった子どもは二人とも2年生であり、ともに活発で発言が多い子どもであった。そのため「もめごと」が増加したのだと考えられる。

以上、「もめごと」は時間経過に伴い減少していくこと、また集団の再編成により、それまでに解決してきた「もめごと」でも再び発生してしまうことがあるということがわかった。

(3) 「もめごと」解決過程の変化

1) 「もめごと」解決過程の構造

前章では、「もめごと」発生の原因について述べた。では、その「もめごと」はどのように解決された（されなかった）のであろうか。以下、この問題についてみていく。

観察された全102回の「もめごと」について、その処理過程を検討した結果、図2に示す4つのパターンが認められた。

「もめごと」の原因には4タイプがみられたが、「もめごと」のタイプと「もめごと」の処理パ

ーンの間に規則性は見出せなかった。つまり、「もめごと」が発生すると、その原因の如何とは関係なく、子どもたちは図2に示した4ついずれかの仕方ですれを処理していった。以下、各パターンについて説明を加える。

何らかの原因で、言い争い等の「もめごと」が発生したとき、その処理の仕方は3つのパターンに区別される。一つ目は、「もめごと」が発生しても遊びの中断はみられず、言い争いをしながら自由時間が終わるまで遊び続けるパターンである。このパターンは、「もめごと」の解決をみることなく遊びが進行される点に特徴がみられるので、「未解決型」と命名する。

二つ目は、「もめごと」が生じることによって、それ以上に遊びを続けることができなくなる状況（以下、混乱という）が生じるケースである。この状況が長引くと殴り合いの喧嘩が始まることがあり、指導員である著者が仲裁に入らざるを得なくなる程人間関係が悪化することがあった。そこで、筆者がリードして話し合いの場を設けるが、「もめごと」の原因となった問題が解決されないままに遊びが再開された。このパターンは、大人の仲裁により話し合いが行われるが問題解決に至らないまま遊びが再開される点に特徴がみられるので、「大人介入解決型」と命名する。

三つ目は、「もめごと」による混乱のため遊びは中断されるが、一人の子どもから問題解決のための方法が提案され、その提案に仲間全員が合意することをとおして遊びが再開されるパターンである。このパターンは、「もめごと」-混乱-遊びの中断という流れは上述した「非解決型」と同

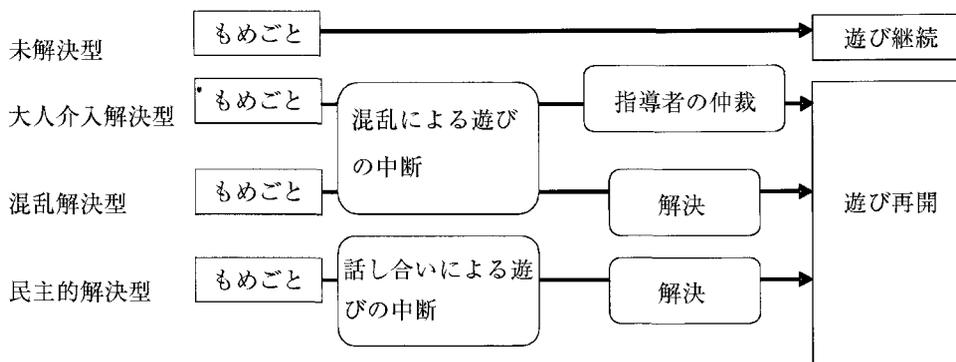


図2 「もめごと」解決過程の4パターン

じであるが、子どもたち自身の手で「もめごと」を解決する点に特徴がみられるので、「混乱解決型」と命名する。

四つ目は、「もめごと」が生じたとき、混乱が発生する前に、リーダー格の子どもが遊びを中断させ、全員を集めて問題解決のための方法を提案し、その提案に仲間全員が合意することをとおして遊びが再開されるパターンである。このパターンは、「もめごと」が発生した時点で、「もめごと」の原因を発見し、解決方法を相談するために遊びを中断する点、つまり問題発見・解決の過程に特徴がみられるので、「民主的解決型」と命名する。

2) 「もめごと」解決パターンの推移

前節では、「もめごと」の処理過程に4つのパターンのあることを述べたが、5ヶ月にわたる観察をとおして、子どもたちの「もめごと」処理過程は未解決型・大人介入解決型から混乱解決型へ、さらに民主的解決型へと変化していくことが明らかになった。以下では、このことについて検討を加える。

図3は、「もめごと」の解決パターン別の回数がどのように推移するかをみたものである。図3からわかるように、合計で見ると、8月に一時的な増加がみられるが、全体的には減少傾向がみられる。パターン別にみていくと、未解決型と大人介入解決型は減少傾向を示している。混乱解決型は4月から8月にかけて漸増傾向を示しているが、9月に入ると1回と激減している。民主的解決型は、7月に入ってから初めて現れ、9月にか

けて漸増傾向を示している。

民主的解決型が最初に現れたのは、野球をしていたときのことである。そして、「もめごと」が混乱に発展する前に遊びを中断させたのはグループのリーダー格で、普段から発言権の強い子どもであった。実は、この子どもはそれまでは自分の思う通りに遊びが進まないと言嘩を始める「もめごと」の原因となる一人でもあった。

このときの仲間内の相談の様子を再現してみよう。相談内容のテーマは、「フォアボールになったときにどうするか」についてであった。「もめごと」が生じるまでは、フォアボールになると「カウント・リセット」をしていた。「カウント・リセット」とは、バッターがフォアボールになるまでに貯まっていたストライクカウントをゼロに戻すことであり、グループ内で決められていたルールである。

ところが、巧く打てない子どもに対して同じチームの別の子どもが『お前どうせ打てんから歩け(一塁へ進塁しろ)』と命令口調で言った。このとき、ピッチャーはその子どもからは三振を取ることができると判断し『カウント・リセットやし』と主張した。このことがきっかけになって「もめごと」になった。「もめごと」が起こるまでは、巧く打てる者に対してはカウント・リセットで対応し、打てない者には「歩く」という方法で対応していた。このように、バッターの能力に応じて、フォアボールの処理をカウント・リセットまたは「歩く」のいずれかで行っており、どちらを選ぶかは仲間内の判断によって行われていた。

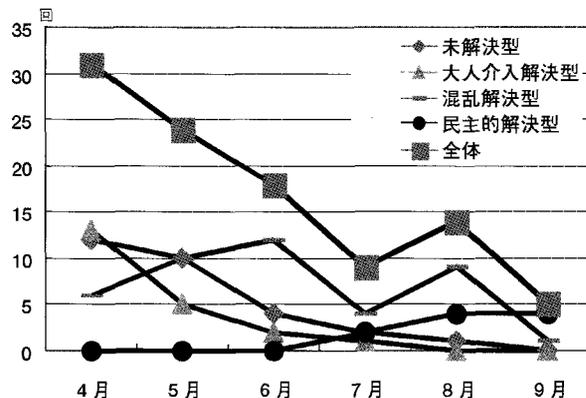


図3 「もめごと」解決パターンの推移

ともあれ、バッターの能力に応じてカウント・リセットか「歩く」かの判断を当人ではなく周りの者たちの意向で決めることが原因となり「もめごと」が起こったのだが、混乱に至る前にリーダー格の機転で話し合いがもたれ、リーダー格の『フォアボールになったときにどうするかはバッターの判断にしようや』と提案を全員が合意することで遊びが再開された。以後、野球をするときは、常にこのルールが適用されるようになり、フォアボールになったときの「もめごと」は発生しなくなった。

元々は「もめごと」の原因となる一人であるリーダー格の子どもに何らかの変化があったことにより、7月に初めて民主的解決型が行われたのである。佐野は「子どもと子どもの付き合いも、やはり一人一人の人格との付き合いなのです。…中略…お互いに自分の意見を通そうとするために、感情のぶつかり合いを絶えず行っているのが子どもの同士であり、子ども同士だからできること」¹⁾と述べている。遊びの中で起こる「もめごと」は佐野の指摘する人格と人格のぶつかり合いであり、このぶつかり合いを繰り返し、それらをつつひとつ解決していくことで、子どもは人間関係のあり方を学ぶのではないだろうか。

4. 調査結果の要約

以上、Sクラブの子どもを対象とした調査研究の結果、明らかになった要点を整理すると、次のようになる。

第一に、子どもの遊びの中で起こる「もめごと」の発生数は、集団構成の変化により、増加することがあるが時間経過とともに減少していくということである。

第二に、「もめごと」の原因の変容について、時間経過に伴い、個人のががままや技術差が原因の「もめごと」から、ルールに関することが原因の「もめごと」に変容するということである。個人の不都合の主張から、集団全体に関わる問題が「もめごと」の原因となるように変容したのである。技術差が原因の「もめごと」の減少は、遊びの中で野球やサッカーの技術向上ができたからだと考えられる。

第三に、「もめごと」解決の質的変容として、

混乱による遊びの中断を起点とした解決から、遊びの中断の提案が起点とする「もめごと」の解決へと変容していくということである。前者は「もめごと」が深刻化し、遊びを中断せざるを得ない状況になり、解決方法が考えられるが、後者は「もめごと」が発生しそうになると、グループのリーダー格の子どもが遊びを止め、話し合いの場を作るようになった。

5. 結び

(1) ルールの共有と合意

ホイジンガは、遊びの特徴について「遊びには自発的に受け入れられた規則に従って行われるもの」²⁾と述べていることから、遊びが成立するためには、ともに遊ぶ者の間で、ルールについての合意と、合意内容を共有して活動することが最低限の必要事項である。一番ヶ瀬らは「遊びは、ホイジンガの言うように規則を持っていて、それを守ることが遊びの集団的な楽しさを高める」³⁾と指摘しているように、遊びの中にある規則を守ることによって遊びはより楽しくなるものである。しかし、この自発的に受け入れられた規則が、子どもたちの間で共有されていないことで「もめごと」が発生していた。

今回取り上げた子どもの遊びを見ると、野球、サッカーという既存のルールが存在する遊びを行う場合、前半期では少年団加入者は正式ルールで遊びを行おうとするが、非加入者は自分が知っている範囲のルールで遊びを行っていた。加入者と非加入者の間でルールの共有が行われていなかったために「もめごと」が発生した。

ところが、ルールを巡る「もめごと」が繰り返し行われたことで、正式ルールで行うことに不都合を感じた加入者の子どもが、ルールを非加入者も行いやすいよう変化させるようになった。これにより、非加入者を含めた仲間うちでの合意と共有化が促進されることになった。

このようにみえてくると、「ルール」を巡る「もめごと」は、遊び仲間間でルールについての合意と合意内容の共有を可能にする条件として機能した、と言えるのではないだろうか。

「わがまま」「技能差」「その他」に起因する「もめごと」が7月にかけて減少傾向を示したの

は、この能力形成過程における一方の側面とみることができる。つまり、遊びにおける「もめごと」が「ルール」を巡る「もめごと」に吸収される形で減少傾向として現れたと考えることができるのではなからうか。住田は「仲間集団への参加を通して、子どもは仲間および仲間集団との関連・比較において、自己および自己の行動の批判的検討と相対的判断を可能とする能力（客観思考）を形成する」⁴⁾と述べているが、「もめごと」が住田の指摘する「自己の行動の批判的検討と相対的判断」を行う場として機能したと考える。

このことは、意図的・組織的営みとしての教育とは異なる教育力を遊び集団それ自体が内在することを示唆するものである。

(2)「自分が楽しく」から「みんなが楽しく」へ観察された「もめごと」の原因として4つに分類したが、それらの「もめごと」の原因となる子どもの発言、行動の根底には遊びを「より楽しく」という心情があると考えられる。

調査初期、子どもたちは試合に勝つことに楽しさを感じているようであった。自分が勝つためのチーム編成を行い、自分が勝つためのルール設定を行い、圧倒的優位な立場にいることを楽しんでいた。また、野球に関していえば、野球の特色でもある待ち時間が我慢できずに、打順を守らない、ピッチャーを変えないといった行動があった。これらの行動も自分が楽しむための行動と捉えることができる。このことから調査前半期にわがままが原因で発生する「もめごと」が多く観察されたと考えられる。

しかし、調査後半期になると、それまで圧倒的有利な立場で試合に勝つことに楽しさを感じていた子どもたちが、試合の相手チームとの力が均衡した状態からいかに勝利するかを考え、ハラハラ、ドキドキした緊張感に楽しさを感じているようであった。チーム編成からルールの設定まで、「もめごと」の解決は、みんなが平等な条件で行われるようにと考えられて議論が行われていた。著者の扱いに関してみても、初めのうちは自分が勝つためには大人の力が必要だったが、平等な条件下で勝つためにはチームに加わるより、第三者の目で審判をしてもらった方がよいと判断したのだろう。

聞き取りを行っても、調査前半期では「俺はその方が楽しい」「俺が～をやりたい」といった答えばかりであったが、後半期では「その方がみんな楽しいから」「みんながわかりやすいから」と答えの中に「みんなが」という言葉が入るようになった。

それまで、このグループはリーダー格の子どもや、発言権の強い子どもによる言動により、「もめごと」が発生し、解決の方法も力づくといった状態であった。しかし、何度も「もめごと」を経験し、解決していく過程の中で子どもたちの「社会化」⁵⁾が形成された。須賀は「ルールを感じながら遊ぶということは、これは遊びであるということを知っているということである。そして、ルールのある遊びを遊べるようになる子ども自身の中でも、ルールを知っていてこそ、遊びが楽しく遊べる、ルールを守らなければ仲間と楽しく遊べないと理解されるようになり、そこに社会性や情緒性も育まれてくることになるのである」⁵⁾と述べている。「もめごと」が発生することから、子どもはルールを感じ、ルールを守らなければ遊びが楽しくないということを知り、「もめごと」の数は減少し、「もめごと」の解決方法も、民主的解決型のような話し合いによる解決がなされるようになったと考えることができるのではないだろうか。

今までは学童保育クラブの指導員として、「もめごと」が発生するとすぐに仲裁に入っていた。しかし、調査期間中は「もめごと」が発生しても、殴り合いに発展するまでは仲裁に入らず観察していた。それでも子どもたちは、みんなが楽しく遊べるようにと考えるようになっていった。かこは「子どもたちは楽しさにひかれ、面白さを追い、興味性をもとめるまま、いつしかすばらしい力をやしない、すこやかな文化をつくりあげ、すぐれた教育を自らかりとっていた」⁶⁾と述べている。子どもの遊びの中で起こる「もめごと」を、自分たちの力で解決し、みんなで楽しめるようにと考え、遊びをつくり変えている。かこの言葉を借りるなら、この営みの繰り返しにより、子どもたちはすぐれた教育を自らかりとっていると断言ではないだろう。

本稿では学童保育クラブの中の一つの集団に着

目して調査を行った。しかし、学童保育クラブの中には、他にも遊び集団がいくつも存在しているが、今回はそれら、他の集団との関わりとを検討することができなかった。子どもは、学童保育クラブだけでなく、学校のクラスや、スポーツ少年団等のさまざまな集団に所属している。これらの中で子どもがどのような遊び仲間を構成し、その中で何が起きているのかをひとつひとつ明らかにすることが今後の課題である。

謝辞

本研究はSクラブの指導員という立場から、子どもの遊びに参与し調査を行った。本来ならば子どもの中で「もめごと」が起こった際に適切に仲裁に入り、自由時間を有意義なものにしてもらうための支援を行うべきであるが、調査のために仲裁に入ることをできるだけ避け、子どもの遊びに参与して調査を行うことを快く承して下さったSクラブの指導員の方々と、調査対象となった子どもたちに感謝の意を表し、本稿を閉じる。

註

- 註1) J・ピアジュらは遊びは子どもの認知構造を発達させる前提条件であるとして、遊びと発達の関係について述べている(J・ピアジュ他、赤塚徳郎訳「遊びと発達の心理学」黎明書房2000)
- また「中央教育審議会答申、子どもの体力向上のための総合的な方策について、2002」等においても、子どもの遊びが体力に及ぼす影響について述べられている。
- また、門脇は、近年、子どもに関する研究を行う学会の新設が目立っていると指摘している(門脇厚司、「親と子の社会力」朝日新聞社、2003)
- 註2) もめごと・・・争い、ごたごた(広辞苑 p.2552)
- 註3) 本稿は古城建一、川内敬介が行った「学童保育クラブにおける遊びの研究－運動遊びを中心として－」(大分大学教育福祉科学部研究紀要 30(1)、2008)と同一クラブを

対象として行った。古城らは子どもたちが遊びの中で生じた問題を解決するために、遊びのルールをつくり変えることに着目して研究を行った。本稿は、子どもたちがこのルールのつくり変えという問題解決に至るまでの過程について着目して論じている。

- 註4) 1年生男子8人、女子5人。2年生男子7人、女子4人。3年生男子8人、女子5人の計37人で構成されている。
- 註5) 宮丸によると小学3年生は児童前期にあたり、この児童前期に獲得される運動能力は「基本的運動の習熟、スポーツ運動につながる運動遊び」等をあげており、「スポーツ技術を体系的に習得させるには早すぎる時期」と述べている(宮丸凱史、「運動能力の発達バランス」、体育の科学 48(9)、1998)
- 註6) 住田正樹は「子どもが社会経験を通して発達していく社会的過程のことを社会化と述べている。社会的過程とは他者との対面的状況における相互作用の中で行われるものと指摘している。『子どもの仲間集団と地域社会』：九州大学出版会、1985)

引用文献

- 1) 佐野豪、「子どもの遊びと大人の役割」、秦流社、1988
- 2) J・ホイジンガ、「ホモ＝ルーデンス」、中央公論新社、1973
- 3) 一番ヶ瀬康子、泉順、小川信子、坪田暁子、宍戸健夫、「子どもの生活圏」日本放送出版協会：67-68、1969
- 4) 住田正樹、「子どもの仲間集団と地域社会」九州大学出版会：65、1985
- 5) 須賀由紀子、子どもの遊び・スポーツと家族の暮らし、レジャー・レクリエーション研究 58、5、2007
- 6) かこさとし、「子どもと遊び」：大月書店、132、1975

(受付：2009年5月11日)
(受理：2010年2月23日)

＜日本レジャー・レクリエーション学会第39回学会大会
シンポジウム開催趣旨および概説 於：江戸川大学＞

総合テーマ：生態系資源と文化的資源をつなぐライフデザイン
－ 架け橋としてのレジャー・レクリエーション－

土屋 薫¹

The way to a sustainable society based on ecological and cultural resources

－ Leisure and recreation studies should go into an alliance with these two resources －

Kaoru Tsuchiya¹

本報告では、まずシンポジウムの開催趣旨について整理しながら全体を概観してみたい。

第39回学会大会のテーマである「生態系資源と文化的資源をつなぐライフデザイン－架け橋としてのレジャー・レクリエーション－」は、「自然と人の営みの重なるところにわれわれの生活は位置しており、レジャーやレクリエーションこそ、これらのバランスを取る役割を担えるのではないか」という問題意識に支えられたものである（地域研究もこの流れを汲んで企画された。図1）。



図1 地域研究：水元公園

そして、このテーマに沿った議論を表層的に終わらせないために、三部構成とした。第一部のセッションAおよび第二部のセッションBでは、

まずメインスピーカーに話題提供していただいたのち、ゲストスピーカーお二人に具体的な事例紹介をしていただき、ついでスピーカー3人で意見交換をしていただく、という形を取った。また、その交通整理をしていただくために、それぞれのセッションでテーマに造詣の深いコーディネーターを置くことにした。それを受けて、総括セッションとして、セッションAとセッションBのメインスピーカーを軸としたパネルディスカッションを執り行なうこととした。第一部と第二部は、第三部の議論を活発に進めるための準備体操としての位置づけとを考えていただいてよいだろう。

セッションAは「親水レクリエーション&スポーツ」というサブテーマで、メインスピーカーの庄司邦昭氏（東京海洋大）から「船を通した川とのつきあいかた」というテーマで話題を提供していただき（図2）、さらにお二人のゲストスピーカーにご登壇いただいた。



図2 庄司邦昭氏

郡司俊雄氏（江戸川大）は、千葉県流山市から柏市へと流れる大堀川におけるカヌー実習について報告され（図3）、遠藤大哉氏（NPO法人パディ冒険団代表）は、湘南の海で展開されているライフセービングと冒険スクールの報告をされた（図4）。総じて実践の場をつくりあげることの意義と難しさが提示されたと言えよう。

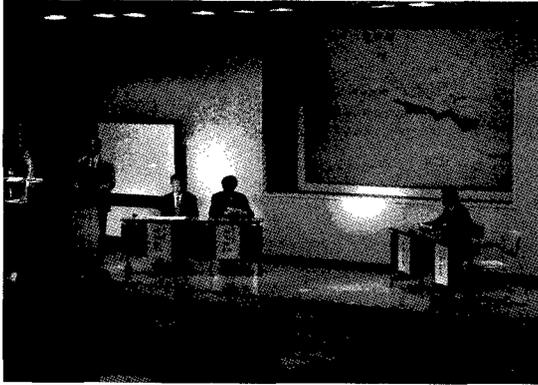


図3 大堀川カヌー実習報告



図4 湘南ライフセービング報告

セッションBは「世界の水辺空間&都市開発」というサブテーマで進められた。メインスピーカーの樋口正一郎氏（美術家・都市景観研究家）は「水辺空間の現在 -ソウル・ロンドン・バーミンガム-」と題して、都市開発における水辺空間の重要性について、世界の先進事例を紹介された（図5）。

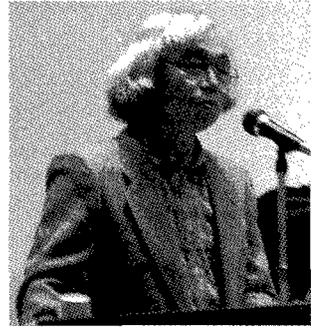


図5 樋口正一郎氏

続くゲストスピーカーの恵良好敏氏（NPO さとやま理事長）は「おたかの森」、新保國弘氏（東葛自然と文化研究所所長）は「利根運河」周辺の魅力と成り立ちについて紹介された（図6、図7）。ここでは、流山市周辺の魅力と地域づくりの核となる資源について、あらためて刮目させられた。

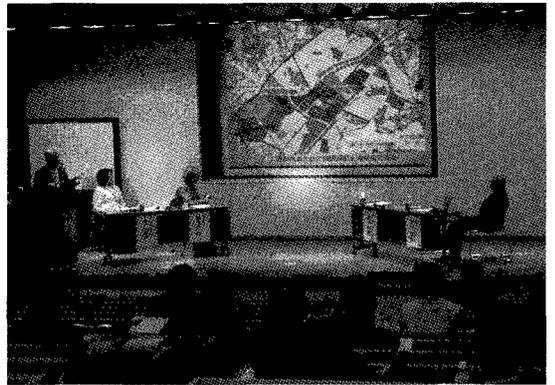


図6 流山おたかの森報告

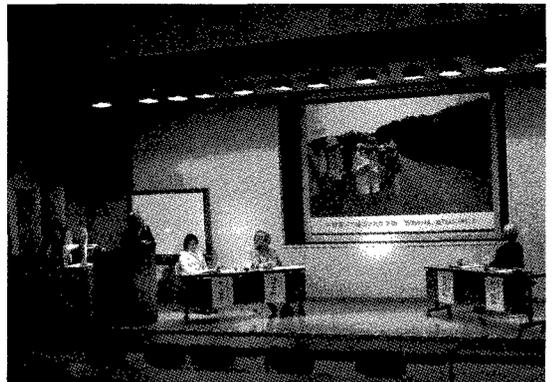


図7 利根運河報告

第三部である総括セッションは、セッションAとセッションBを踏まえた上で、「ひとがリピーターを育み、リピーターがひとを育てる－着地型観光に学ぶ地域の誇り－」というテーマでパネルディスカッションが進められた。

パネリストはセッションAのメインスピーカー庄司邦昭氏とコーディネーター後藤新弥氏(江戸川大)、セッションBのメインスピーカー樋口正一郎氏とコーディネーター恵小百合氏(江戸川大・江戸川大学総合福祉専門学校)、さらに小高静子氏(流山ガーデニングクラブ「花恋人-かれんと-」会長)と井崎義治氏(流山市長)の2名を加えた計6名で、コーディネーターは電通OBで流山市在住の行政コミュニケーションアドバイザーである梅谷秀治氏が務められた(図8)。



図8 総括セッション

議論を進めるにあたって着目した「着地型観光」というキーワードの「着地型」が意味するのは、目的地である地域が中心となって観光商品をプロデュースしていくことである。すなわち、地域住民の関わる体験や交流がベースとなって展開されることをその特徴としている。

流山ガーデニングクラブ「花恋人-かれんと-」は、2005年の設立以来、「オープンガーデン」(自宅庭園の無償公開)を実施してきた。2009年には、5月6日(水)～8日(金)の期間中、のべ6,907名もの来場者があったという(主催者調べ)。会期当日は天候不順が続いたにも関わらず、また顕著な特産品がある訳でもなく、もちろん道の駅のような物販拠点や休憩所、交通

インフラがあるわけでもないのに、平日の3日間でこれだけの人数が来場したことになる。

このことは、「地域資源を生かした交流人口の増大を組み込んだまちづくり」という視座が「豊かさの実現」につながっていく可能性のあることを示している。すなわち、観光はもはや観光産業によってのみマネジメントされるべきものではなく、当該地域に居住する住民の生活および価値観と結びついて成り立つものであることがわかる。

また、第39回学会大会が開かれた江戸川大学の位置する千葉県流山市は、2005年のつくばエクスプレス開業以来、東京都心で生活の糧を得るいわゆる「新住民」の流入が続く地域で、高度経済成長期のわが国の状況を想起させるいわば「運れてきた都市郊外型ベッドタウン」である。

したがって、この地域の「現在」を今回のテーマの視点から検討することは、実は、「ひと=生活主体」の視点でわが国の戦後史を振り返ることを意味するのではないだろうか。その意味で、戦後わが国のレジャーやレクリエーションが積み残してきたものを検討するよい機会になったと思わ



図9 当日会場

れる(図9)。

最後に、シンポジウムのメインであるところの総括セッションにおける議論の詳細についてお伝えするために、逐語記録を掲載するとともに、AppendixとしてセッションA・Bの当日報告資料を添付するものとする(なお、スライド資料は紙幅の関係上、その多くを割愛せざるを得なかった。深くお詫び申し上げますとともに、ご容赦いただければ幸いです)。

＜日本レジャー・レクリエーション学会第 39 回学会大会 シンポジウム報告
於：江戸川大学＞

総括セッション記録：ひとがリピーターを育み、リピーターがひとを育てる
－ 着地型観光に学ぶ地域の誇り －

パネリスト

庄司邦昭¹ 後藤新弥² 樋口正一郎³
恵小百合⁴ 小高静子⁵ 井崎義治⁶

コーディネーター

梅谷秀治⁷

The interaction between repeatvisitors and community residents

－ Making the community pride through the destination oriented tourism －

Kuniaki Shoji¹, Shinya Goto², Shoichiro Higuchi³,
Sayuri Megumi⁴, Shizuko Kodaka⁵ and Yoshiharu Izaki⁶
Hideharu Umetani¹

梅谷：よろしくお願ひします。平成元年から流山に住んでいます。また、5年前までは電通に勤めておりました。今では「ファシリテーション・コーディネーター」と名乗っております。勤めていた頃は、東京ディズニーランド（TDL）やハウステンボスのオープン3年前からオープンまでそれぞれ関わっておりました。昨日、地域研究で水元公園に行きましたが、TDLだと29年前、ハウス

テンボスだと20年前、膨大な土地があったのを思い出しました。20年流山に住んでいながら、あのような素晴らしい場所が近くにあるとは全く知りませんでした。運河の資産をもっと地域の交流に活かさなくてはいけないな、と思いました。外の仕事ばかりでなく地元の役に立ちたいと思い、4年前から流山市のコミュニティ審議会委員、また自治会会長、市民参加条例の準備委員をやら

1 東京海洋大学
Tokyo University of Marine Science and Technology

2 江戸川大学
Edogawa University

3 美術家・都市景観研究家
Artist, Researcher on Urban Landscape

4 江戸川大学・江戸川大学総合福祉専門学校
Edogawa University

5 流山ガーデニングクラブ「花恋人-かれんと-」会長
Nagareyama Gardening Club "Karento"

6 流山市長
Mayor of Nagareyama City

7 行政コミュニケーションアドバイザー
Communication Advisor of Administration

せていただいておりますが、レジャー産業に関わったこれまでの経験も踏まえて、本日コーディネーターを仰せつかったと思っております。

さて、今回の学会の総合テーマは「生態系資源と文化的資源をつなぐライフデザイン－架け橋としてのレジャー・レクリエーション－」で、これまでセッションA・Bを通じていろいろな資源があることを見て参りました。この総括セッションのテーマは「ひとがリピーターを育み、リピーターがひとを育てる－着地型観光に学ぶ地域の誇り－」となっております。総合テーマで言うところの資源をつないでいく上では「ひと」が大事ではないかと思えます。したがって、その点から議論をしていきたいと思えます。

始めるに当たって、セッションA・Bは連続して参りましたので、まずこの場に初めてご登壇いただいた小高静子さん（流山ガーデニングクラブ「花恋人－かれんと－」会長）から、自己紹介を含めて、いま何をやられているのか、という話を伺いたいと思えます。

小高：小高と申します。私たちは日夜野良仕事に明け暮れておりますが、毎年5月の連休にはオープンガーデンをしております。よろしくお願いたします。

梅谷：続いて、お忙しい中、この総括セッションからご参加いただいている井崎市長お願いいたします。

井崎：流山市長の井崎です。4年前、流山市は全国で初めてマーケティング課をつくり、その後さまざまな活動を展開して参りました。本日のテーマにある自然資源や文化資源を有機的に結びつけながら、誰に何をアピールするのかを考えながら、流山のブランド力の向上を目指して活動しております。

梅谷：それではテーマに入っていきたいと思えます。まず、いま後ろに出ている映像は「花恋人（かれんと）」の事業ですが、小高さん、説明していただけますか？

小高：これらは会員の庭ですが、季節の良いときのお花の写真です（図1）。それから、グリーンフェスティバルのときのお手伝いの様子、市民まつりで苗を販売しながら市民の皆さんと交流している様子、それからオープンガーデンのときの写



図1 花恋人会員の庭



図2 オープンガーデンの様子

真になります（図2）。このときは雨でしたが、多いところでは1日200人ほど、会期3日の間に600人もお見えになり、そのおもてなしで忙しくしておりました。

梅谷：オープンガーデンはのべ7000人近い方がいらっしゃったと聞いておりますが、非常に活発だと思いますが、写真の説明とは別にもう少しオープンガーデンの話をしていただけますか？

小高：私たちは、自分たちの庭をきれいにして皆様に見ていただきたい、というほんの少しの欲求を持ち、それをいろいろな機会にいろいろな方に広めていただいて、次から次へと来てくださるとありがたいな、と思ってやっております。会員はだいたい70名ぐらいおまして、その中の35軒がオープンガーデンをしております。毎年5月の連休あとに、「どなたでも、いつでも、連絡無しで構わないので来てください」という庭の一般公開をしております。その日は朝から晩まで庭を開いてお待ちしている訳です。すると、皆さんとても気楽に、お友達と誘い合わせてグループでお見えになります。だいたい流山の方が50%くらい、あとは近隣の野田市や柏市、松戸市の方、たまに東京都や茨城県、埼玉県からもお見えになります。

梅谷：オープンガーデンというのは、庭をつくる

人と訪れる人が絡みながら大きくなっていくと思うのですが、市の方ではどのように関わっていらっしゃるのでしょうか？

井崎：市では6年前からガーデニングコンテストをやっています。その最初の表彰式の時に、ガーデニングクラブをつくっていただけないか、というお願いをしました。また、オープンガーデンもやっていただきたい、というお願いもしました。それをしっかり受けとめて発展させていただきました。今やガーデニングクラブがオープンガーデンブックまでつくられ、2,000部印刷され、紀伊国屋書店でも売れ、「黄色い表紙」の本を持って街を歩く方を多く見かけるようになりました。

梅谷：ありがとうございます。まさにオープンガーデン事業はこの統括セッションのテーマのような形で動いていると思いますが、ここで言う「ひと」と「リピーター」について、もう一度考えてみる必要があると思います。

ご存知の通り、TDLの場合98.5%がリピーターなのですが、これは「満足したのでまた来たい」ということでリピーターになっている訳です。そういう思いにさせているのは、営業やパレードもありますが、究極はキャスト（従業員）が大きな要因となっています。というのも、パリや香港のディズニーランドと比較してみるとわかるのですが、TDLのように従業員が満足度をつくれていません。ひとくちに従業員と言っても直接的に関わっている人だけではなく、さまざまな人が存在しています。資源を発掘する人、呼びかける人、説明する人、それ以外にも、地元の人達がどのようにおもてなしをするか、ふれあいをつくるかで変わってくる訳です。ですから、「ひと」について見つめ直してみると、いろいろな新しい可能性が見えてくると思います。

私はディズニーの話をさせていただきましたが、「ひと」について皆さんのご意見をお聞きたいと思います。後藤先生いかがでしょうか？

後藤：株式のしくみを教える日経ストックリーグに学生を参加させていますが、企業を研究していくと、どれだけ人にやさしいか、ということがポイントになってくることがわかります。そういう意味で、TDLは高齢者の来場を想定していますし、子どもやお母さんを迎えに来るお父さんの車

について、駐車料金を無料にするなど、配慮が行き届いているように思います。ひとは一人ではなくて、必ず家族や友人などが周りにいます。ある人がいい気持ちになれば必ず友達に声をかけてくれてリピートしてくれる、という発想が重要なのではないのでしょうか。単なる数としてではなく、一人の人が持っている背景を重視することが大事だと思っています。

梅谷：ありがとうございます。同じ「ひと」というテーマで恵先生お願いします。

恵：ディズニーランドに行ったときのことを思い出してみましたが、多様な楽しみ方があり、また季節や時間帯によって新しい魅力が発見できます。つまり喜ばせ方（すぐりどころ）を知っていて、「喜ばされたい」人の期待値とうまく合うのではないのでしょうか。そういう人達にとっては満足度が高いだろうし、逆に自分をそういう姿勢に持っていく人も出てきていると思います。

梅谷：ありがとうございます。ここでディズニーから離れて、レジャー、レクリエーション、観光という視点から考えてみると、観光とは、自然や歴史、景観、食、体験といったいろいろな縁が積み重なってできているものだと思います。このうちリピートにつながる最も大きな縁は「ひと」に関わる縁だと思います。ちょっとした気遣いの積み重ねが観光でのリピーターを生むと思うのです。セッションBでは海外の景観という面からお話をいただきましたが、樋口先生、「ひと」の縁という点ではいかがでしょうか？

樋口：最後の映像で出したキャボット・サーカス（Cabot Circus）は、真ん中にレンガ造り風の中世のシエナの棟のようなものが建っており、3つの街区が集まってきて、一種のステージ状になっています。ガラスの屋根が波打つ形でパフォーマンスをしているようにつくられており、そこへ行くと、なんとなく主役になったような気分になってしまいます。ショッピングセンターでありながら劇場のようなつくりになっている訳です。商業施設というと高級品を中心にしたイメージがありますが、今や人に焦点を当てた事例が出てきています。

梅谷：ありがとうございます。庄司先生、同じテーマでいかがでしょうか？

庄司：セッション A でもお話をさせていただいたように、自然の川があるだけでは魅力に乏しいと思います。自然の川に船のような人工的な動くものがある、はじめてひとつの風景として成り立っているのではないかと思います。人がいてそこに集まることで汚い部分が見直されたりするので、とりあえず人が集まったりボートを漕いだりできることが人との関わりという点で重要だと思います。

梅谷：ありがとうございます。先程、主役になるというお話がありましたが、やはり人は誰でも認められたい、役割を持ちたい、あるいは経験したい、といったいろいろなニーズを持っています。ですから、こういうレジャー・レクリエーションといった活動をするときに、その場で役割をどのようにつくっていくか、を考えることで新たな可能性が出てくるのではないのでしょうか。人の中には、資産を守る人、それを活性化する人、つくる人、運営する人、それと同時に参加する人、そこに住む人、とさまざまな人が関わってくると思います。

今回のテーマは「ひと」とともに、地域とレジャー・レクリエーションのあり方も問われていると思います。そこで、ここからは地域に焦点を当てて議論を進めていきたいと思っています。

実は、去年の第 38 回学会大会の「地域興しとレクリエーション・スポーツ」という基調講演の中で、次のような提案がなされています。すなわち、「今日の多様な価値観と多彩かつそれぞれが個性的な住民の行動様式が展開される」中で、「新たなアソシエーション論とコミュニティ形成論が必要であろう」というのです。千葉県で初めて住民基本条例をつくり、住民参加のもとで、新しい施策を展開しようとしている流山市は、地域の取り組みについてどのような考え方をしているのか、市長に話を伺ってみたいのですが。

井崎：流山市はこれまで「へそのない町」と言われてきました。つまり、人々が集まる場所やイベントが無いために、「人・金・情報」のほとんどが市外に流れていました。そこで今は、流山おたかの森駅を中心に市民と連携してイベントをやったりして、交流人口を増やすためのしくみをつくらうとしています。マーケティング課をつくっ

たときに、流山を劇場としてとらえて交流人口を増やすこと、それから市民に演出やプレイヤーとして参画していただくことを大事に考えていました。

それから、流山市に新しく移って来られた理由を聞くと、そのほとんど 9 割が緑を挙げていらっしゃいます。基本的に住宅都市ですから、売り込んでいくものは緑と自然、それに良質な住環境ということになります。そこで、セッション B で恵良さんもおっしゃっていましたが、緑の大きな拠点を活かすと同時に、失われていく緑を取り戻すために、「グリーンチェーン戦略」というものを推進しています。これは「ヒートアイランドを抑制するためにみんなで緑をつなげていこう」というものです（図 3）。

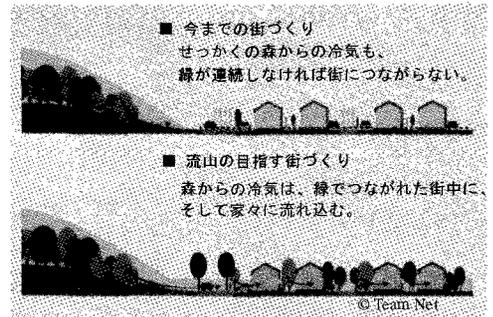


図 3 グリーンチェーン戦略理念図

具体的には、認定制度を設けておまして、敷地内に一定以上の緑を植えていただきますと、市内の 5 金融機関から住宅に特別融資が低金利で受けられます。この 3 年半で 2000 戸以上にこの認定を取得していただきました。そして 5 年もたつと緑陰に包まれた住宅街が形成されていくことになります（図 4）。



図 4 グリーンチェーン認定マーク

これらが先程のガーデニングクラブの活動等と結びついていくと、ひとつの資源になっていくと思います。それから、今回の学会大会の総合テーマから見れば、利根運河も注目できます。自然を活かしながら文化的要素を加えていくという点で、今までは割烹料理屋さんがありましたが、これに加えてフランス料理店やギャラリーもできまして、いろいろな展示やコンサートが開かれるようになりました。また江戸川河川事務所には利根運河交流館が設けられました。市民の力でこうしたことが形になり、秋葉原から35分で来られるところに、これだけの自然と文化を楽しめる空間として整備されると資源になります。たとえば、現在の隣の「流山セントラルパーク駅」最寄りの生涯学習センターでは、市民ボランティア270人によって展覧会が開かれております。行政がルールを敷くのではなく、市民の総意でルールを敷いていただいて、そこで何か問題があれば市が応援するという形を取っております。

梅谷：ありがとうございます。いま市長から流山周辺の動きについて説明がありましたが、小高さん、「常日頃こんなことがあります」といった事例を紹介していただけますでしょうか？

小高：話が戻るかもしれませんが、ガーデニングクラブのオープンガーデンに見える方のリピート率なのですが、初めてお見えになる方が60%、2回目・3回目という方が35%になります。ですから、1回見えた方は、もう1回お友達と一緒に来たいと思われているようです。

私たちはなるべくもう1回来て欲しいし、来られるような庭づくりをしたいと毎年考えております。先程のディズニーランドの例ではありませんが、主役は自分でステージが庭、来てくださる方がゲストで、どれだけ面白い芝居をするか、きれいな庭を見せるか、ということを毎日考え、1年間ずっと庭仕事をしている訳です。ですから、来られた方には丁寧に花や木の説明ができますし、だからこそ、1回来られた方はまた来たくなるのだと思っております。

梅谷：ありがとうございます。かなり高いリピート率だと思います。それにはキャスト、迎える人達が重要な役割を果たしているのだと思います。

それでは、地域のことに深く関わられて居られ

ます恵先生に、何か事例紹介をしていただきたいと思います。

恵：流山はすごいところで、歴史的なところもそうなのですが、新しいものが入ってくるときに、たとえば常磐自動車道が通るときでも、それを通すけれどもそのことによってコミュニティが分断されないように、新たに蓋掛けをして半地下化したところから公園機能が生まれるように、何かプラスアルファが生まれる知恵を皆で出すのです。長い時間かかってつくばエクスプレスが通るようになったときも、先程、恵良さんがおっしゃっていましたが、都市公園法の中で「森のままでいい」都市林として、当時の建設省に働き掛けて新たなジャンルを作って「おたかの森」を残すことを実現してしまいました。そういうことによって、既存のことに囚われないセンスが磨かれているのではないかと思います。何か提案されたときに、ただ反対するのではなくて、自己責任として、必ず具体的な提案を出してくる人が多いと思います。

もうひとつ、ガーデニングクラブの皆さんも、定年退職とともにライフスタイルの変化の中で、駐車スペースがいらなくなると、そこをガーデンに切り替えたり、自動車を手放して自転車になさったり、いわば「乗りかえ型」で、ライフステージごとの生き方が見事です。つくばエクスプレス沿線の新住民の方々は、こういう先輩方のいるところに入ってくるので、そことつながってプライドの持てるレベルのところから学んでいけるし、その満足感を価値観として持つことができると思います。キャストをしよう、とか思われている訳ではないでしょうけれども、セルフディレクションのうまくできている人達が住んでいることがこの土地の価値であると思うし、うらやましく思います。

梅谷：ありがとうございます。井崎市長にも心強い意見が聞けたのではないのでしょうか。私もひとつご紹介させていただきますが、実は流山1丁目から8丁目にかけて、ここは元々流山の核になるところなのですが、そこに今年の春から「菜の花協議会」というものが誕生したのです。最初は単に地域交流センターというところが持っているEポートに乗っていただく体験をしていただいたの

ですが、そうしましたら、その体験から「川が汚い。土手が汚れている。それでは自分たちで掃除をしよう」ということになった訳です。この地域は江戸川べりで菜の花の素晴らしいところなのですが、1ヶ月足らずのうちに300人が集まって掃除をやり、5月に続いてこの11月にもやりました。それだけではなくて、一茶双樹記念館や近藤勇陣屋跡といった施設もあるところなのですが、そういったものをつないで流れをつくっていかうとしています。さらに付近にある流山駅・流山電鉄の活性化のために導線づくりをやっていかう、自分たちのできる事は自分たちでやっていかうという動きが出てきています。そして、やがてかういったものを小学校区で取り組んでいかうという動きが始まっています。

恵先生もお話されたように、流山は、レジャー・レクリエーションの今後の可能性においても、住民がいろいろな力を持っていると思います。

では、これまで「ひと」ということでお聞きしてきましたが、ここからは「地域とレジャー・レクリエーション」に関する取り組みについて、お話をいただけますでしょうか。樋口先生、いかがでしょうか。

樋口：こちらの方は運河ぐらいしか存じ上げないのですが、これはまさに国際レベルで言ってA級の魅力があると思います。どんな人でもその素晴らしさに驚くと思います。ですから、これを放置するというのは残念です。相当昔から足を運んでいるのですが、あれ以上変化をしないので、価値が理解されていないのではないかと、思って見してきました。もうひとつ、ついでにお話させていただきますと、私がセッションBでお話させていただいたのは、「人間の創造性の偉大さ」を感じられないところはだいたいダメなのです。どんな場合でも、「人間は偉大なのだ」ということを皆享受したいと思っているのです。それによって自分も元気が出る、というものが無いといけません。それには利根運河は最高のもので、日本でも有数の建造物・土木だと思えます。

梅谷：ありがとうございます。同じく「地域とレジャー・レクリエーション」について、スポーツの話をからめてけっこうですから、後藤先生、

よろしくお願ひいたします。

後藤：先般、北海道の山で大量に遭難されました。大変不幸な例だと思えますが、その近くの阿寒湖の話をさせていただきたいと思えます。

阿寒湖は実は外周を1周できないのですね。私有地ということもあるのですが、北半分がヒグマの生息地で非常に危険でして、林道はあるのですが1周できないのです。日本でも非常に希有な例なのですが、地元では何とか1周できるようにできないか、と努力して居られるようです。私としては「むしろ半周しかできないという剥き出しの自然の部分をアピールされたらどうか」と申し上げたのですが、そのとき同席されたアイヌの方は、「そうなんだ。『人が自然を守る、環境を守る、保護する』というのは大変おこがましい話で、『自然が人を守ってくれている。われわれ人間は自然に守られている存在なんだ』という点から活動を変えたらどうか」とおっしゃっていました。最近はどこも観光地でもそうですが、夕方来て1泊して早朝には出発してしまうような、ツアーセットのお客さんが多くて、どうしても連泊してくれない・長期滞在してくれないという悩みがあるようです。それはひとつには、そこに自然があるので来る人からお金を取るという姿勢だけではだめなのではないか、ということです。やはり先程も話が出たように、リピートをしてもらうには、ソフトの面で、自然をこのように楽しんでください、という受け入れ態勢が無いといけません。阿寒では、町の観光協会が自費でレンジャーを5名養成して、そのレンジャーがお客様をもてなす訳です。もちろん山岳指導員としての機能も持っているのですが、それだけではなく、ごく普通の方のお手伝いもし、安全を守るということ今年から始めております。この辺は、ただ単に来てくださいというものとは違う事例、たとえば、流山のガーデニングクラブの活動と重なってきます。あるいはスポーツの方で言えば、先日、流山ロードレースというものが開かれたのですが、2000人が参加されて、聞くとところによればボランティアの方が600人もいらっしゃるということです。つまり、地域と密接なつながりを持った方が多いということです。運河やガーデニングの話も、そういうところでなければできない

ものだったのだと感じました。

梅谷：ありがとうございます。同じく「地域とレジャー・レクリエーション」視点から、庄司先生、お願いいたします。

庄司：レジャーという話ではないのかもしれませんが、先程スライドでお話しさせていただきましたように、私が1年間滞在していた内陸のベルリンにも港があります。たとえば流山にも港ができて、そういうところに船が寄るということができたらいなと思います。野田とか流山とか松戸・市川といったところがつながっていくといいと思います。観光船という隅田川の屋形船や水上バスといったものを連想しますが、カリブ海にいるような大きなものではなくて、外国のクルーズ船があちこち出入りして町を見ることができたらおもしろいなと思います。

梅谷：ありがとうございます。

先日Eポートというもので、江戸川を10km近く漕いでいきました。ところが、つくばエクスプレスの鉄橋の先まで行きますと、水深が10cmくらいと非常に浅いところがありました。こういったことも、実際に行ってみないとわかりません。国交省も計画的に河床を浚渫（しゅんせつ）することを考えているようですが、何事も体験してみることで大事だなと思いました。

庄司：あの、最近のことなのですが、栃木県小山市からこんな話がありました。昔は江東区から材木を運んで、小山市の乙女河岸というところに降ろして、そこから日光の建物を造営したのですが、今年は小山市の市政55周年ということで、船を使って行けるところまで行ってみようということをやりました。しかしやはり何ヶ所か問題点があって、小さい船ではありましたが長靴を履いて船を押ししました。そういうことでも、やってみると面白いかな、と思います。

梅谷：ありがとうございます。「人と地域とレジャー・レクリエーション」ということで、他に何か付け加えたいということがあれば、ご発言よろしくお願いします。

恵：いろいろな人が必ず一定のマインドではなくて、時に応じていろいろなことを思ったり、体調も変わったりしています。川もそうで、いわゆる堆砂（たいしゃ：川の底に砂や土が溜まってしま

うこと）も、やはり川の形が変わっていく中で起こります。実は三番瀬といった下流の方でも砂が足りなくて瀬が痩せたり、いろいろなことが本当にダイナミックに観察できます。これはカナディアンカヌーをしたときの体験ですが、船が底を擦ったときも、たとえば荒川では熊谷の方だと瀬切れしますから、上がるためにはみんなでカヌーを頭の上に担いで山を越える訳です。インディアンウォークというのですが、痛くならないようにカヌーを頭に載せて運ぶためには、バランスを取って一直線に歩いていくと長い距離でも疲れません。そのときに、障害を持った人がいても、いろいろな場面や状況にアクティブに対応できる人材が育っていれば、自分の資源をうまく活かしていると思います。

ひとつだけ市長に苦言を呈するとすれば、行政は法律や税金が決まっていなくて動けないので、こちらが思いつきでいろいろ言っても動きづらいと思います。そこでのマーケティングというのは、糊の機能というか、いろいろなことをつなげ合わせていくことだと思うので、市役所の人達も一緒に遊べる自分時間づかいの上手なプログラムを、市役所の中につくっていただくと凄いな、と思います。市が悪いと言っている訳ではなくて、市民が進んでいますので、「さらに」という意味です。

梅谷：ありがとうございます。それでは、セッションAやBの質疑応答を繰り延べた分も含めて、また「人と地域とレジャー・レクリエーション」という点からさらにご意見があれば、挙手を願います。

古城：江戸川大学の古城と申します。ボート部の監督をしております。実は利根運河なのですが、明治・大正・昭和とかけて100年の間に300回ぐらい、墨田川の下流、向島からいろいろな大学のボート部の選手が利根運河を通して銚子まで行った、という歴史がございます。私自身も昭和52年に流山まで漕いで来たことがあるのですが、もし通水することが難しいとしても、利根運河にあと2mくらい水を溜めることができれば、文字通り「水の駅」として、ヨーロッパやイギリスにある「ナローボート」(narrow boat)、方向を変えずにすむ縦に細長い船で、運河周辺の七福神巡

りのようなツアーができます。そうすれば、潮来とか小見川にある30分ぐらいの観光船のような形で、新しい起爆剤になると思います。そのことだけ提案させてください。

梅谷：ありがとうございます。そういうご提案があったということで、今後はおそらく中心になって活動していただけるかと思えますし、それに参加されるといいと思います。他にございますか？

恵良：セッションBでお話させていただいた恵良です。流山市は健康宣言都市になっている訳ですが、これとレジャー・レクリエーションがうまくドッキングすると、こんなことが考えられます。たとえば、おたかの森周辺の新市街地に「リングロード」という周回道路をつくるのが構想に入っていますが、それを「健康の道」として位置づけ、東京から来た人にショッピングセンターにあるようなウェルネスの機械を通すことによって、「今日は1000Kcal消費した」とか、目に見える形でリピーターを増やすプランはどうか、と考えました。

梅谷：今のはご提案ということでいいですね。ありがとうございます。他にございませんか？

粟田：流通経済大の粟田と申します。たまたま今日来る途中に本を読んでいたたら、J・オースチンの話なのですが、カントリーハウス観光について書かかれていました。イギリスには自分の屋敷だったり庭を他人に見せる習慣がある。それは基本的には無料なんですけれども、税金対策という側面がある。これは19世紀、貴族の時代から始まっているのですが、今も続いています。非常に面白いのは、こういう習慣があるからカントリーハウス一般公開というビジネスが定着している、と書いてありました。そういうお家に対しては税金を安くするといったインセンティブを与えていく、という形でやっていくと面白いんじゃないかな、と思いました。イギリスでは伝統的な貴族が、風習として、独占的ではなくて利他的にそういうことをやっている訳ですから、これが提案になればと思いました。

小高：イギリスだとたぶん大邸宅だとか大きなお庭ということで、少々入場料が取れると思いますけれども、日本の場合には、宅地の中で少しでも

いいからきれいにしたい、という程度のお庭が多いと思いますから、あるお家は入場料を取れるかもしれませんが、大方の家は入場料を取れないような規模でございます。その他に、イギリスなんかの場合には、自分の家で育てた苗を売ったりできる訳ですが、日本の場合には庭をつくるのがせいぜいで、そのほかにお店をつくるような敷地がありません。それでも、せいぜい皆様に喜んでいただけたらと思います。

樋口：バブル時代の話なんですけれども、ある製紙会社の社長が何億円もするピカソの絵をロサンゼルス美術館に寄贈したんです。なぜ寄贈したのか、というと、日本では寄贈しても税金が取られてしまう。ところがアメリカのケースでは税金を取りません。そして、寄贈した人の名前のついた部屋をつくる訳です。海外の美術館に行って、人の名前がついていたら、それはその人が寄贈したものだと考えていいと思います。日本は寄贈も売買と見なされてしまい、税金をかける訳です。ですから、日本で寄贈すると、無料で挙げてなおかつ税金が取られてしまい二重に損することになります。それに引き換え、アメリカだとヒーロー扱いです。海外では文化財に対してはそういう扱いになっており、日本だけが遅れています。

恵：いま流山市でガーデニングをやっている方は、本当にご自分で好きなことをやって、それを皆が喜んでくれるという関係になっています。市では木を切ってしまったところからもう一度緑を復活させようとして、熱環境調査というものをやっています。江戸川大学も参加させていただいて、10分おきにいろいろなポイントで気温のデータを取っています。それでいくと、ガーデニングのやり方によって、まわりの気温を下げる効果があって、自分たちも家の中でエアコンをつける時間が短くなる、という事例がデータとして集まっています。市長さんには、いずれ、そのデータを見て低炭素社会の実現に貢献していたら税金を安くする、といったインセンティブとして結びつけていただくと、みなさんの動機にもなり、公益性も高く、市役所としても観光を他の換算値と同じように挙げられるようになると思います。イギリスでナショナル・トラスト運動などしている人たちも、ご自分の家を寄贈して、そこに住み続けな

がらその一部を公開しています。それもひとつの参考になるのかな、と思います。

それから先程、市長さんに市の職員の方の話をしましたが、市の職員の方にもすごく頑張っている方がいるので、ガーデニングコンテストで市民を表彰するのと同じように、市役所の中で何かいいことをつなげてくれた人は表彰するとか、内部のみんなで作る気を出すモードのインセティブと両方セットになると、ますますパワフルになると思います。グリーンチェーン戦略の指標については、企業や銀行の人達と研究会をやってつくった訳ですから、それを今度は市民みんなで作ったらいかがでしょうか。

井崎：市の職員の表彰制度としては、3ヶ月に1回、MVP賞というのがあります。ただそこに推薦を上げるときの発想がおそらくまだ固いかな、と思います。市民とコラボしてこんなことをやった、というのが上がってきているかどうか、検証の余地があるかと思いますが、またいろいろご提案いただければ、実践していきたいと思います。

梅谷：ありがとうございます。NPO活動を含めて、レジャー・レクリエーションに関わる活動というのは継続することが一番大事だと思いますが、その場合には、参考事例があるように、いかにビジネス化するか、すなわちコミュニティ・ビジネスをその中に取り込んでいくか、ということが重要な課題だと思います。それについて担当の方から紹介がありました。また恵先生からありましたように、「ほめる」ということも勇気をつけていく上で素晴らしいことだと思います。

他にございますか？

会場：流山市民でございます。みなさまの話からするとレベルが低い話になるかもしれませんが、流山の中で、利根運河とか特定のところはものすごく広域で有名になっているのですが、それ以外のところで、観光というよりも、市民を中心に楽しむ場所は少しずつ良くなってきています。ところが、そうしてできてきているものについて、意外と市民の皆さんにうまく伝わっていません。結果的には利用されていません。そして利用されていないために、流山にはレジャー・レクリエーションで楽しいところがないという印象になり、最初に市長が言われたように、残念ながら、市民で

ありながら市外に遊びに行ってしまうという傾向があります。これからそれをどうやって解決していくか、というのが課題だと思います。それで、少しレベルが低い話になるかもしれませんが、私なんかも定年退職して10年になります。年も取ってきて、まわりにもそういう人達が多くて、自治会の組織で「みんなで元気を出そう」ということになり、みんなで集まって外に歩きに行く「ぶらり散歩」というクラブを作りました。ただ散歩だけですとつまらないので、素人集団ですがみんなで写真を取って楽しもう、ということになりました。ゆくゆくは写真のレベルを上げるために、パソコンを使って勉強しようとか、体力の健康と同時に脳トレも兼ねて、実際に月に1回くらい出かけてみようということで考えてみますと、意外と流山の中に行きたいところが見つからないのです。それはひとつには、ポイントとしてはあるのですが、ひとつだけですと、まだまだ規模が小さいのでそこだけではつまらない、ということになるんです。それがある程度連続して何ヶ所か、2～3ヶ所まわれるという形のレクリエーションの場をうまくつくれば、市民がどんどん利用するようになり、利用すれば拡がって行くと思います。したがって、どうやって連続ポイントにするか、ということと、せっかくなところを市民にどうやってうまく伝えるか、ということ、われわれもひっくるめてみんなで考えていかなければいけないと思います。

今日のシンポジウムも流山市民の参加が意外と少ないと思います。これは事前のPRがうまく伝わってないのではないのでしょうか。「広報ながれやま」だけでなく、自治会のような組織を通して、どんどん事前にPRしていけば、うまく伝わるのではないのでしょうか。

花恋人(かれんと)の案内図もよくできていて、2～3度見させていただいております。また別に「流山まちなみ会」というものがありまして、散策をする会なのですが、これにも参加させていただいております。そういった場に入ると行くのですが、そういういいものがあるということを市民全体にどうやって伝えるか、ということについて、お知恵を貸していただければと思います。

梅谷：ありがとうございます。他にいらっしゃ

れば、これで最後にさせていただきたいと思いません。

会場：まちネット流山の事務局長としてお伝えします。実は明日、「流山のいいところ教えます」というのを12時45分から、「まちなみ会」と一緒にやります。その中で、どこをどういうふう歩いていけば流山のスポットを歩けるか、ということ、私の方で10ヶ所、写真を入れてご紹介いたします。短い時間ですから十分にお伝えできないと思いますが、そこで逆に来た方から、ここもあればあそこもあるよ、と行っていただいて、みんなの認識を変えていきたいと思えます。12時45分から生涯学習センターの会議室なので、よろしく願いいたします。PRでごめんなさい。
梅谷：ありがとうございます。それでは残る時間を使って、今いくつか出た課題に対する答えを探してみたいと思えます。

いま現場でこういう活動をするときに、行政かNPOか、両極端かあるいはその両方かしかいない状況だと思います。市長と事前に相談している訳ではありませんが、PRとか情報共有を含めて、流山市が取り組みを始めているのは、コミュニティ審議会が答申したのですが、小学校区を単位としたまちづくり協議会というものを進めさせていただいております。このまちづくり協議会の場というのは、小学区で防犯とか防災、福祉といった様々な地域の問題を考える場であると同時に、その協議会の中で、それぞれの自治会や社協、いろいろな団体を含めて、「他ではこんなことをやっている。われわれもこんな取り組みをやってみようじゃないか」と話し合う場です。これは行政やNPO、一個人ではない新たな場ができるということなんです。ここでそういう取り組みをすることが、「ひと」と「ひと」のつながりをつくっていきますし、そのつながりができていくということは、実は「レジャー・レクリエーション」の輪が広がっていくだけではなくて、地域のコミュニティが非常に濃密なものになっていくことを意味します。2、3日前に、大学生の就職に関する報道がありましたけれども、就職用の問いに対してはきちんと答えられていた学生が、「あなたの故郷のことを話してください」という問いに絶句して答えられなかったのです。これが今の若い人

たちの現実だと思うのですが、コミュニティの活動や地域におけるレジャー・レクリエーション活動が活性化すると、本当に地域に誇りを持つことができるし、先程のような問いにも「実は私の地域は・・・」と答えられるようになっていくのではないかと思います。そういう新しい場が、いま流山で生まれようとしています。そしてそれを吸い上げて、次の活動にいかにか活用するか、という取り組みをしていければいいなと思っております。市長、何か補足があればお願いします。

井崎：今の地域コミュニティについては、小学校区単位で住民のネットワーク化をはじめとして、さまざまな取り組みができる可能性があると思いますが、やはり問題は、行政の方の担当がどうしても縦割りになっていて、自分がやらなくてもつなぐだけでもいいのですが、つなぐのを忘れてしまうとか、中には「それは自分の仕事ではない」と思っている人がまだ一部いるかもしれません。その辺を早く乗り越えて、自分の担当の仕事でなくてもつなぐことができるだけでも、ずいぶん市民の方々の力が発揮されて面白いことがたくさんできると思って、鋭意努力しております。
梅谷：先程、森川先生の昨年の基調講演の「新たなアソシエーション論とコミュニティ形成論」という話をしましたけれども、こういう公共の場もそのひとつではないかと思います。この件について、何かご意見お願いします。

恵：会場に大内先生というご専門の方がいらっしゃいますが、アメリカのNeighborhood組織やコミュニティを見ても一律に同じではなくて、いろいろと地域に応じた個性があるので、その個性に応じていろいろな活動があると思えます。それともうひとつ、コミュニティに入りきれなくて引きこもってしまったり、ちょっと嫌なことを言われたのでご近所づきあいを止めてしまったりとかいう事例を、シングルマザーに関する番組で紹介していましたが、ある意味で「コミュニティ力」でも言うべき洞察力を磨けるような、自分の地域の仲間が何をきっかけにどんなパワーを共有できるのか、元気が出るのか、ということを見出すチャンスが持てるようなプログラムができるとすごいなと思えます。現実にははるく多様な状況があるので、これも合わせ持って、そこからレジャ

ー・レクリエーションにつながるような時間の使い方とか、自分の資質の共有に使えるといいなと思います。

梅谷：ありがとうございました。残る時間は5分少々ですが、全体を通じて何か付け加えることはございませんか？

樋口：地方都市の問題は、「ないないづくし」ということが言えると思います。たとえば東京とパリ、ニューヨーク、ロンドンと比べてみましても、やはり世界の大都市と比べると、東京でさえも人々の欲望に応える・願望をかなえてくれる選択肢は少ないです。そういう意味では、ロンドンの魅力は非常に多岐にわたっている訳です。そういう都市から比べると、地方都市はまさに「ないないづくし」ということになりますので、これをどんな形で払拭していくのか、というのが、いま突きつけられている問題だと思っています。ですから、基本的には地方都市に住む方でも、本当は東京に住みたいがお金の問題で郊外に住む、ということになっているのではないかと思います。その問題を解決するために、どれだけ魅力をアップできるのか、というのがまさに21世紀の問題だと思っています。今日は水と緑の環境づくりを中心に進んできましたが、基本的には、この問題をどう解決するのか、ということが次のステップになると思います。

梅谷：ありがとうございました。会場から何か質問・ご意見ありませんか？

会場：学会関係者なので、市長はじめ多くの方々に貴重なご意見をいただきましたことに対して、先に御礼を申し上げます。

いま樋口先生からお話がありましたように、パラダイムシフトをどうするか、というところに尽きると思います。ですから、何かをつくらなければいけないというよりも、われわれが今持っている

もので、埋もれてしまっているものがけっこうあると思います。この50年のパラダイムというのは、「持てるもの」「持たざるもの」という中で過ごしてきていますので、いわゆる「レジャー・レクリエーション」が、個人の単なる快追求とか癒しの状況から、先程栗田先生がおっしゃられたように、利己的な部分から利他的な部分へパラダイムシフトする、そしてそれが「ひと」のつながりになるのではないか、そのあたりを学会としても考えていかなければならないのではないかと、今日の議論を通じて強く感じました。ありがとうございました。

梅谷：ありがとうございました。それでは時間になりましたので、市長の方から一言どうぞ。

井崎：市外からお来しの方々に、もう一度、流山の魅力やこれからの方針をお伝えいたしますと、その基本は「都心から一番近い森のまち」という言葉で表されます。それと、財源が大変厳しいのですが、私は、「安売り」や「とりあえず」の仕事でみすぼらしいものをつくっていくのは避けたいと思っています。税金がどこに使われているのか、監視をし、また税金が有効に使われて楽しい・美しいまちに一步でも近づけるように、みなさんに関心を持っていただければと思います。

梅谷：最後に流山市民として付け加えさせていただきますと、つくばエクスプレス沿線は、環境に関心の高い都市が集まっているということですが、流山はその中で「レジャー・レクリエーション」の掘り起こしをしながら、頑張っていくと思っています。

今日はつたないコーディネーターで申し訳ありませんでしたが、これで終わらせていただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

(2009年11月28日16時30分～18時)

(記録文責：江戸川大学 土屋 薫)

Appendix : 当日資料 【セッション A】

船を通した川とのつきあいかた

東京海洋大海洋工学部 庄司邦昭

まえがき

私が勤めている東京海洋大学海洋工学部は江東区越中島にあり、隅田川に面している。厳密に言えば永代橋の下流部で築地方面へ向かう本流ではなく、晴海方向に流れる支流に面している。大学ではタイタニックのころに救命艇として使われていたカッターと呼ばれる小型の船で、隅田川に漕ぎだす。1年生の授業、春と冬の早朝カッター訓練、カッター部による練習などで常に隅田川は生きた教室である。以前は汚染されて悪臭漂う頃もあったが今は昔の澄んだ川に戻っている。

私の川とのつきあう原点は東京海洋大学が隅田川に面して位置していることに起因すると思われる。



図1 2003年4月 隅田川の早朝カッター訓練

その後、風景フォーラムを通じて隅田川から江戸川、さらに海外の川へと興味が増していった。風景フォーラムは今回で6回目を迎え2009年11月29日(明日)、千葉商科大学で開催される。テムズ川について造詣の深い皇太子殿下を囲んでの研究会や海外調査など精力的に活動している。ここではまず海外の川と船のかかわりについてみていく。



図2 「皇太子殿下を囲んでの『河川と交通』研究会」
八十島義之助氏、鈴木忠義氏、湯沢威氏、島谷幸宏氏、長屋静子氏等参加

海外における事例調査

＜船のエレベータ＞

図3はフランスのストラスブール近郊にあるサンルイアルツピエの斜面エレベータである。もともとライン川とマルヌ川をつなぐ目的で造られた施設であり、船舶がこれを利用することにより、ヨーロッパ大陸を横断できることになる。図を見てもわかるように観光船とともに多くの見物客がみられる。

このような施設はフランスだけではなく、ベルギーのロンキエールにも同じような斜面エレベータがある。この施設はサンルイアルツピエが横移動のエレベータであるに対し、縦方向に移動する斜面エレベータである。

そのほか高低差のある運河をつなぐ施設としては、イギリスのフォルカークホイールと呼ばれる回転式の垂直エレベータやドイツのシャルムベックの垂直エレベータなどの方式もある。このような施設はいずれもそれぞれの形式で動く船を眺めるための設備も完備されていることが注目される。

日本における同じような施設としては現在は使われていないが京都インクラインがある。

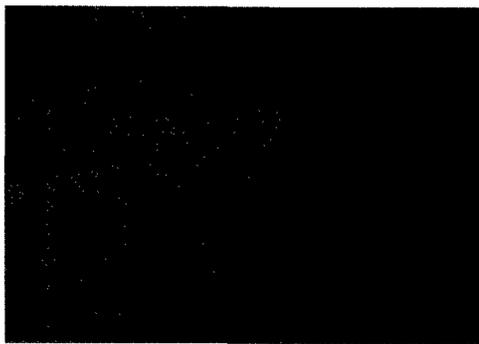


図3 サンルイ・アルツピエ斜面エレベータ



図6 ミンデン運河橋

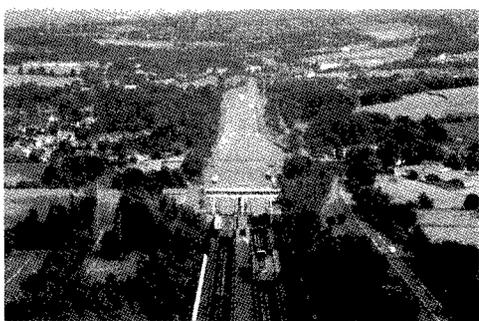


図4 ロンキエール斜面エレベータ

< 閘門 >

川や運河での水位差は閘門によって船の通航が可能となる。ソーヌ川からブルゴーニュ運河への入口につくられた閘門は手動式のものである。

ドイツのベルリンの中心部のラントベア運河に作られた閘門は、私が在外研究で滞在した研究所の脇にあり、毎日通る観光船を眺めていた。閘門に沿ってレストランも作られていて、通航船を眺めながらゆっくりする人もみられる。

江東区には小名木川に扇橋閘門や荒川ロックゲートがつくられているがここでも散歩する足を止めて通航船を眺める風景がみられる。

< 運河橋 >

運河と川が交差するところには運河橋がつくられている。船の交通にも立体交差がなされていることがある。ロアール川を交差するブリアール運河橋、ドイツでベーザー川を交差する中部内陸運河につくられたミンデン運河橋などがある。ここにも通行する船を見物する人、自慢げに自家用船を通航させる家族などの姿がみられる。

< 川辺 >

各地で川を見るとそこには町の一部が映し出されていて楽しい。日本の町に流れる川とくらべ日本より身近に川があることである。フランスのリヨンを流れるローヌ川でも川辺には柵もなく、そこを人が自由に散歩している。パリの



図5 ブリアール運河橋



図7 サンジャンドロヌにあるブルゴーニュ運河の入口

サンマルタン運河にも柵がないところがあって、赤ちゃんを乗せたバギーを押したお母さんやランニングをする女性もいる。

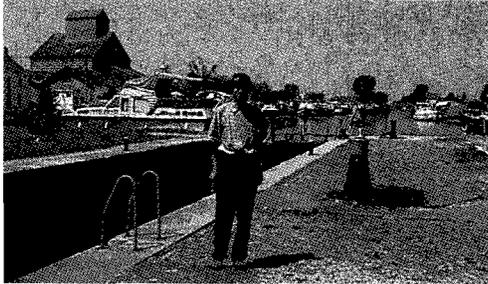


図8 ベルリン ZOO 駅付近の閘門

ドイツの運河べりには、「立入禁止」ではなく「自分の責任で入れ」と書いてある。日本でも最近川に近付けるようになってきた。隅田川でも堤防を越えて川に近いところに遊歩道がつくられている。皆が川を見るようになれば川の利用も考えるし、川をきれいにとと思うだろうし、川について関心が高まるだろう。川面をとおして町を見ればそこには今までとは違った町が見えてくる。

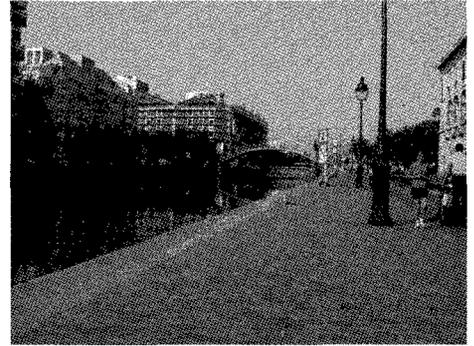


図9 パリのサンマルタン運河

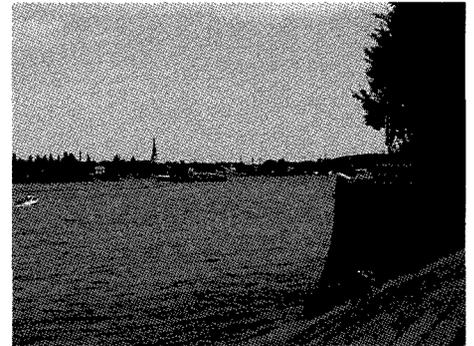


図10 マインツ付近のラインの川辺

参考文献

中瀬勝義、明戸真弓美、庄司邦昭：海洋観光立国のすすめ [増補版]、七つ森書簡、2008年

大堀川におけるカヌー体験 ゼミナールの実践

江戸川大学
社会学部経営社会学科
郡司 俊雄

ゼミの目的

- ・ゼミではスポーツ・レジャー・レクリエーションの社会的機能に注目しており、現代社会に生きる人々や社会の要求にどのように応えたらよいのか「モノ」「場」「情報」「サービス」の提供と人材育成について研究している。

ゼミに関わる社会的・地域的状況

- ・大学のある東葛飾地域は首都圏にあって産業用地・住宅地として開発が進み自然は急速に後退しているが、その分、地域社会や人々の自然環境に対する関心は高い。
- ・水辺を中心とした自然環境に恵まれ、河川敷を含めスポーツ・レジャー・レクリエーションフィールドとして多種多様に利用されている。
- ・TX(つくばエクスプレス)の開業など鉄道や高速道路・国道6号線・16号線などが交差し、都心からもアクセスしやすい地域である。
- ・人々の心身の健康・運動への関心はますます高くなっている。

以上のような社会的・地域的状況を受けて……

- ・ゼミでは地域を流れる大堀川をフィールドとする親水性のスポーツ・レジャー・レクリエーションのプログラムにチャレンジすることになった。
- ・昨年、同じ目的で実施した大学コンソーシアム柏では柏の葉公園の調整池(静水)を使用して、初心者を対象とした自然とふれあう健康づくりとして市民のための「カヌー体験(実際はカヤック)」を企画した。
- ・今回は初心者・初級者を対象とする流れの中でのカナディアンカヌー体験になった。

本当に大堀川でカヌーを漕げるのだろうか

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・(社会的条件) ・法的規制 ・行政との関わり、管理者・運営主体は? ・地域活動・ボランティア団体、スポーツクラブ ・漁業組合・農業の水利組合 ・地域住民 ・救急機関・医療機関 ・警察・大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・(自然的条件) ・大堀川までの地形・移動方法 ・河道の様子(川幅、水深、長さ・アクセス・水底・護岸) ・構造物(橋、樋管、放水口) ・水質・流量・流れの様子 ・動物・植物 ・気象条件 ・注水施設からの放水はあるのか |
|--|---|

大堀川を漕ぎ下るにあたって

- | | |
|---|--|
| <p>管理運営主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大堀川は1級河川 ・国土交通省 ・大堀川は千葉県への委任? 管理(県土整備部河川整備課・河川環境課担当) ・実質上の相談受付は千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所 ・大勢での使用や長期的独占使用は「許可」がいる。 | <p>河川調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行区間は～駒木橋～青葉橋の約1.1km ・大堀川の平常時の流速は新駒木橋下で約2m/秒(北千葉導水路注水時) ・川幅は約4~7m ・水深は約20~90cm(北千葉導水路注水時) ・水質は11月中旬でCODが5ppm、比較的汚染に強い魚が住める程度でスジエビ、よしのぼり、鯉がいる。 ・河底は粘土層上に砂、砂利、ドロ |
|---|--|



調整池（柏市）におけるイベント1



調整池（柏市）におけるイベント2



調整池（柏市）におけるイベント3



調整池（柏市）におけるイベント4



大堀川を往く

発表 「スポーツイベントの開催と安全性に関する課題」

遠藤大哉（NPO 法人バディ冒険団代表）

～～湘南の里海遊び～～

*主な活動内容

- ① 子どもたちの年間を通じたアウトドア教室や季節毎の水上・白馬でのキャンプ
- ② 湘南海岸での一般市民のオーシャンスイム（遠泳）大会の開催 年間5～8回
- ③ 創造的な『ちょっと冒険』イベントの開催 例 初日の出スイム

*この他、夜間遠泳、トレイルランニングの要素を含むマラニック、砂浜でのビーチラン、短距離でのランとスイムを本格的に競うオーシャンマンレースなどを開発。このオーシャンマンから、北京五輪トリアスロン代表の青山藍などが育ちました

*住んでいる近くの野山で遊ぶ『里山』遊びが最近注目されていますが、いわば湘南を『里海』として、その自然の中でのスポーツやレクリエーション活動をする『里海』遊びがようやく定着し始めています。しかし、。

<問題点、今後の課題>

- ① ぎりぎりの予算、赤字年度も
- ② 地元漁協などとの折衝
- ③ 事故：『里海』も大自然の一つという参加者の意識を、ともに高める必要性

NPO 法人バディ冒険団 ■設立：2001年12月3日

■ 住所：〒251-0038 神奈川県藤沢市鵜沼松が岡1-21-1

■ HP：www.sports-buddy.jp 「Sports and Adventure for evryone of us」

遠藤大哉プロフィール

1968年（41歳）東京都狛江市出身。日本体育大学社会体育学科、日本体育大学大学院社会体育コース修了。修士課程修了後、ニュージーランドに留学。エベレスト初登頂者エドモンド・ヒラリー卿が主宰する野外学校（OPC）で1年間スタッフとして勤務。帰国後、日体大、早稲田大学スポーツ社会学研究室助手を務める。

現在、東海大学体育学部、海洋学部、神奈川大学人間科学部、横浜リゾート & スポーツ専門学校にて非常勤講師。著書『今日からはじまるスポーツ社会学』（森川貞夫編著・共栄出版・共著）、『ライフセービング教本』（日本ライフセービング編・大修館書店・共著）。

大学時代にライフセービングの91年全日本選手権パドルボードレース、レスキューボードレース等に優勝、2005年から2008年までライフセービング日本代表監督に就任。

現在日本ライフセービング協会競技力強化委員長、西浜サーフライフセービングクラブ理事、藤沢市カヌー協会理事、NPO 法人湘南マリンオーガニゼーション事務局長。

江戸川大学経営社会学科後藤ゼミ十スポーツカルチャー研究所 (NPO バディ冒険団)

共同研究 市民スポーツの先端領域 実態調査

街ではいま、トレイルランニングがブームといわれています。東京マラソンなどに見る「女性を中心とした新しいマラソンブーム」に早くも飽き足らなくなった人たちが、野山を軽快に走り抜けるスポーツを想像以上の広がりを楽しんでいます。ネットに紹介されるレース大会だけでも 30 を数え、レースにこだわらず走る人々も着実に増えています。

同じように海では 5 KM、10 KM の遠泳への参加者が急増しています。また 100 KM を超えるようなウルトラマラソンの参加者も増えており、女性が男性を尻目にゴールする場面も珍しくありません。楽しんでいるのはごく普通の市民です。

江戸川大学研究室では、通常のマスコミには無視されがちなこうした「先端領域の市民スポーツ」に注目し、どのような人が、どのような形で、あるいは動機で、どのように楽しんでいるかの実態調査をスポーツカルチャー研究所の協力で今年から始めました。

*参加者の平均年齢は意外と高く、42・2 歳

学校時代はスポーツが「不得意だった」人が 37 %

どちらかといえば短距離系だった人が 37 %

始めた動機の 30 %が「メタボから脱出したかった」

女性の参加者は 25 %前後

また週平均 9 時間近い活動を必要とするにもかかわらず、2 割の参加者が「家族との絆が逆に深まった」、34 %が「仕事などの能率が上がった」と回答していました。

*従来は「レジャー・レクリエーションとしてのスポーツは、誰でもできる軽いもの」が通念でしたが、必ずしも「軽度」にこだわらず、思い切り自分を発揮する「難度の高い活動」による精神的な解放やリラクゼーションを求める人たちの領域も、そのスペースを確実に広げているような気がします。

*また女性の参加者がこうした領域では急激に存在を増しています。可処分所得、可処分「時間」の点で女性の方が男性より有利という現実もありますが、調査アンケートでは、

* 男性に勝つ、抜くことが快感か 30 %がイエス

* 出産は女性を強くすると感じるか 60 %がイエス

* 総合的な意味で、自分が美しくなると思うか 70 %がイエス

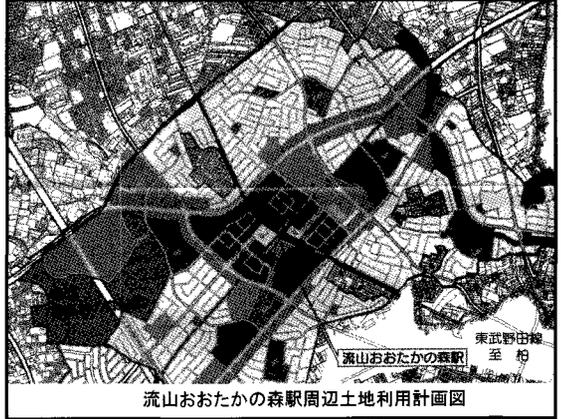
などの興味深い結果が出ています。今後、この分野を研究調査していく上で女性が重要なファクターとなることを改めて感じた次第です。

調査サンプルや分析は初歩的な段階ですが、江戸川大学冒険スポーツ社会学（後藤新弥）研究室ゼミ生による集計データや所感レポートをご希望の方はご連絡ください。

後藤新弥 sport@js2.so-net.ne.jp バディ冒険団 HP にも掲載中

市野谷の森公園を核とする水と緑のまちづくり

特定非営利活動法人
NPOさとやま 恵良好敏



流山おおたかの森駅周辺土地利用計画図

市野谷の森の保全に係る基本方針

- (1) 基本理念 市野谷の森を常磐新線沿線整備に係る象徴となる緑、生物の多様性を守りまちの環境の質を高める緑として位置づけるとともに、住民が身近な自然とふれあい、自然を学び、やすらぎを得る場として、自然の質を損なうことなく、より質の高い緑空間の創出をめざして、保全・利用を図っていくことを基本理念とする。
- (2) テーマ いきものたちと時間(とき)をすこす まちの緑
- (3) 自然保全目標 オオタカを頂点とする多様な動植物が生息・生育できる地域固有の田園的自然の保全

千葉県新聞 (日刊) 1998年10月10日(土) 10月12日(日)

繁殖環境に応じ6ゾーン

生物の多様性を守る緑に

オオタカ生息 市野谷の森

保全・利用の方針

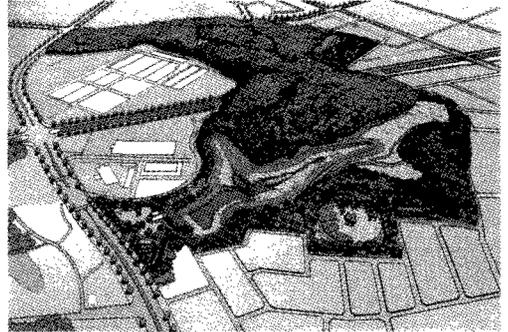
県の基本構想

市民と行政の
パートナーシップ
で自然保護

保全と利用の基本方針

- ・ 保全に係る基本方針
オオタカを頂点とする生物の生息・繁殖環境を立ち入り禁止(環境保護ゾーン)、制限(環境学習、環境保全ゾーン)を設け、適切な管理を行い、多様な動植物の生息基盤となる環境を創出する。
- ・ 利用に係る基本方針
水辺、野遊び、雑木遊びゾーンを設定、かつて谷津田だった場所を湿地や池に修復し、自然観察センターや農林業体験、自然工作などができる施設などの自然とふれあう拠点を設ける。

生態系のサンクチュアリを守ることを楽しむ公園。



県立市野谷の森公園完成予想図

【セッション B】

「世界の水辺空間 & 都市開発から考える」

樋口正一郎 <http://www.uaa-higuchi.com/> 補足資料
(2009年11月28日)

イギリスや韓国での水路や川の復活の試みが脚光を浴びています。しかし、水運で栄え、生活の中心にあった水辺や水と緑を楽しんできた日本の原風景は遠い昔話になっています。水辺空間を取り戻すことは可能だろうかとの観点から、今回のレクチュアを試みています。

江戸時代、隅田川をはじめとする運河における水運で、江戸は世界を代表する都市の一つでした。現在は運河などどこにあったのかという感じです。その象徴が、東京の日本橋です。韓国ソウルでも似たようなケースがありました。都心を東西に流れる清溪川の上に高速道路を建設し、高度経済成長を支えてきましたが、現大統領・李明博氏がソウル市長時代に撤去し、川を復元しました。流れる水と植生で都心に憩いの空間を取り戻し、多くの市民の共感を得ました。日本橋を覆う高速道路撤去の話も、この清溪川に刺激を受けての話です。

川や運河を市民生活の中でどんな位置づけ、使い方をするのか。都市の構造を根本的に見直さなければなりません。イギリスでは、18世紀の産業革命で特に、都心部への物資輸送のための運河建設が活発化しました。運河をつくれれば儲かるという時代背景があり、お金持ちがこぞって運河づくりに精を出したのです。しかし、時代は鉄道時

代から車時代になり、運河が放置されたかに見えた時代もありましたが、往時のまま維持管理されてきた運河が多く、レジャー時代となった現在、多くの運河や水路、川が国民生活の中に根付いています。そして、水辺周辺の倉庫や港湾施設やドックなど、産業遺産として価値が高いばかりでなく、当時の夢の実現という高揚したエネルギーが現在にも伝わってくるものが多く、それらの建造物や施設を活かして使った新旧のコラボレーションは時代や都市をいかに組み立てて築いていくのかといった手本に見えてきます。

都市の新旧のコラボレーションが見事に実現されている諸外国のウォーターフロントの景観を見ると、とりあえず役に立てばいい、安普請でヴィジョンのない自然発生的な都市づくりを、なんとなく繰り返してき日本の街づくり。21世紀、一段と国際化が加速する時代に、日本の街が機能性も魅力もないということがだんだん明らかになってきました。自分の生活する街、都市について夢など描くことなどしなかったから、現在の日本の状況を作ったと言えます。市民一人ひとりが美しい楽しい街をつくろうとすることが、都市を築くことに繋がります。

◆ソウル／清溪川の復元

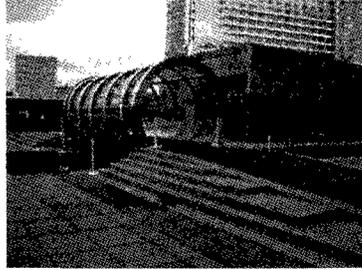
蓋をしていた高速道路を取り壊し、都心に清流を取り戻した。ソウル市民の憩いの場所であり、ソウルの繁華街の一つ明洞から北に徒歩5、6分のところにあり、観光スポットにもなっています



◆ロンドン／リトル・ヴェニス再開発の例



昔の運河を彷彿させる、のどかに浮かぶ船上カフェ



パディントン駅に直結したリトル・ヴェニスのオフィスビルや集合住宅

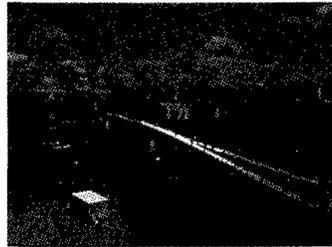


水路周辺の港湾施設跡地のビジネスパーク

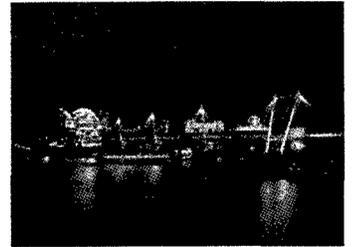
◆ロンドン／テムズ河域の再開発の例



ノーマン・フォスター設計の市庁舎。屋上では誰でも360度の景観を堪能できる。新旧の美しい対比を演出

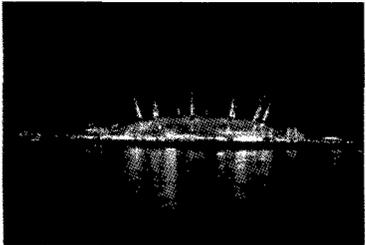


セントポール寺院とテート・モダン美術館を結ぶミレニアム歩道橋。新旧ロンドンのコラボレーション



テムズ川に架かるハンガーフォールド歩道橋。夜景にも気を使っている

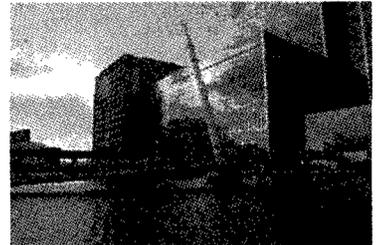
◆ロンドン／ドックランドの再開発の例



リチャード・ロジャーズ設計「ザO₂」。ミレニアム事業の一環でできたイベント会場

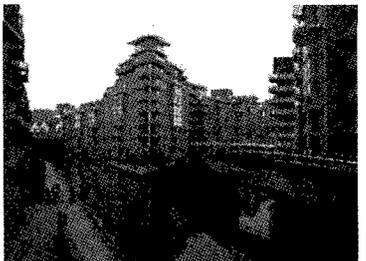


テムズ河の景観を満喫できる集合住宅。手前や対岸の低層ビルはレストランやカフェ



大きな船を通す時は回転する歩道橋

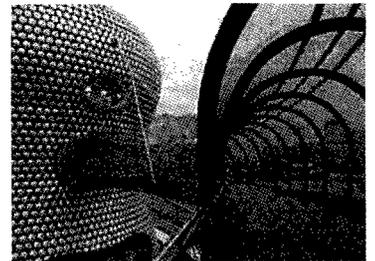
◆バーミンガムの再開発の例



産業革命時代の水路に建てられた集合住宅。昔のイメージをレンガで表現



かつての工場や倉庫をリノベーションした魅力的なカフェやレストラン



駅横にできたデパート。特異な形態で世界中の度肝を抜いた

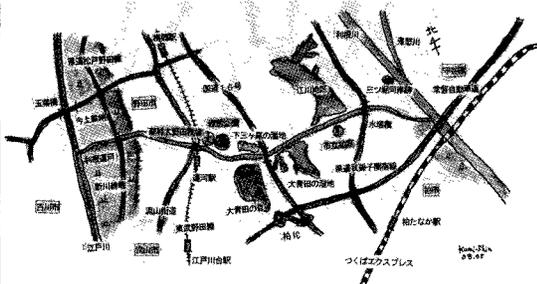
ご紹介：鹿島出版会から三冊目「イギリスの水辺環境の再生」が2010年3月刊行予定です／定価 2980円
掲載都市としてロンドン、バーミンガム、マンチェスター、グラスゴー、ニューキャッスル、
リバプール、ハル、ブリストル、カーディフ、ボーツマスの10都市を予定しています
英国旅行の案内書として、また、日本の川や水路など水辺環境を考える上で役立てて欲しいと願っています

第39回日本レジャー・レクリエーション学会
2009年11月28日

地域をつなぐ歴史の架け橋 ～利根運河の持つ力～

東葛自然と文化研究所
新保國弘

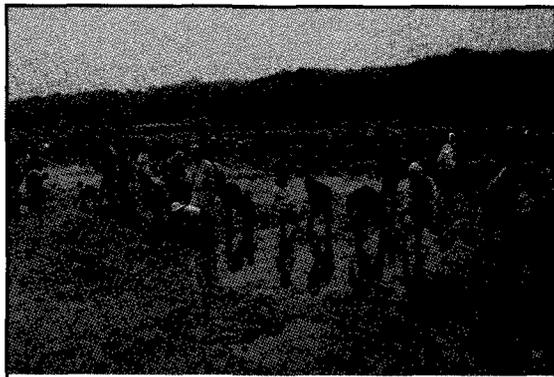
利根運河 明治21年起工,23年竣工,延長8.5km,水位1.6m,底敷幅18.2mと10m
流路延長8.5km・河川空間85.2ha・流域面積2540ha・環境基準BOD3
支流27,自流量0.5トン,上流底泥堆積30～50cm,利根川から導水10～20日/年
昭和14年高水水量500トン/秒→現在0トン
望ましい流量1.5トン:生態系,景観,水質,舟運(カヌー),農地防災



利根運河 中流 散策・ジョグ・サイクリング・自然観察の場として大人気。



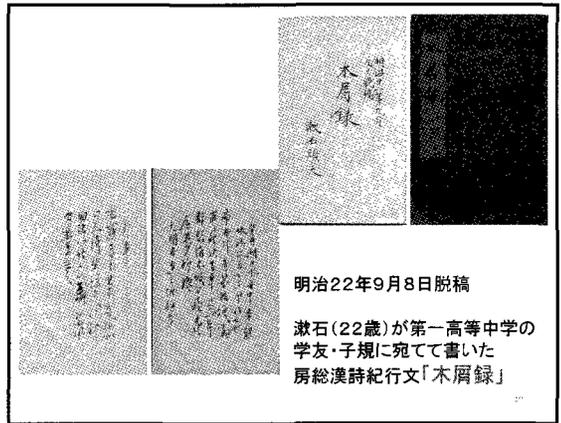
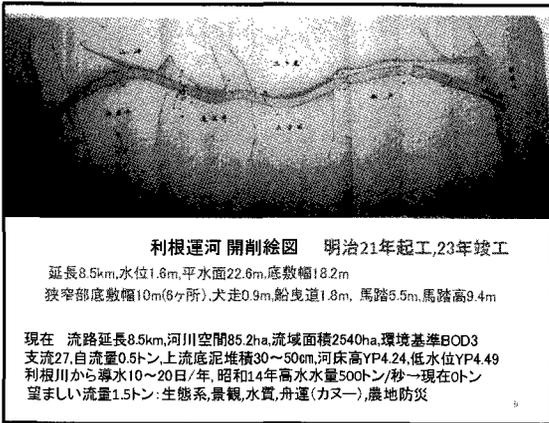
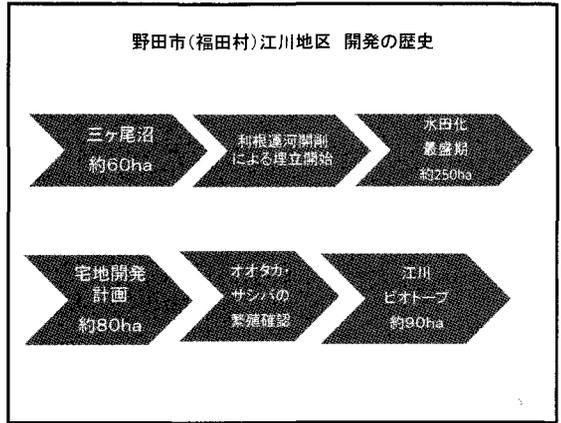
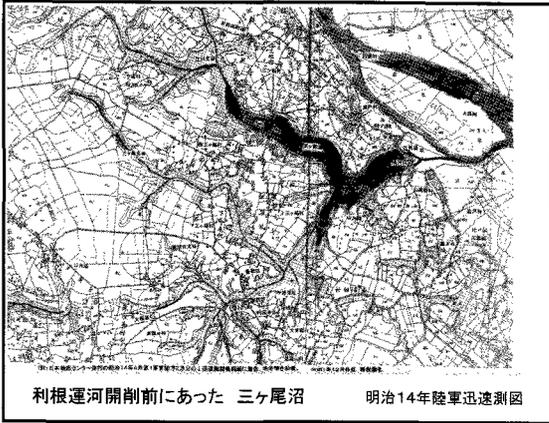
江戸川からの洪水による冠水が年2～3回 2007年9月8日



目標面積4.5haの水田型市民農園を開設 参加者600人を超え 09年。



江川ピオトープ上空にタカ柱 撮影:相島一美



利根運河開削計画の経過

明治14年(1881)春 北相馬郡県会議員・広瀬誠一郎、利根運河の開削を茨城県令・人見寧(ねい)に建議。人見はこれを内務省に提出

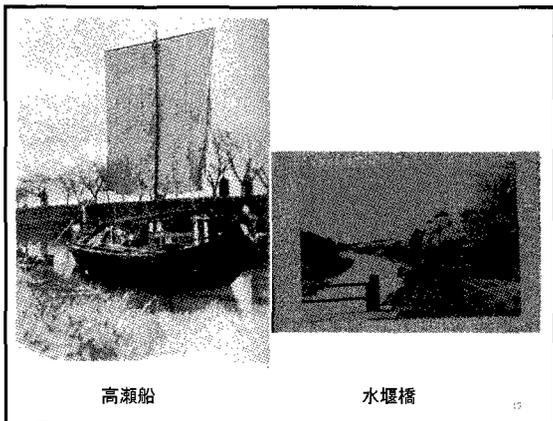
明治16年(1883)内務卿・山田顕義(あきよし)、石井土木局長 2月8日 やデレーケを随え現地を視察

明治18年(1885)デレーケに代わったムルデル、「江戸利根河 2月25日 川三ヶ尾運河計画書」を三島通庸(みちつね)土木局長に提出

同 6月17日 利根運河の測量と設計を茨城県と千葉県で共同で行う「江戸利根運河協議書」に調印

利根運河に関わったオランダ人工師

リンド 2等工師 量水標・水準標石 22,23歳頃	デ・レーケ 4等工師 調査・設計 31,32歳頃	ムルデル 1等工師 調査・設計・監督 39,40歳頃
---------------------------------	--------------------------------	----------------------------------



高瀬船

水堰橋

15



大正時代の利根運河 利根川口

16



運河橋を行く外輪式蒸気船 大正時代

17

昭和15年6月5日
千葉読売(8面)

利根運河会社
民間経営を放棄

内務省、利根運河を二万五五六円で
買収を決定
昭和一六年(一九四一)二月二日

経営難の利根運河
国が買収を決定

武動輝く歸還
社長の帰郷

船内氏を正式推挙
社長に就任

<日本レジャー・レクリエーション学会第39回学会大会 地域研究 於：江戸川大学>

「旧葛飾郡エリアのレジャー・レクリエーション資源」報告

田中伸彦^{1,2}

Report on regional study 'Leisure and recreational resources in former Katsusika County Area'

Nobuhiko Tanaka^{1,2}

1. 「旧葛飾郡」について

(1) はじめに

今回の地域研究は「旧葛飾郡」で行うらしい...
ところで、「旧葛飾郡」とは、果たして何なの
だろうか？

神奈川県で生まれ育ち、現在は茨城県つくば市
に居住している根っからの関東人である筆者でさ
え、「旧葛飾郡」とは何なのか、どこからどこま
でが「旧葛飾郡」なのか、さらに言うと、「旧葛
飾郡」がどのような地域イメージを持つのかなど
について、皆目見当がつかなかった。

終わってみれば、主催者の意図するところや、
学会のテーマに「旧葛飾郡」を採りあげる意義が
よく分かったのだが、地域研究に参加しなかつた
多くの会員に対して本報告を行うには、まず「旧
葛飾郡がどのようなところか？」ということから、
説明する必要があるだろう。

(2) 「旧葛飾郡」って何？

「葛飾」といえば、「東京都葛飾区」や、映画
寅さんシリーズで有名な「葛飾柴又の帝釈天」、
そして根強い人気を持つ漫画「こちら葛飾区亀有
公園前派出所」などが真っ先に浮かんでくる。い
ずれも東京の下町を連想させるものである。

しかし、今回の学会大会の開催地は千葉県流山
市にある江戸川大学である。東京都下ではない。
「葛飾」と「流山市」との間にはいかなる関係が
あるのか？その点が私には今ひとつぴんときな

った。

そこで、インターネットのフリー百科事典「ウ
ィキペディア」で「葛飾郡」を検索してみた。す
ると、「葛飾郡」は、事典の一項目としてちゃんと
掲載されていた。そして、その歴史や地理的範
囲などの説明が、事細かに載っていた¹⁾。

「ウィキペディア」によると、「葛飾郡（かつ
しかぐん、かつしかのこおり）」はかつて下総
国・武蔵国に存在した郡のことなのだそうであ
る。かつての地名なので、今は「旧葛飾郡」と
「旧」をつけて呼ぶことが多い様である。現在の
地名でいえば、東京都・千葉県・埼玉県・茨城県
に分断されてしまった南北に細長い地域を指すこ
とになる。

よりイメージしやすく言えば、江戸川の周辺地
域に相当する。茨城県の関宿で利根川と袂を分け
る江戸川が、野田、流山、松戸、行徳と下ってい
き、東京湾に注ぐまでの約60kmの川筋が、か
つて「葛飾郡」と呼ばれていたとのことである。

(3) 「旧葛飾郡」のキーワードは「水」と「河川」

ところで、この「旧葛飾郡」を、東西方向に切
って断面図をつくってみると、普段食卓でよく使
うような平皿のような地形をしていることが分か
る。

流域の東を流れる江戸川と、西を流れる見沼代
用水が標高的に一段高くなっており、いわばお皿
の縁になっている。その間に挟まれた地域は平皿
の底よろしく平たく窪んでいるのである。そし

1 独立行政法人森林総合研究所 Forestry and Forest Products Research Institute

2 東海大学観光学部 School of Tourism, Tokai University

て、そのお皿の底には、東から中川、倉松川、大落古利根川、元荒川、綾瀬川と実の5本の河川が走っている。

この平皿型の地形こそが、今回の地域研究で「旧葛飾郡」と採り上げる秘密が隠されている。関東平野は、どこも文字通り平たく、似たような標高と思われがちであるが、その中で一段低い場所にある「旧葛飾郡」の人々は、良い意味でも悪い意味でも常に水と関わり続ける宿命を、自身のライフスタイルの中に組み込まれているわけである。

要するに、旧葛飾郡の人々は、江戸時代から現在に至るまで、洪水から身を守るため、水運を行うため、田畑に水を引くため、そしてくつろぐために、遊水池や放水路をつくり、運河を掘り、用水を引き、水辺に宿屋や茶屋をつくった。「旧葛飾郡」の人々の文化は水とともに育まれていったのである。

2. 「地域研究」の報告

(1) 集合地 - JR 金町駅 -

ひととおり「旧葛飾郡」の説明が終わったので、本題である「地域研究」の報告に移りたいと思う。

「地域研究」の当日、つまり11月27日の午後12時半に、集合場所の常磐線金町駅に集まった参加者は、総勢15名であった。

土屋薫大会実行委員長（江戸川大学）の挨拶（写真1）のあと、小型バスで、東京都・千葉



写真1 土屋薫大会実行委員長の挨拶

県・埼玉県 of 3 都県をまたにかけての移動が開始された。

今回訪れた巡検地は、東京都立水元公園（東京都葛飾区）、利根運河（千葉県流山市・野田市）、そして首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）の3カ所である。

(2) 巡検地（その1）：東京都立水元公園

はじめに訪れたのは、東京都立水元公園（東京都葛飾区）である。

水元公園とは、1965（昭和40）年に開園された面積約88haの都市公園である。小合溜（こあいだめ：写真2）という遊水池を中心とした都内で唯一水郷の景観をもつ公園で、都市化が進む1975（昭和50）年までは、このあたりは都立江戸川水郷自然公園に指定されていた。また、小合溜の対岸は埼玉県三郷市で、埼玉県立みさと公園となっている。



写真2 水元公園 小合溜で釣りを楽しむ子どもたち

ちなみに、小合溜とは、1729（享保14）年、将軍徳川吉宗の時代に、江戸幕府が灌漑用水を調整するために開削した遊水池のことである。かつては旧古利根川の一部だったが、古利根川が増水にさいなまれた際、当時の治水家 井澤弥惣兵衛が、江戸の町を洪水から守るために小合溜として遊水池化したのである。平時はこの水が葛飾や江戸川地域の水田を潤す灌漑用水となった。つまり灌漑用水の水源になったことから、ここが「水元」と呼ばれるようになったわけである。

巡検では、はじめに広々とした園内を散策しながら公園の歴史や地勢、自然、住民の利用実態などについて話を伺った。水辺と中心とした園内には、ポプラ並木やメタセコイアの森、ハンノキな

ど水辺に強い樹木が生育している。今回の巡検では見ることができなかったが、ハナショウブ、スイレン、コウホネといった水生植物の花を楽しむ人も多いとのことである。また、暖かい季節には水面を利用したボート漕ぎなども盛んで、季節を問わず週末を中心に余暇を楽しむ訪問客で賑わっている。ゆったりとした空間を歩きながら、水元公園に関する解説をオンサイトで受けることができた（写真3）。

その後、「水元公園サービスセンター」の会議



写真3 水元公園 園内を歩きながらも議論に花が咲く

室で、水元公園と東京の緑地計画の歴史についてパワーポイントを用いたレクチャーを受けた（写真4）。このレクチャーは、江戸川大学で行われた学会大会の間、パネル展示コーナーでリピート上映されていたので、ご覧になった方も多いのではないかと思う。



写真4 水元公園 サービスセンターにおけるレクチャー風景

レクチャーでは、関東大震災後の震災復興計画、そして第二次世界大戦後の戦災復興計画の話が印象的であった。2つの復興計画では、それぞれ東京をぐるっと囲むようにした緑地、つまりはグリーンベルトの構想が持ち上がったが、2度とも構想が完成することなく終わった。実は水元公園はそのグリーンベルトの一角に当たる公園である。もしグリーンベルトが完成していたら東京はもっと緑豊かな潤いのある町になっていたであろうことを、古地図や写真などやふんだんに用いて感銘深くパワーポイントで説明して頂いた。

（3）巡検地（その2）：利根運河

続いて訪れたのは、利根川と江戸川を結ぶ近代土木遺産の利根運河（千葉県流山市・野田市）である。

利根運河とは千葉県の柏市舟戸から流山市深井新田の間のおよそ8.5 kmを開削し、利根川と江戸川を結んだ人工の河道である。1890（明治23）年に東北からの物資を船で東京に運ぶため、民間資本を導入してつくられたもので、最盛期には高瀬舟や外輪蒸気船が1日100艘ほど運航していたそうである。

水運業の発展に伴い、戦前、運河の周りには活気ある水郷文化が育まれた。しかしその後の鉄道、自動車の普及に伴い、利根運河は水運の要としての役目を終えた。現在は、静かで潤いのある水辺風景や安らぎの空間を活用し、地域のエコミュージアムとして新たな活用が行われている。

巡検では、国土交通省江戸川河川事務所運河出張所の中に併設されている「利根運河交流館（写真5）」で、地図を用いて地勢や歴史、自然など



写真5 利根運河交流館で地勢と歴史の解説を受ける



写真6 利根運河 岸辺を歩きながら解説を受ける

の解説を受けた。また、実際に運河の岸辺を散策しながら利根運河の自然や文化の豊かさを、解説つきで満喫することができた(写真6)。現在は水量が少なく、往来する船はほとんどないのだが、かつては商業船の往来で活気づき、またボート部の遠漕で学生が行き来していた情景が目に見えようであった。

また、この運河を開削するに当たって工事の計画・監督に当たったオランダ人土木技師ムルデル氏とデ・レーケ氏の話も興味深かった(写真7)。1885(明治18)年にムルデルが「利根川運河計画書」を内務省土木局に提出してから実際の工事に取りかかるまでに、実に3年にわたる根気のいる交渉が必要だったこと、1日3,000人、延べ200～220万人をかけた大工事だったことなどを伺い、現在の緑と潤いにあふれる運河は、先人の多大なる人手をかけてつくられた



写真7 利根運河開削に尽力したオランダ人技師ムルデルの顕彰碑

環境であったことを知り、改めて感銘を受けた。

(4) 巡検地(その3): 首都圏外郭放水路

最後に訪れたのは、世界最大級の地下放水路である首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)である。

首都圏外郭放水路とは、2006(平成18)年に完成したばかりの、地下50mを貫く世界最大級の地下放水路である。上述のとおり、「旧葛飾郡」は平皿の底のような形をした低平地である。昭和30年代頃からの急激な都市化の進行に伴い、この地域は大きな台風や集中豪雨のたびに慢性的な洪水に見舞われるようになった。つまり、「旧葛飾郡」の住民を洪水から守るという長年の悲願を実現すべく完成したのが首都圏外郭放水路なのである。従って、この放水路は暮らしの安全・安心を守ることに第一の役割である。が、それだけに留まらず、水と人との共生を考える環境教育や防災教育の場として利用されたり、地上・地下の広いオープンスペースを利用してスポーツやコンサートなどにも活用されている。

巡検では、はじめに付設の地底探検ミュージアム「龍Q館」で、住民の安全・安心な生活を支える治水の重要性や放水路のしくみについて解説を受けた(写真8)。近代の最新掘削技術を駆使してつくった立坑にはスペースシャトル1台がすっぽり収まることや、排水システムには航空機用仕様の14,000馬力のガスタービンエンジンを改造して利用していることなどの話を伺い、我々のごく普通の日常的な余暇時間は、この様な最新技



写真8 龍Q館における解説風景



写真9 地下50mにあるパルテノン神殿
さながらの調圧水槽

術に支えられて営まれていることを再認識した。

その後、100段余りの階段を降り、地下50mの放水路（調圧水槽）の中に実際に入って見学するという貴重な機会に恵まれた（写真9）。あたかもギリシャのパルテノン神殿のように太い柱が立ち並ぶ巨大水槽は、豪雨時に水をためる機能はもとより、平時にはコンサートなどのイベント空間として利用されることもあるそうである。

3. おわりに

半日という短時間ではあったが、今回の地域研究を通じて、我々の生活を支え、潤いを与え、文化をはぐくむ「水」や「河川」についての様々な見聞を深めると同時に、レジャー研究において「水との関わり」を考える大切な機会を得ることができた。

巡検で移動する中、私は、ディズニー・インスティテュートによる、ある著作の一片を思い出していた²⁾。ディズニー・ワールドにおける4つのサービス基準である。要するに、最高のレジャー空間を、人為を借りて作り出すために必要な4つの要素のことである。

4つの要素とは「安全」、「ゲストへの配慮」、「ショー」、「効率」であり、この順番でディズニーで働くキャストの行動の優先順位が定まるわけ

である。今回の巡検の場合には「ゲスト」を「住民や来訪者」に、「ショー」を「地域らしさ」と書き換えた方がしっくり来るかもしれない。

より具体的に言えば、「①自分自身や愛する人たちの身の安全が脅かされないこと」、「②『住民や来訪者』の感情や才能や文化を認め、尊重すること」、「③最上の水準で『地域らしさ』を提供すること」、「④地域を効率よく活用すること」という4つの順番で地域を管理する必要があると言うことである。

近年は、観光立国が提唱され、豊かなレジャー空間へのニーズが高まっている。一般的に地域づくりの中で、上記①が最優先されていることは疑いのない事実であろうが、我が国で次に優先されるのは②や③ではなく、④となっていることが、豊かなレジャー空間づくりの足かせになっているのではないかと思う。

現在は政治やマスコミなど「効率」一辺倒の論調が目立つが、②や③を飛び越した形で④を優先すると、住民も来訪者のお互いがお互いを尊重することがないまま、つまり、その地域が持つ「国の光を観る／観せる」ことができないまま、「地域らしさ」が衰退し、レジャーという点からは素っ気ない空間になっていくのではないかと考えさせられた。

そのような中で、「旧葛飾郡」の人たちが水や河川との関わりの中で、安全→住民・来訪者への配慮→地域らしさの提供→効率、の順番でまちづくりに取り組んでいる姿勢を拝見させて頂き、非常に感銘を受けた次第である。

引用文献

- 1) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%91%9B%E9%A3%BE%E9%83%A1>
- 2) ディズニー・インスティテュート著・月沢李歌子訳、ディズニーが教えるお客様を感動させる最高の方法、日本経済新聞出版社：210pp、2005

うことで地域住民が地域の魅力を発見し、より愛着を持ってもらえる、活動の継続性につながるなどの効果が期待できる(図1)。また、多くの人にその地域のことを真剣に考えてもらい、主体的に地域に関わる場を提供することができる。

そのため、農山村で行われるWSでも住民が自主性を育み、地域について考え、学ぶ場となることが求められるのではないかと考えられる。また、WSに参加すること自体が地域住民にとって一つのレクリエーションになりうると考えられる。

そこで、様々な地域づくりのWSなどに参加し、実際にWSを行うことでその有用性や、効果について研究するために活動を行ってきた。

私が初めて参加したWSは、農山村における空間計画WSの先進的事例である長野県千曲市にある姨捨(田毎の月)棚田で行なわれている「田園自然環境保全整備事業 姨捨地区」(以下姨捨ピオトープ事業と称す)である。この姨捨棚田は国の名勝にも指定されている地域である。そのため地域住民の地域に対する愛着が強く、みんなで話し合いを行うことで、より地域について広く考えることができるようになった(写真1)。

2006年より石川県輪島市三井町で行っているWSでは、地域の住民より「WSに参加することはレジャーの一つになりうる」という話を聞くことができた。

また、2008年度よりファシリテーターとして参加している神奈川県平塚市のひらつかゆるぎワークショップにおいては、地域住民と里山利用の



写真1 みんなで輪になって話し合う、このWSが私の原点



写真2 作業の後の楽しみ 平塚ゆるぎWSより

方法を考え、畑作業などを行ってきた(写真2)。

その他東京農業大学のプロジェクトである「多摩川源流大学」において、学生を対象に地域の魅力を発見するなど多種多様な活動から地域づくりを行うWSを開催してきた。

これらの地域づくりWSに参加して一番感じたのは「人が集い、ともに考え、活動することは楽しい」ということである。もちろんこれらの活動が地域に還元されることは当たり前だが、これらの活動に参加することで地域住民のつながりができ、レクリエーションとして楽しむことができた。

このような活動は継続して続けていくことにこそ意味があると考え。そのため、今回のような賞を受賞したことで、今後もより一層関心が高まり、多くの人に活動に参加していただくことができることを願う。

WSは多くの人々が参加してこそ成り立つものであり、この賞は私一人の力では受賞できなかった、今までWS活動に参加してくれた多くの方に感謝したいと思う。

この賞を励みとして、より一層活動に精進していきたい。

引用文献

- 1) 中野民夫、ワークショップ：岩波書店、2001
- 2) 矢野加奈子ほか、農山村における空間計画ワークショップに期待される効果とその構造化に関する研究、レジャー・レクリエーション研究 37、40、4、2007

日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規程他	103
役員選出細則設置の趣旨他	108
投稿規程・原稿作成要領・投稿票	115
「日本レジャー・レクリエーション学会賞」学会賞規程	121

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名：Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、東京都世田谷区桜丘1-1-1 東京農業大学地域環境科学部造園学科 観光レクリエーション研究室に置く。

〈第2章 事業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 学会大会の開催
 - (2) 研究会・講演会等の開催
 - (3) 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
 - (4) 研究の助成
 - (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
 - (6) 会員相互の親睦
 - (7) その他本会の目的に資する事業
- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。
- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
 - (2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
 - (3) 購読会員は、本会の学会誌を購読する機関・団体とする。
 - (4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
- 第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
 4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。
- 第12条 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員選出についての規則は別に定める。
- 第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。
2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の

推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 〃 20,000円以上
- (4) 購読会員 〃 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

附 則

- 本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。
- 本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。
- 本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。
- 本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。
- 本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。
- 本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。
- 本会則は、平成17年12月10日より一部改訂する。
- 本会則は、平成18年12月3日より一部改訂する。
- 本会則は、平成21年11月29日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

昭和 58 年 10 月 30 日改訂

平成 7 年 12 月 10 日改訂

平成 11 年 4 月 26 日改訂

1. 会則第 17 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に 1 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
 - (1) 総務、(2) 研究企画、(3) 編集、(4) 広報渉外、(5) 財務また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

平成 7 年 12 月 10 日改訂

1. 会則第 18 条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規程に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員 20 名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規程

昭和 56 年 11 月 8 日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規程に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員 20 名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部の次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる 15 名を正会員による直接選挙（順位標記の 5 名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事 10 名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事 5 名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25 名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5 名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第 10 条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 すべて役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

(選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監 事 2名

(資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、投票数が決定したとき投票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

附 則

この細則は、平成18年12月3日から一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

(選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

(選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会（役員改選前年度の最初に開催される理事会）において郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事（10名）の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によって同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。

- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1. 期日の申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事(25名)による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

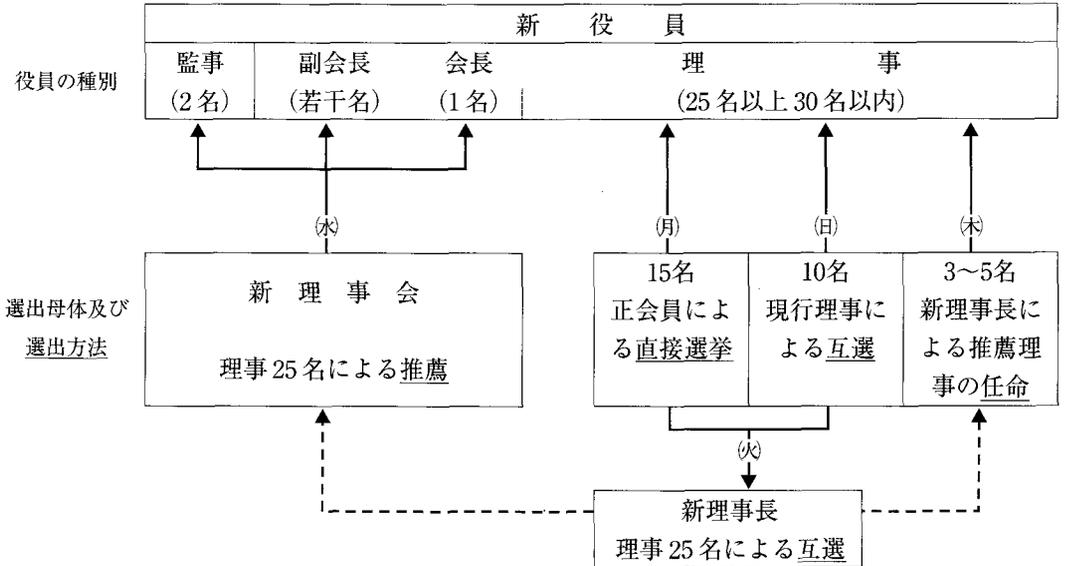
附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕図説中の(日)～(木)の数字は、新役員の選出される順序を示す。



《各役員選挙投票用紙》

〔改選前理事選出投票用紙〔a〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】（順位標記の10名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()
6. ()
7. ()
8. ()
9. ()
10. ()

〔新理事選出投票用紙〔b〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】（順位標記の5名連記）

- ()
- ()
- ()
- ()
- ()

〔会長、副会長、監事選出投票用紙〔c〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長（1名）、副会長（若干名）、監事（2名）の選出投票用紙【c】（無記名単記）

- 会長
- ()
- 副会長
- ()
- 監事
- ()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規程

昭和 46 年 3 月 21 日制定
 昭和 57 年 6 月 12 日改訂
 昭和 58 年 7 月 1 日改訂
 平成 元年 2 月 2 日改訂
 平成 8 年 4 月 1 日改訂
 平成 15 年 2 月 8 日改訂
 平成 20 年 11 月 29 日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり 12 ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同 6 ページ以内とする（1 ページは 2,016 字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の 1.5 倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー 3 部を提出する。原文は、

郵送事故などに備えて投稿者が保管する。

- 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
- 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
- 4) 提出先は、別途これを定める。
- 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
- 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

5. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規程の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

原稿提出先

〒259-1292

神奈川県平塚市北金目4-1-1

東海大学 観光学部 観光学科

(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)

田中 伸彦 宛

TEL：0463-58-1211 内3955 FAX：0463-50-2536

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成 15 年 2 月 8 日制定)

1. 原稿の作成

- (1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。
 - 1) 用紙は A4 判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
 - 2) 書式は、和文の場合には 1 頁に 800 字詰め (25 字× 32 行)、欧文の場合にはダブルスペース (30 行) とする。また、それぞれ左 40mm、右 80mm、上下 30mm 程度の余白を残すこと。
 - 3) 欧文、数字、小数点、および斜線 (/) は半角文字を使用すること。
 - 4) 句読点は、マル (。) およびテン (、) を使用すること。
- (2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。
- (3) 手書きで原稿を作成する場合には、400 字詰め原稿用紙 (20 字× 20 行) を用いること。

2. 原稿の体裁

- (1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文 (註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。
 - 1) 標題頁には、①原稿の種類、および②タイトル (和文・英文の両方) を記入する。この頁に著者名や所属などは一切記入しない。
 - 2) 抄録頁には、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録 (250 語程度) と和文抄録 (500 字以内) 添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
 - 3) 本文頁には、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。
 - ①本文の中央下に頁番号を記入する。
 - ②本文の左側に、可能な限り、5 行おきに行番号を記入する。
 - ③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。
 - ④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。
 - ⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1、2、…、(1)、(2) …、1) 2) …、①、②…、とする。
 - ⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位は SI 単位 (m、cm、mm、kg、g、mg など) とする。
 - ⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾ のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。
 - ⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。
 - ⑨謝辞、および付記 (研究費交付等) は本文の末尾におく。
 - ⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註 1)、註 2) … というように番号順に一括して記載する。
 - ⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) … と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

＜学術誌・雑誌の場合＞

著者名、論文名、雑誌名 巻号：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 1] 西野仁・知念嘉史、ESM（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究 38：1-15、1998

[例 2] Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaenen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

＜単著などの場合＞

著者名、書名、発行者、発行地：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 3] ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例 4] Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1933

＜共著書などの場合＞

著者名、論文名、（編集者名、「書名」、発行者、発行地）、頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 5] 下村彰男：リゾート景観の保全と創造、（日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京）、217-227、1998

[例 6] Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Foerst tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission, (In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York), 183-199, 1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。

②表は、表1、Table 2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。

③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。

④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14 cm、1段の場合は6.5 cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。

⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にEL版以上の紙焼き写真を提出する。

⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。

⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

(投稿票 1/2)

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 _____

受付番号 _____

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	郵便送付先 〒 _____ TEL _____ FAX _____ E-mail _____					
全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論 その他（具体的に： _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有 ・ 無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有 ・ 無
	抄録 本文	枚	枚	枚	別刷り希望数	部
	図 票	枚	枚	枚		
原稿の動き	A	B	C	初稿印刷		
著者 → 編集委員会					著者送付	
編集委員会 → 審査者					著者校正	
審査者 → 編集委員会					2校印刷	
判定					2校校正	
編集委員会 → 著者					3校印刷	

<p>和文要旨 (貼り付け可)</p>	
<p>原稿投稿時の チェック リスト</p>	<p>確認したら<input type="checkbox"/>にチェックしてください。</p> <p>~~~~~</p> <p> 標題ページ <input type="checkbox"/> 原稿の種類は記入してあるか <input type="checkbox"/> タイトル(和・英)は記入してあるか <input type="checkbox"/> 著者名・所属は未記入であるか 本文ページ <input type="checkbox"/> 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 註の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> ページ番号(本文中央下)を記入したか <input type="checkbox"/> 行番号を記入したか(本文左) <input type="checkbox"/> 母国語でない場合、文章校閲を受けたか <input type="checkbox"/> 見出し記号は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 図表挿入箇所の表示をしたか 図 表 <input type="checkbox"/> 図1表点につき1枚の用紙が使用されているか <input type="checkbox"/> 図のタイトルは適切か <input type="checkbox"/> 表のタイトルは適切か </p>

~~~~~  
 イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。  
 ~~~~~

日本レジャー・レクリエーション学会賞規程

平成19年12月2日制定

(目的)

第1条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本賞」という。）は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として日本レジャー・レクリエーション学会賞を設ける。

(日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第2条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本賞」という。）は、次の4賞を設ける。

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 - 論文部門、発表部門-
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

(学会賞)

第3条 「学会賞」は、正会員によって前年度（審査確定年度）に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

(研究奨励賞 - 論文部門、発表部門-)

第4条 「研究奨励賞-論文部門、発表部門-」は、正会員の大学院生および大学等の研究生等を対象として、その前年度（審査該当年度）に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞-論文部門-」を、また、学会大会において発表された一般研究発表（口頭、ポスター）の中から「研究奨励賞-発表部門-」を授与することができる。

(支援実践奨励賞)

第5条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

(貢献賞)

第6条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与することができる。

(表彰)

第7条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、発表部門-」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

(選考)

第8条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、発表部門-」「支援実践奨励賞」については、選考委員会において審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。また「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

(選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

**「レジャー・レクリエーション研究」
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。**

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

投稿論文送付先

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目4-1-1
東海大学 観光学部 観光学科
(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)
田中 伸彦 宛

TEL：0463-58-1211 内3955 FAX：0463-50-2536

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえましよう。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒156-8502 東京都世田谷区桜丘1-1-1
東京農業大学 地域環境科学部造園学科
観光レクリエーション研究室
麻生 恵 気付
日本レジャー・レクリエーション学会事務局
電話 (03) 5477-2436
郵便振替 00150-3-602353
口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

- ◎学会大会の開催……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。
- ◎研究集会の開催……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会を作っております。
- ◎学会ニュースの発行……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。
- ◎「レジャー・レクリエーション研究」の発行……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。
- ◎研究・調査資料の発行……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。
- ◎受委託研究の実施……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究の進める体制ができております。
- ◎情報交換……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報を取りかわす機会をつくっております。
- ◎共同研究……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

編集委員会

委員長	田中 伸彦	(森林総合研究所・東海大学)
副委員長	嵯峨 寿	(筑波大学)
委員	小田切毅一	(新潟医療福祉大学)
委員	小椋 一也	(東京医学柔専門学校)
委員	高橋 伸	(国際基督教大学)
委員	土屋 薫	(江戸川大学)
委員	師岡 文男	(上智大学)

Editorial Committee

chief editor Nobuhiko TANAKA
Forestry and Forest Products Research Institute
Tokai University

vice chief editor Hitoshi SAGA
Tsukuba University

editor Kiichi Otagiri
Niigata University of Health and Welfare

editor Kazuya OGURA
Tokyo College of Osteopathy

editor Shin TAKAHASHI
International Christian University

editor Kaoru TSUCHIYA
Edogawa University

editor Fumio MOROOKA
Sophia University

レジャー・レクリエーション研究 第64号
Journal of Leisure and Recreation Studies No.64

平成22年3月21日 印刷

平成22年3月31日 発行

発行者 鈴木秀雄

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会

〒156-8502 東京都世田谷区桜丘1-1-1

東京農業大学地域環境科学部造園科学科

自然環境保全学／観光レクリエーション研究室

麻生 恵

電話 (03) 5477-2436 FAX (03) 5477-2625

印刷所 前田印刷株式会社筑波支店

〒305-0033 茨城県つくば市山中152-4

電話 (029) 875-6696

JOURNAL of Leisure and Recreation Studies

No. 64

Original Articles

- Effectiveness of the new sports as teaching materials in college physical education class
– From the comparison of exercise characteristics of the new sports (indiaa and universal hockey) and the ball game sports (volleyball and basketball) –
Shingo Nakamaru, Ayumi Ikehata, Hiroto Kimura, Yoshimitsu Kohmura1 and Kazuhiro Aoki 3
- Effect of speed of walking in urban forest on psychological and physiological change
Takeshi Baba, Junichi Imanishi, Jiro Imanishi, Eriko Ohgitani, Eri Watanabe and Yukihiko Morimoto 13
- Possibility of participation of multiple bodies in park administration at Kinmen National Park, Taiwan
Chih-i Tu, Hijiri Shimojima, Kazuya Kurita, Megumi Aso 23
- Awareness of style among handicapped persons
– A case study of a female athlete –
Koichi Omori 39
- Research regarding “Trouble” to occur in the play of children
– Pay its attention to origin and a solution process of “trouble” –
Mitsuhiro Okamoto, Kenichi Kojoh 49

39th JSLRS Congress

- The way to a sustainable society based on ecological and cultural resources
– Leisure and recreation studies should go into an alliance with these two resources –
Kaoru Tsuchiya 61
- The interaction between repeatvisitors and community residents
– Making the community pride through the destination oriented tourism –
Kuniaki Shoji, Shinya Goto, Shoichiro Higuchi, Sayuri Megumi, Shizuko Kodaka and Yoshiharu Izaki Hideharu Umetani 65
- Report on resional study “Leisure and recreational resources in former Katsusika County Area”
Nobuhiko Tanaka 91

JSLRS Academic Awards

- Study and the practice of the Workshop technology on the recreation space management
Kanako Yano 97

Regulation of JSLRS

Infomation of JSLRS

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Mar. 2010